

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

——富岡次郎教授の高説に対するささやかな疑点——

米川伸一

目次

問題の限定

第一部 絶対王制期ノーフォクにおける農業と土地問題

——「叛乱」の諸前提——

(一) マナ・村落共同体の変貌

(i) 農奴身分

(ii) マナの諸収入

(iii) 牧羊権

(iv) マナ法廷

(二) 農民経済の小商品生産的・資本制的発展

(i) マナのケース・スタディ

(ii) 遺産目録の分析

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

結語

第二部 「ケットの叛乱」

——「叛乱」の理解を廻って——

- (一) インクロウジャ政策とインクロウジャの実態
- (二) ノーフォクのインクロウジャと政治・経済風土
- (三) 反インクロウジャ一揆・示威行進・叛乱
- (四) 「叛乱」の分析

結語

問題の限定

別稿において筆者は、かの中世史上未曾有の事件と言われる「ワット・タイラの一揆」が直接生産者自体による商品生産の展開と密接な関連を有することを指摘した。小論においては、時期としては一五世紀より「大叛乱」に至る約二世紀半の期間、すなわち、いわゆる絶対王制期を対象とし、前半において農村社会の変貌を検討する。そしてその成果を念頭においた上で、当該期間のほぼ中央に激発した「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)が後半で論ぜられ歴史上の位置づけが行なわれる。ちなみに、当時代における梳毛工業の分析と当ノーフォクにおける市民革命の展開に関しては、既に『大叛乱』(Great Rebellion)は「市民革命か」と題する論稿において触れておいた。

ところで小論の分析基調は端的に次のように表現し得るであろう。すなわち、別稿において筆者は封建的小農民の小商品生産者への転化の様相を、その端的形態において観察して来たのであるが、これを契機とした資本 \equiv 賃労働関係の成立・展開を、常にそれにブレイキをかけ封建的秩序を再編成せんとする封建的諸権力との抗争の係わり合いにおいて叙述するのが本稿の課題であると。念のため付言すれば、小論では梳毛工業の発達はとりあえず叙述の対象とはならないにもかかわらず、別稿において画かれた発展の過程は常に念頭に置かれねばならない。農工両部門における発展の相互規定性の説明こそ地域史研究のひとつの重要な課題であるといえよう。

おおよそ以上のような意図において小論の叙述を進める場合、忘れてはならない点をやや先廻りして述べておこう。地域史研究においてひとつの前提となっているものは、夫々の時点において社会・経済の発展を規定する一要素として自然的諸条件を重視するということであると思う。にもかかわらず「資本主義的生産様式は自然に対する人類の支配を内蔵する」(マルクス)と言われるように、資本主義社会の成立史とは、他面より見れば、この自然的諸条件に規定され孤立散発的に成立した個々の経済圏が商品流通の媒介を経て単一の市場を形成する歴史である。この観点より筆者は、「大叛乱」に至る時期を考察した上で、当ノーフォークを「森林地帯」(the Woodland)と「平野地帯」(the Champion)と \equiv 二つの「地域」(region)に分離(\equiv 類型化)したのである。

つまり、この類型を創出した視点は単に自然的諸条件ではない。例えば、この点で最も重要な「土壌」を考慮した場合、純粹に前記の類型化が必然的なものとして要求されるものではなく、分析者の視点により恐らく若干のケースが可能ならずである。それを承知した上で、なおこの「森林地帯」・「平野地帯」という二つの地域類型概念を創出し

たのは何故か。それは勿論西洋の学界成果の吸収という意味もさることながら、われわれの叙述の視角が資本主義的経営の成立に社会的分業の発達にある限り、その発展を考慮した上で類型化を行なわなければならないのでありそれを実践したものである。とすれば視角が異なった場合、別の特定の視角から意味を持つと考えられる諸点が、小論の視角からの類型設定の場合には、取りこぼれることがあるのは当然のことである。この点をはっきりさせておきたい。

この両地帯の持つ産業立地上の対照が最終的に消滅するのは、かの「ノーフォーク農法」(Norfolk Husbandry)の普及した一九世紀を待たなければならぬのであるが、それ以前において両地帯がどのような発展の経路を辿るか、それがイギリス近代資本主義の創出に果たした役割を検べるのがこの地域史研究の一つの狙いなのである。だがこの場合にも、次のことは忘れないで欲しい。すなわち、ここでも筆者は、これら両地帯——これは単にノーフォークのみでなく全イングランド的規模において類型化し得る概念なのであるが——を近代資本主義経済の成立との関連において、何か対照的に「評価」しようとするものではない。両地帯における近代化の過程は、共に、封建的秩序を維持せんとする体制側とこれを打破せんとする諸勢力の対立・抗争のもとにおいて、夫々固有の方法によって行なわれるのであって、問題の重点はまずもってこの両地帯における反封建闘争がそれを規定する諸条件を考慮した上で、どのように行なわれたかを叙述することにあるのである。

この地域史研究において、「ワット・タイラ一揆」「ケットの叛乱」及び「大叛乱」が叙述の軸に置かれているのもこのためである。

この点をしっかりと念頭に置いた上で、筆者は、前半において領主的諸権利の変貌を叙述し、次いで後半でこれを余儀なくせしめた農民経済の発展に論及する。両者は互いに同一事象を逆の角度より観察したものでありその内容は重複する場合がある。

(1) Conf. J. Thirsk, *The Farming Region of England in Agrarian History of England and Wales 1500-1640*, 1967.

第一部 絶対王制期ノーフォクにおける農業Ⅱ土地問題

——「叛乱」の諸前提——

〔一〕 マナ・村落共同体の変貌

初めにマナ・村落共同体のあり方を実証的に解明してゆこう。

一般にイギリス本国の実証史学では中世封建制の基礎を「保有としての隸農制」(villeinage as a tenure)と「身分としての隸農制」(villeinage as a status)という両局面において捉え、更に、前者を賦役義務と同一視することにより、十四〜五世紀における貨幣地代の実現(1)「マナの崩壊」(break-up of the manor)をもって基本的には「隸農制の消滅」(disappearance of villeinage or bondage)と見做すのである。(1)このように、封建制崩壊の基礎視角が法律的側面ではなく経済的側面から論ぜられた場合、貨幣地代実現後の「身分としての隸農制」は「残滓」

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)をめぐって

(servival)として把握されるのである。マルクス主義史家であるドップは封建制を「生産様式」として捉え、それは「われわれが一般に農奴制 (serfdom) により意味しているものと終局的には一致する」と言及し、その農奴制の内容を「賦役形態であれ貨幣・現物で支払われるべき負担の形態であれ、生産者の上に力によって彼の意志とは独立に負わされる義務」と規定しているが、かような農奴制の定義は伝統的実証史学の通念と必ずしも一致していないことを指摘するのも無駄ではあるまい。筆者はドップとともに、金納化の結果として現われる貨幣地代もまた封建地代の一種と見做すものであるから、これを以って直ちに「農奴制の消滅」を論ずることは出来ないのである。とするならば、市民革命に先立つ一五—一六世紀における領主権力のあり方、農民の側から見れば封建的諸義務はどのような形態において存在したのであるうか。それはどのように変貌したのか。或いは変貌しなかったのか。これを何よりも先ず出来るだけ史料に則して探ってみたい。というのは、イギリス実証史学における既述の「楽観的」見解は、(1)これは同時に領主側によるマナ史料の不在が大きな原因なのでもあるが(2)この時期における実証的研究を著しく立ち遅れたものとして思うからである。

通説の如く一六世紀にもなると中世の慣習保有地 (customary tenancy) はコビーホウルドに転じ、農民の封建的諸義務のうち最も重要な意味を持った地代は、故 R・H・トニー教授の著作にあるように、(4)一定額に固定され物価の騰貴と相まって農民に対する負担としては漸次名目的なものとなる傾向にあったが、領主も自己の収入の実質的低下を手をこまねいて見ていたわけではない。「マナの慣習」を破らぬ面において収入の増加には意が用いられた。例えば後述するように、法廷収入、牧羊税等々の増加がそれである。そして農民に対するこれらの収奪を可能としたの

は、賦役の収奪と同様に封建領主が土地所有者であり、農民がその保有者であるという点にあり、依然として領主権の本質的基礎は土地所有にあったのである。

以上の前提に立った上で、絶対王制下における領主権のあり方は、まず第一に、身分としての隷農制の消滅とその再生産の可能性について論じられた後、第二に、領主直営地の経営と地代の動向を廻って、第三に、封建時代を通じて領主権力を現実的に保証するものであった共同体のあり方を中心にして論及し、最後に、領主権力を公的に保証した領主法廷の変貌を追求して行きたい。

(1) 最近の研究動向を紹介しあわせて自説を展開したものとについては R. H. Hilton, *The Decline of Serfdom in Medieval England* (1968) が是非参照せられねばならぬ。ヒルトンも実証史学の見解に沿って見るように見受けられる(同書三頁等)。

さらに学説史的展望としては、例を挙げ A. Savine, *Bondman under Tudors*, *T. R. H. S.*, New Ser., Vol. 17, pp. 235~8. など参照。通説の代表として E. Lipson, *Economic History of England: Middle Ages*, pp. 129~32. や R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, 1912, pp. 40~44; A. H. Johnson, *Disappearance of Small Landholders*, 1909, pp. 33~4. など参照。この二は最後の著作の一節を引用するに留める。「保有による隷農制の事実上の消滅(金納化・引用者)により身分による隷農制の存在理由は消滅した」(Ibid., p. 33)。

(2) M. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, pp. 35~6.

(3) 一五世紀以降領主文書が減少するのは直営地の賃貸化と関係がある。

(4) R. H. Tawney, op. cit., pp. 115~7.

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

(i) 農奴身分 (villein status)

既述したように、隸農制—或いは農奴制—とは農奴身分と農奴保有 (villein tenure) という二つの異なった局面を含むものであって、両者は必ずしも重複するわけではない。即ち、農奴保有地はその保有者として必ずしも領主の「生来の農奴」(villein by blood) ならしめるわけではないし、自由保有地を農奴が保有しても、これは彼をして自由民たらしめるものではない。ところで一四・五世紀に至り土地保有関係が錯綜し、自由民による農奴保有地の保有、農奴による自由保有地の保有 ('terra solitaria' の出現) が一般化する⁽¹⁾と、単に保有地の視点からでは両者の区別は全く消えてしまうのであり、これがまた領主対農民の一争点ともなったのである。例えば、農奴身分の一保有農が死亡或いは逃亡し、その保有地が領主に返付されたとする。次に、領主は農奴身分以外の保有農—例えば他のマナから逃亡してきた全くの局外者—に「領主の意志により、マナの慣習にもとづき奉仕を行なうことを条件に」マナ法廷でコピーホルダとしてその土地を保有せしめたとする。

この場合「厳密な法理論に従えば、隸農保有は一度それが領主に返付された時、復活されることは出来なかった」と言われる⁽²⁾が、地代を初めとする諸義務は土地そのものに課せられたのであるから、保有者が変わっても保有条件の内容には何の変化もなかった。若しそれに賦役が課せられている時には、たとえ十六世紀になろうと、そして幾人の保有農の移動があろうと、それは取り立てられたことを忘れてはなるまい。ところが、更に両者の区別が漠然として来ると、領主対農民の力関係の中において、領主が新来の土地保有者に対して、身分的にも自己の農奴としてのぞもう

とする場合は、次例に見るように、充分予想しえることなのである。逆に、ある力関係の中では農奴がその錯綜した保有関係を楯にとり農奴身分たることを拒否せんとすることもあろう。

ともあれ、ここで強調したいことは農奴身分が一六世紀においても当州ではかなり多数発見される事実である。ここでは「森林地帯」における二所領を対象にしよう。

〔A〕 フォンセット・マナ

既に別稿により明らかにされたように、当州東南部に位置するこのマナは耕地二七〇〇エイカを有する巨大マナであるが直営地は僅か三〇〇エイカ、フリー・ホウルド以外の農奴保有地 (terra nativa) は一〇〇〇エイカ余りであり、そのうち週賦役を負担するものは百数十エイカにすぎず、それも一四世紀末には急速に減少し、一四〇六年までにこれら百数十エイカの土地は殆どが賃貸地に転化していた。

他方、農奴の数はどうであろうか。まず当マナには全部で三二家族の農奴家族が検出されるが、現実には更に多数存在したことは確実である。彼らの数は週賦役の義務を負う二五の狭義の農奴保有地よりも遙かに多かったから、ソックランドの保有地農民にも農奴身分が存在したことは間違いない⁽⁵⁾。即ち、"bondsockman" とでも名付け得るものが存在したのであり、⁽⁶⁾ 彼らは少なくとも身分的には一一世紀以後漸次没落したのである。一四世紀における疫病、マナからの逃亡などにより、前述の農奴保有地は減少していたが、農奴身分そのものはそれと運命を共にしたものでなかった。何故なら、農奴家族はその家系の農民が増加するにつれて拡大再生産されたし、マナ外移住は農奴身分か

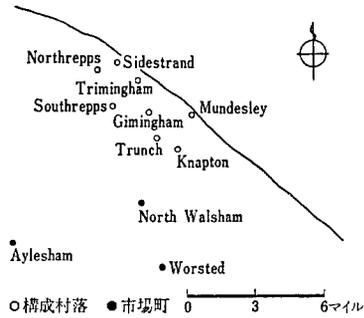
らの免除ではなかったばかりか、既述したように、身分的には農奴でも週賦役を負担しない農民も存在したからである。

確かに地代の金納化により直営地経営の労働力としての農奴の価値は消滅したかもしれないが、彼らはその後も依然として家財が領主に属し、相続税、婚姻税支払いの義務があった。マナを離れる農民は依然として移住税 (chovva-rim) を支払った。⁽⁷⁾ これらの農奴家族は一四〇〇年既に週賦役負担の農奴保有地が殆ど消滅した時にも十六家族、更に一五〇〇年にも八家族以上、一六世紀後半に入り五家族、一五七五年イリザベス女王の「解放令」により二家族が強制的に解放されることにより、遂に農奴身分は消えたのである。⁽⁸⁾ 言うまでもなく、彼らは経済的には百數十ポンドの罰金をも支払い得る富裕な農民とか直営地の借地農から日雇労働者に近い広範な層を含んでいるが、⁽⁹⁾ これら農奴身分たることを認めず領主側との間に抗争が繰り返されたことは次例によりその一端が明らかにされるであろう。

[B] ギミンガム・ソック

当州北東部に隣接して位置する五村落と、二村落の一部で構成されている当ソックは、その「中心マナ」(central manor)⁽¹⁰⁾ であるギミンガムが百三〇エイカ余りの自由保有地、五八〇エイカ余りの農奴保有地、二二〇エイカほどの直営地⁽¹⁰⁾から成っていたが、ドゥムズデイの調査記録から推定してソック全体として自由保有地がむしろ優位にあったのではないかと予想される。当ソックでは一部の農民に收穫期賦役を中心とした軽い労役が課せられており、それが一六世紀に至ってなお労働賦役として要求されたことは次節において触れる通りであるが、移住税も一四〜六世紀を

第1図 ギミンガム・ソック



通じて夫々十数名が記録されており、一四世紀における農奴のマナ逃亡の記録にもかかわらず、一六世紀においても農奴身分が根強く残っていたことを示している。もちろん、一六世紀初頭に記録された婚姻税はホーア女史によればむしろ例外で、当時になれば領主の許可は無視されていたと推定されるのであるが、領主の農奴に対する身分的支配が決して無力化していなかったことは、イリザベス女王の「農奴解放令状」が当ソックで如何に行使されたかを観察することによっても分るのである。

すなわち、女王から騎士ヘンリー・リー (Henry Lee) に対して農奴解放に関する権限が移譲せられるや、彼は当ソック内に住みソック法廷でそれとして認め得る農奴ばかりか、移住或いは逃亡して農奴身分を隠蔽する農民をも徹底的に追求し、その経済状態を考慮して莫大な金額を「解放状」と交換に請求した。この場合、農奴の財産は基本的に領主に所属するという封建社会の理念が、未だ確固として生きているのを知ることが出来る。かくして、ギミンガム・ソックに属するだけで僅か数年のうちに二三件の「解放状」が強制的に農奴により購入を強いられたのである。⁽¹³⁾

もっともこの場合も、農民側の不屈の抵抗について触れなかったとしたら、それは片手落ちにならう。農民 T・B・は「解放状」の作成にあたりスウォフィールド (Swafeld) の一家宅と三ルードの土地を五シルと評価されたが、

「彼の解放についてヘンリー・リーと談合を行なうのは理に適っている」と主張しているし、三名の農民は当ソックの農奴と判定されたことを不満としてランカスタ法廷に訴訟を起こし、それが不当であったことを認めさせているのであるが、彼らは実は、確かに当ソックの農奴であったと叙述されている。⁽¹⁵⁾ この他にも農奴と見做された農民の反抗には執拗なものが見られる。⁽¹⁶⁾

確かに女史も言うように、イリザベス時代の農奴制 (bondage) が単なる名目だけの義務であり施行されたことが殆どない、とする通説には再検討を要するのではあるまいか。⁽¹⁷⁾ 当時代の農奴制についてはサヴィンの問題提起が広く知られている。彼はいちはやくその論稿において「労働者法令」が従来の封建的諸関係に打撃を与えたというペトルシェフスキーの見解に正当にも疑念を提出し、「一揆」以後の領主制を維持せんとする諸法令を明確に指摘している。⁽¹⁸⁾ 例えば、ヘンリー四世の治世四年(一四〇二年)に庶民院は、「リチャード二世治世九年の法令第二章」⁽¹⁹⁾ が乱用されているのを訴えその廃棄を要求している。すなわち、債務者に対する執行令状が自由民(領主)により買取られ、その際理由として債務者が彼の農奴であるからと回答され、それが法廷記録に記載されることにより彼は自由を失なうことがある、と庶民院は説明している。だが、この要請を国王は拒絶した。⁽²⁰⁾ さらに、ヘンリー四世治世六年(一四〇四年)に提出された、市民或いは自由保有農がしばしば農奴として逮捕されており、自由保有農は予告なくして投獄されることなく、保釈も許可されるべきだという要求に対しても、国王はこれを拒否しているのである。⁽²¹⁾

これらの事例は、当時国家体制が領主権力をバックアップしていたことを明確に示している。確かに同時代人のフィッツハーバート (A. Fitzherbert) が「多くの自由民が農奴と見做され彼らの土地家財が没収された結果、彼らは

救済を求めて訴訟を起すことも出来ない」と表明した時、彼の主張は或る地域ないしマナでは決して誇張ではなかったのである。

イリザベス朝に至り「農奴解放」が行なわれたのは、決して彼女の「自由への愛好」によるものではない。それは彼女の慎重な打算の結果であった。即ち、「解放」により手中にすることが出来る利得が、農奴として放置することからあがる各種の利得を上廻ったからに他ならない。⁽²³⁾ 換言すれば、その時期に至り初めて農奴身分は「或る金額と交換し得る程度」の重要性しか持たぬものと成り下っていたのである。現にそれ以前に貴族院で「解放状」案を否決していることに注意したい。確かに、サヴィンが結論したように、「マナ体制の衰退はそれと同時に直接隷農制の廃止をもたらさなかつた」こと、⁽²⁴⁾ 「身分上の農奴制 (Personal serfdom) は直営地経営よりも強いものであつた」ことは確認しておく必要があるし、さらに領主側に極めて不利な時代と言われる一五〜六世紀において領主は手をこまねいて後退を続けたわけではなく、農民との日常闘争は依然として不断に続けられていたことを忘れてはなるまい。

- (1) F. G. Davenport, *The Economic Development of a Norfolk Manor, 1086—1565*, p. 85.
- (2) A. H. Johnson, op. cit., p. 28, n. 2.
- (3) 拙稿「一二・三世紀イギリスにおける土地保有と土地市場」〔商学論集〕二十卷三号) 九一—九八頁。
- (4) F. G. Davenport, op. cit., p. 84 ff.
- (5) Ibid., p. 83.
- (6) 一四〇〇年初めてモブレイ (Mowbray) 家がマナ法廷を開いた際には、(a) Libere tenentes (b) Native tenentes 「ケッターの叛乱」 (Ket's Rebellion) をめぐって

52(3) Native domini de sanguin 22 名が出廷しており、これらの数は決して保有民の数としては充分なものではないが、(2)は自由民でかつ賦役の殆どニゲリジブルなドゥズデイのソックマンの大部分、(3)は農奴身分の農民と判定される。

Ibid., p. 85; App., X etc.

(7) Ibid., p. 87 ff.

(8) Ibid., p. 88.

(9) Ibid., p. 88~95. 他6ページの例をあげる。一三四七年ノリッジのリチャード・スピンク (Richard Spynk) はイッ修道院プレトヤンマン (Doddington) の農奴として追求を受けたが、彼はそのための費用に千ポンドを使用した。Conf., G. E. Morey Ph. D. Thesis, p. 133.

(10) 直轄地一二〇ヘイカは全部がキミンガム・マナに存在したかは明らかでない。

(11) C. M. Hoare, *History of an East Anglian Soke*, 1918, p. 139, 246, 252.

(12) Ibid., p. 252.

(13) Ibid., pp. 292~4.

(14) Ibid., p. 301.

(15) Ibid., pp. 304~5.

(16) Ibid., pp. 305~9.

(17) Ibid., p. 310; Do, *The Last of the Bondmen in a Norfolk Manor, Norfolk Archaeology*. Vol. 19, p. 32.

(18) A. Savine, *Bondmen under the Tudors*, *T. H. R. S.*, New Ser. XVII, pp. 254~6.

(19) *Statutes of the Realm*, Vol. II, p. 38.

- (20) *Rotula Parliamentorum*, Vol. III, p. 499.
- (21) *Ibid.*, Vol. III, p. 556a.
- (22) A. Fitzherbert, 'Surveying' Ch. 13, 1539 in Certain Tracts concerning the Management of Landed Property (一橋大学メンカー文庫). I. S. Leadam, Last Days of Bondage in England, *Law Q. R.* Vol. 9, p. 356.
- (23) 時には「解放状」は「マナ建築物の修理」とか「教会の修理」を条件として与えられたが、この場合でもその意図は同様であらう。Conf. G. E. Morey, East Anglian Society in the Fifteenth Century, Ph. D. Thesis, 1951, pp. 126~7.
- (24) A. Savine, Bondmen under Tudors, p. 239.

(ii) マナの諸収入

本節では封建的諸義務（領主側より見れば諸収入）の推移を地代を中心に考察する。この場合、賦役が完全に金納化を見なかったマナにおいては、それに加うるに特にその絶対王制期におけるあり方が考察されねばならない。叙述の順序としては、先ず金納化を見なかった代表として以前より叙述の対象となっているギミンガム・ソックを中心として、金納化が完了したものとしてはフォンセット・マナをはじめとした二十数箇のマナの収入動向が分析の中心となるらう。

ギミンガム (Gimmingham) ' ノース・バンド・サウス・トレンス (North and South Repps) ' トリミンガム (Trimingham) ' サイドストランズ (Sidestrand) ' ムランチ (Trunch) の全村落・ナプトン (Knappton) ' マンギズブリ
「ケッチャの叛乱」 (Ket's Rebellion) をめぐって

(Mundesley)の一部から成るギミンガム・ソックは、ノリッジの東北部にあり「中心マナ」(capital manor)ギミンガムを軸にして周辺を支配していた。一三四七年ウォレン家 (the Warennes) 断絶の後、当ソックはランカスタ伯の手に帰し、一六三九年にロンドン市に売却されるまで王領地として存続したのである。当ソックはナプトン、マンデズリ、レプス、サイドストランド等の村落中のマナは再下封されていたが、トリミンガム、トランチ、ギミンガム等のマナはランカスタ伯の支配するところであった。しかし、直営地としてはエドワード一世治下の「死後訊問調査」(Inquisition post mortem)によれば、僅かに二二〇エイカが存在しただけであった。⁽¹⁾そこで専らこの直営地の動向が問題になろう。

「一揆」直後、すなわち、一三九一―二年の会計簿記録⁽²⁾によれば、この直営地は一、二エイカの賃貸地を除けば依然として領主により直接経営されている。その労働力は小麦・オート等の除草を中心とした四九六単位の秋期賦役により供給され、豆類に同じく四〇単位、運搬に一四単位の賦役が行使されている。最も重要な「耕作」(ploughing)については、二名の男が年一四シルと一三クウェカ三ブッシュェルの大麦により雇用されていた。⁽³⁾

しかしこの直営地経営も、少なくとも一四一四年の史料によれば放棄されており、「ギミンガムの水車とその牧師の家の間にある草地」と共に耕地は年三一ポンドで二名の領民に賃貸されている。これは同時に「マナの所屬物」にも及んだようであり、同様に鳩舎等が賃貸されている。⁽⁴⁾史料からは不明であるが、同時に賃貸条件中にマナに付随した賦役も含まれていたことはまず間違いない。

かようにして次に対象となるフォンセット・マナと同様に、当ソックでも直営地の賃貸は最初は「一括借地」とい

う形態をとったのである。ところが、一四六二年の記録によればその借地農は、「J・J」(その他六名の農民が続く)と彼らの譲受人」と記録されており、保有農の数は増加しているにもかかわらず「一括借地」は依然として維持されていて、その権利の中には「草地・耕地の除草 (Mowing) および他のあらゆる秋期労役」が含まれているばかりか、牧羊権も含まれており、単なる直営地の賃貸よりも更に広いマナ領主権を含むものと言えよう。⁽³⁾

一六世紀に入ってもマナ直営地の「一括借地」は変化を見なかった。ヘンリ八世治世の二〇年には、二一年期限付で「マナ屋敷」(Scite of the Manor) [†] ジェントマンのトマス・ボレイン (Thomas Boleyn) に貸出され、この期限が一五四九年〜五〇年に切れると、「賦役・牧羊権」を含めたマナの諸権利は、一五四七年に行なわれていた国王との契約により [‡] 33-6-8 の地代でエドワード・フィッシャー (Edward Fisher) に賃貸された。しかし、彼はこの直営地経営に従事することなく直ちにこれを「又貸し」(sub-let) して、その全権利をノリッジのジェントリ、ピーター・リード (Peter Rede) に移譲したのである。一五三八年のチェニスの勝利の際に武功により騎士の称号を受けた彼は、一四九六年ノリッジの市長であったジョン・リード (John Rede) の息子であった。⁽⁶⁾

ところで、これからの残存する史料は若干の興味ある事実を明らかにしている。想うに、直営地借地人ピーター・リードは契約に従って賦役を要求したのであろう。しかし、農民はこれに対して抵抗してその要求を受け入れようとはしなかった。彼がこれを強制する第一の手段としてソック法廷に訴訟を起こしたか否かは明らかではない。いずれにせよ、問題はランカスタ伯特権法廷に持ち込まれた。当法廷で行なわれた各村落を代表する証人の証言記録が存在するが、⁽⁷⁾ 彼らは次のことを明らかにしている。

トリミングガム村落の証人 R・G によれば、「六〇年に亘り常に耕作されていた直営地で、ギミングガム・ホールの「借地農」(farmers) のために彼の労働をすることを拒否したものを聞いたことがない」のだが、「(労働) 能力のある者以外の者がそれをしたことを知らないし、どのようにして彼らがそれをしたのか知らない」。さらに、「村民代表 (wickner)⁽⁶⁾ は、彼らの役職の責任において成されなかったような仕事に関して、借地農に報告するのを拒否した事を知っている」が、「犁を持った保有農がその犁で彼の労役を行なわなかったものを聞いたことがない」と答えている。しかし、別の証人 T・R は農民の抵抗が必ずしも絶無でなかったことを示している。「M某は今年、以前に行なわれて来た一犁耕作を認めなかった」し、「彼は去年村民代表であったので、J・G某に収穫の束作りの仕事を命じたが、彼はその時来なかったと聞いている」と。

次に、ノース・レプス村落の証人の述べた内容は以下のようなものであった。すなわち、「村法監視人 (Howard)⁽⁶⁾ の命で当村落の村民代表であった彼は、当村の保有農に一定の労働、すなわち、三二単位の労働をするように彼らに警告したが、その際誰がするべきか彼は知らなかったので、保有農全体に警告したのだった。それに対して彼らすべては、それらの労役を二〇〇年の間したことがなく、それについて示談を行なって来た。そして借地農がその代りに貨幣を受取れば彼に同意するだろうと答えた」と。また同村落の他の証人は、「彼は村民代表が労役を行なうように警告したが、彼らは断じて労役をすることを欲せず、何時もそうであるように、それについて示談を行ないたいと答えた」と。

バーストン村落については、「今年、村法監視人の R・G はバーストンの犁耕作について義務を履行せず、どのように

して保有農が義務を履行したのかも知らない」。

トレンチ村落の J・A は「借地農に耙使いを上手に行なうことを要求され、更に他人にもそれをするように警告されたので、それを他の保有農に話した時、彼らは大変憤慨して、その労役を警告に反してとても乱雑に行なった」と証言している。

これらの証言はまず次の二点を明らかにしている。第一に、トリミングガム、トランチ（更に恐らくギミングガム）、すなわち、ランカスタ伯が下級領主として支配しているマナでは、農民の抵抗を排除しながら賦役が現実に行なわれていた。第二に、再下封されたマナであるノース・レブズとか保有地としてしか存在せぬバーストンでは賦役は現実には金納化しており、労役の取立ては行なわれていなかった。⁽¹⁰⁾

この訴訟は颯颯と三年間の長期に亘り続けられた模様で、一五五六年にその決着が「ランカスタ伯条令」として発令された。⁽¹¹⁾ すなわち、それは、

第一に、ギミングガム以下七村落でコビーホウルドとして土地を保有せる農民は、一定の賦役を条件に保有しているという理由から、以前六〇年間に耕作されていた直営地で行なわれていたあらゆる賦役を行なうことを命ずる、をはじめとして

第二に、それは十全に行なわれるべきこと、

第三に、村落代表は「借地農が要求する時に何時でもそれがなされるように」命じ、

第四に、借地農と示談が成立した保有農にはその責任がないこと、

第五に、示談は合法的であること、

第六に、労役が行なわれない時は談合を行ない借地農と意見の一致を見ること、

第七に、村民代表は借地農により実際に行なわれた労役、行なわれなかった労役、示談によって済まされた労役の夫々について報告をなし、行なわれなかった労役については「マナ慣習に従い、すなわち、一日一ペンスとして」計算され（これについては彼自身が責任を負うこと）、

第八に、犁を持ち耕作の義務を負うている保有農は、マナ慣習に従がいその直営地を耕作すべきこと、

第九に、村民代表と村法監視人の義務について、

第十、十一に、ハルバ (Hulva) とサイドストランドの示談金について、

最後に、この決定により生じたあらゆる疑念は法務長官、或いは、法務次官の前で討論すること、
以上のような発令が行なわれている。

すなわち、チム、イダ王朝は、この場合、直轄地の封建領主として農民に対して自己の持つ封建的諸権利を確認し、その代行者としての借地農の利益を擁護した。逆に言えば、マナの封建的諸権利をその借地農が行使する場合、領主法廷によるバックアップにより初めて現実的な力たり得たのである。だがその場合でも、過去の実績を無視出来ず、二村落には定額の金納化地代を提示せざるを得なかったことを忘れてはなるまい。

この規定のうち第七項目の後半部分は注意を要する。これは労役のうちで村民代表が徴用することが出来なかった部分については、「マナ慣習」に従がい一日一ペンスの割合で村民代表自体が責任を負うことを規定したものである。

〔第1表〕 ギミンガム^⑭

	回数	単 価	当 格	總 合 計
除 草	34	$\frac{3}{4}$ d.		2s.2 $\frac{1}{2}$ d.
牧草地除草	—	—		2s.2d.
秋期労役 (食事無)	88	1d.		7s.4d.
秋期労役 (食事付)	45	$\frac{1}{2}$ d.		1s.10 $\frac{1}{2}$ d.
不定期労役 (precaria)	24	$\frac{1}{2}$ d.		1s.
不定期労役 (Halmer)	24	$\frac{1}{2}$ d.		1s.
穀物運搬	4	6d.		2s.
運搬	18	3d.		4s.6d.
		計	£ 1—2—0	(sic)

〔第2表〕^⑮

Gimingham	£ 1—2—0
Trimingham	£ 0—11—2 $\frac{3}{4}$
N. Repps	£ 0—6—8
Sidestrand	£ 0—5—10 $\frac{3}{8}$
S. Repps	£ 1—13—4
Trunch	£ 1—14—11 $\frac{1}{4}$
Mundesley	£ 1—14—7 $\frac{1}{4}$
Paston	£ 0—10—11 $\frac{1}{2}$
Hulver	£ 0—2—11
合 計	£ 8—2—3 $\frac{3}{4}$
村民代表に対する免除	£ 0—7—7
差引残高	£ 7—14—5 (sic)

領主が村落共同体を掌握して支配の手段としたひとつの形態として注目すべきであろう。もっとも後述するように、その他の借地農との示談金は決して「マナ慣習」により決定されたものではなかった。

そこで次に、当然賦役の内容とその金額が問題になる。当ソックで徴収の権利のある賦役とそれを「マナ慣習に従う」貨幣に換算した記録が存在する。当史料が以上の内容を持つことは、史料に明記されていないのであるが、一四世紀の死後訊問調書、会計簿、一五世紀の土地台帳(後述)、前条令の第十、十一項目、の四者の比較検討より得ら

れたものである。⁽¹³⁾今、このうちギミンガム村落の全記載と各村落の合計額のみを提示すれば第1・2表の如くである。十四世紀末のソック総収入が $\$259-5-10\frac{1}{4}$ であり、そのうち最大の額が法廷収入 $\$62-17-7\frac{1}{4}$ 、地代 $\$47-6-1\frac{1}{2}$ 、市場と水車の賃貸 $\$11-13-4$ 、牧羊料 $\$11-12-8$ 等であった。⁽¹⁶⁾史料が不完全なため賦役の金納によりあがった収入額は明らかではないが、先ず大部分が現実⁽¹⁷⁾に労役により徴収されたものと推定される。全部が金納されたとしても、それがマナ総収入において占める額は僅かなものであった。

ピーター・リードが一五六八年に死亡した後、マナは $\$96-6-10$ でチャールズ・オウグルブ(Charles Ogilvey)に賃貸されたが、間もなくアンソニ・デス(Anthony Death)が彼に代わった。彼が死亡した時未だ彼の借地期限は十数年残っていたが、それを無視して契約が更新されたらしい。⁽¹⁸⁾リードの期限の切れる二年前の一五八五年に国王の財務監査官であり、既に一六世紀初頭より当マナの屋敷を賃借したり或は村法監視職の受託者であったF・Sと借地農アンソニとの間に訴訟問題が起っているのは、このことと関係があろう。

当面われわれに關係があるのは、多分これらの事件と関連して作成されたと思われる一五八〇年「ギミンガム・ソックの保有農により与えらるべきあらゆる労役についての文書」と題された史料である。⁽¹⁹⁾そこには各村落毎に行なわれるべき賦役と、示談の際の賦役の価格と、無視された賦役部分とが記入されており、現実に行なわれた賦役と、示談と決定されたその数が必ずしも明瞭でないという欠点を除けば、貴重な史料である。第3表はそのうちのギミンガム村落部分、第4表は全村落の合計である。つまり第3表の〔I・II・III〕により同じ種類の労役について既述の賦役の金納化金額と一六世紀「マナ慣習」に基づいた評価額とを比較することができる。そして第4表は各村落の総額と

〔第3表〕 ギミンガム②

〔I〕

「ケントS叛乱」(Kent's Rebellion) 卷之七

農民名 頭文字	耕作価格	収 穫 期 労 役 價 格	除草価格	運搬価格	総額
	(回数)(価格)	(回数)(価格)	(回数)(価格)	(回数)(価格)	
J. G.	1 2s.	4 16d.	1 2d.	— —	3s. 6d.
W. G.	1 2s.	10 3s.4d.	2 4d.	$\frac{1}{2}$ 12d.	6s. 8d.
W. B.	2 4s.	14 4s.8d.	2 4d.	$1\frac{1}{4}$ 2s.6d.	11s. 6d.
J. S.	2 4s.	$1\frac{1}{2}$ 2s.2d.	2 4d.	— —	6s. 6d.
J. A.	1 2s.	3 12d.	1 2d.	— —	3s. 2d.
A. P.	1 2s.	6 2s.	1 2d.	$\frac{1}{2}$ 12d.	5s. 2d.
W. P.	2 4s.	6 2s.	2 4d.	— —	6s. 4d.
I. H.	1 2s.	6 2s.	2 4d.	$\frac{1}{2}$ 12d.	5s.
W. C.	—	3 12d.	— —	— —	12d.
J. M.	1 2s.	$1\frac{1}{2}$ 6d.	— —	— —	2s. 6d.
M. B.	—	$2\frac{1}{2}$ 10d.	— —	— —	10d.
T. B.	—	$\frac{1}{2}$ 2d.	— —	— —	2d.

〔II〕

收穫期労役合計	回数 63	金額 21s.
耕作期労役合計	12	24s.
運搬期労役合計	$2\frac{3}{4}$	5s. 6d.
除草期労役合計	13	2s. 2d.

〔III〕 村落代表が責任を負うべき不履行賦役 (Lost Work)

食事無労役	回数 15	金額 2s. 1d. [sic]
除 草	22	1s. 9d. [sic]
食事付労役	45	3s. 9d.
收穫期労役 (Halmer)	24	2s.
運 搬	$1\frac{1}{4}$	2s. 6d.

一 一 五

〔第3表〕 ギミンガム (つづき)

不定期労役	24	4s.
乾草作り	—	2s. 3d.
'Compassse Carienge' (村内運搬作業)	—	3s.

〔第4表〕 賦役貨幣換算額 (16世紀)

ギミンガム	履行された賦役 (£) 2—12—8	履行・不履行賦役及び金納	不履行の賦役 1—2—4
トリミンガム		2—6—1 $\frac{1}{2}$	
トランチ		7—10—1 $\frac{3}{4}$	金納 4—9—9 労役履行 16回 不履行 23回
マンデズレイ		5—7—3	
サウスレブス		5—18—10	
バストン		2—8—8 $\frac{1}{2}$	

ともにこれらが現実にとどの程度履行されていたかを、分かる部分だけ示したものである。

すなわち、第一に、金納化地代の金額は二—四倍になっている。これは一六世紀における物価騰貴の倍率と見合っており、殆ど物価と平行して騰貴していることが分る。もっともこの場合でさえ当時の労働力の市場価格と比較するとまず半分位にしか評価されておらず、農民が金納を好んだことは頷ける。

第二に、その結果一五八〇年において金納賦役の全部が販売されたと仮定すると、不履行のものを「マナ慣習」に従って評価した上で $£24-14-6\frac{3}{4}$ となり、マナの賃貸金 $£96-6-10$ の四分の一以上の額となっている。

第三に、ハルバ、サイドストランド、ノース・レブスには記録がなく、これらは既述「条令」に見られたように全部マナ慣習による貨幣で支払われたことはまず間違いない。

そして一六一二年に彼が死亡すると、その相続人はその期間の残りを、ジェントリでサイドストランド・ポイニング (Sticestr-

and Poyning) のマナ領主であったトマス・ドゥーズ (Thomas Doods) に又貸しをした。更に彼の死後続いてその直管地は同じくジェントリのジョージ・グライム (George Gryme) がこれを賃借した。更にその後ジェームズ一世の治世一〇年には、一世紀前と同様に 96—6—10 でジェントリ、エドマンド・クック (Edmund Coke) に賃貸されたが、一六三九年、つまり市民革命の直前に至りウォレン家断絶以来三〇〇年余り続いたマナの所有権はランカスタ伯の手を離れてロンドン市に売却された。かくてこの時からランカスタ伯はソック内に土地を持つことを止めたのである⁽²¹⁾。

このギミンガム・ソックの賦役の年代記は何を語るものであろうか。この種の記録はその稀少性のため貴重なものであるが、当ソックに見られる状況がどの程度一般性を持つものであるか不明である。史料自体の稀少性は事態自体の稀少性を語るものではないことは自明であるが、他方、かような事態が当州マナにおいてティピカルなものであると考えるには無理であろう⁽²²⁾。プロムフィールドの『ノーフォーク史』を渉獵して筆者は唯二つの事例を発見することが出来た。最初は一四七〇年ノース・エルマム (N. Elmham) のニューワァ (Newe) マナの記録中に六一エイカの土地の封建的義務として三四シルの地代と共に鶏五羽、秋期労役一五日という記録があり、さらにフォンセツト近くのサーストン (Tharston) マナの六一一七年の記録には (後述参照)、收穫期七日、冬期七日、除草・乾草作りに夫々半日、という少数の賦役を見ることが出来る。その他当マナには生産物地代若干が含まれている⁽²⁴⁾。

この生産物地代は他のマナにおいてもかなり発見することが出来る。例えばコルキーク (Colkirk) マナでは一六世紀に大麦八クウェカをはじめとしてその他若干の生産物地代⁽²⁵⁾、また一六一二年のバストーン・マナには 238—13—

の貨幣地代と大麦一七二クーム (Comb) ニブッシュェルと評価されている等。⁽²⁶⁾ 続いて、ガーホルデシャム (Galholtesham) マナの場合は、⁽²⁷⁾ 直営地がその耕作を行なっていた保有農に夫々一エイカにつきニブッシュェル前後の生産物地代で賃貸された。それは一七世紀に至っても続き、総額は大麦五一・五クウヱカにも達した。この際これを支払うことを拒否した農民がいて大法官府令により取立てが行なわれたことが記録されている。

絶対王制期のノーフォクにおける賦役・生産物地代の存在をわれわれはどの程度のウエイトを置いて理解すべきであろうか。この点に關し某かの指針を与えるのは、この時代におけるイースト・アングリアのジェントリの所領経営を或る程度広範囲に検討した A・シンプソン教授の成果であろう。それによれば、労働地代はあらゆる所領で全く問題にされていないにもかかわらず、生産物地代は折からのインフレーションのヘッジとして所領経営者の注目を浴びていたことが分る。例えば法律家から上昇して上層ジェントリとなったベーコン家の所領経営の六つの特徴のうちの一つとして「生産物地代への関心」(a growing interest in rent in kind) が指摘されている。⁽²⁸⁾ ベーコンはこの方針に従って一五六二年に期限の到来したインガム (Ingham) の「家畜付定期借地」(stock-and-land lease) を九三ポンドと一三三クームの大麦・ライ麦により賃貸している。リックンホール (Rickinghall) では一五四六年の定期借地の期限が来た時、二九ポンドの他に新たに小麦六〇クームが加えられた。彼が指摘しているだけでもこのような例は可成多数あげることが出来る。⁽²⁹⁾

ただここで注意しなければならないのは、これらがいずれも中世盛期からの残存ではなく定期借地地代として導入されている点である。そしてベーコン家の史料から判断する限りこの生産物地代の導入はほぼ一五五〇年以降と見做

してよいように思われる。

次に対象はフォンセット・マナに移る。当マナでは、既に指摘したように、一四世紀後半における農民の「離村」により領主による賦役の強化は現実には不可能となった。一三七八年までに週賦役を負担する義務のある保有地は七、面積にして僅か三〇エイカに減っていた⁽³⁰⁾。当マナが二七〇〇エイカ余りの耕地から成ることを思えばその比重の軽さに思い至ろうが、一四〇六年までにはこれら保有地のすべてが賃貸地と化した。これは言うまでもなく離村をも含めた農民の各種抵抗に負うところが大きいのである。そして殆ど同時期にマナ直営地は「一括借地」たることを止めて、分割して定期借地として多数の農民に賃貸されるのである。

マナ直営地の賃貸と相前後して領主の収入内容も大幅に変化する。賦役の販売、穀物・家畜の販売など中世の主要な収入源であった諸項目は消え去り、今後は「定額地代」(assise of rent)、「直営地賃貸料」(farm of demesne)、「法廷収入」(perquisites of court)、「牧羊権」(fold course)の四つが主要な収入源となるのである。もっとも次に述べるようにこの収入内容は、「森林地帯」と「平野地帯」のマナの間には可成顕著な相違があり、例えば「森林地帯」の多くのマナには牧羊権収入は見られない。

当フォンセット・マナにおけるマナ収入の内容が如何に変化したか。一四一六世紀におけるそれを示したものが第6表である⁽³¹⁾。まず全体としてマナの総収入は減少の傾向にあったことが分る。これが「平野地帯」にも通ずる特徴であるのか。これらは漸次明らかになろう。まず一四世紀のそれは「森林地帯」のマナの諸特徴を明瞭に表わしている。

「ケットの叛乱」(Kets Rebellion) をめぐって

〔第6表〕 フォンセット・マナ収入

(I) 1376~7年

定額地代	(£) 20—15—6—1
市場糶賃貸料	6—8—0
旧農奴保有地賃貸料	17—16—10—2
直営地賃貸料	14—7—11—0
不定期賦役販売料	8—12—1—0
村役人職免除料	2—0—0—0
牧草地	1—18—9—0
材木	6—4—0
穀物	4—6—4—0
法廷収入	21—11—6—0
内金 (sales on accounts)	5—2—1
計	92—17—1—2

(最後の単位はファージンク)

(II) 1527~8年

定額定期借地地代	(£) 55—5—11
法廷収入	12—2—4
農奴2名からの一時金	10—0—0
計	77—8—3

(III) 1604~5年

定額地代	(£) 39—9— $\frac{3}{4}$
直営地賃貸料・森林採取等	7—15—0
法廷収入	7—13—9
計	54—17—9— $\frac{3}{4}$

第一に、領主による生産物販売の占める割合が著しく低く、賦役販売についても同様である。

第二に、旧農奴保有地の賃貸額が直営地のそれよりも高額であること、第三に、全項目を通じて法廷収入が最高位にあること、これらはある程度まで当マナの特殊事情によるものでありながら、いずれも「森林地帯」マナの諸特徴として注目する必要があるものである。

一六世紀の史料は「定額地代」と「賃貸地代」とが合計されており詳細は不明であるが、これが一括して記入されたこと自

体に意味がある。すなわち、後述の如く直営地は一六世紀になると世襲借地と化し、実質的にはコピー・ハウルドと變りなくなっていたのである。さらに「二農奴からの一時金」に注目したい。これは明らかに「解放状」と交換に得たもので、「法廷収入」の項目に入れてもよいものである。そこで一七世紀初頭の会計簿を見ると、定額地代が一四世紀のその二倍近くになっている。これは賃貸されたマナ直営地が一五世紀には世襲保有地と化し、それが当項目中に加わったためである。次の「直営地の賃貸」とはこの場合狭義の意味、すなわち、マナ屋敷のそれと解すべきであろう。

以上ギミンガム・ソックとフォンセット・マナの封建地代の諸形態が考察せられ、とりわけ生産物地代と定額地代に注目してその推移がイースト・アングリアに位置する若干のマナにおいて確認された。次に、われわれはこれをノーフォクに位置する全マナに拡大して言わば横断的俯瞰を行ってみなければならぬ。つまり、一六世紀のマナ会計簿の全面的検討である。史料〔第7表〕は既述『ノーフォク史』を探索することにより得られたもので、二十数マナの会計簿記録である。これらは多数の中から何らかの意図により選択されたものではなく、発見しえたすべてのものである。両地帯を対照してみると、直ちに二、三の相違点を発見することが出来る。

第一に、夫々のマナ収入における定額地代 (*casise of rent*) の占める割合があるが、これが「森林地帯」のマナにおいて比較的高い部分を占めている。その理由は元来小農民保有地が支配的な当地帯では直営地の占める割合が低かったという点に由来する、と推定されるが、フォンセット・マナのようなケースも充分予想される。この賃貸された直営地の世襲化は後述するように土地の貸手市場に由来する点が大いと思われるが、それが当地帯により特徴

第2図 ノーフォークのハンドレッド



一橋大学研究年報 人文科学研究 12

〔第7表〕 16世紀を中心としたマナの収入内容

C 平野地帯 W 森林地帯 CW は中間地帯

マナ所在地	定額地代	法廷収入	賃貸地収入	牧羊料その他
Shouldham (C)	10—10—0	2—1—3	18—4—3	10—0—0
G. Massingham (C)	10—2—7	0—8—3	201—0—0 ⁽¹⁾	
P. Massingham (C)	5—17—11	1—11—3	10—2—0	
Tyrington (C)		10—12—9.5	175—12—3 ⁽²⁾	
Walpole (C)	25—4—8	18—15—5		
Walsoken (C)	7—18— $\frac{1}{2}$	2—19—10 $\frac{1}{2}$		約 90—0—0
W. Walton (C)	13—9—11 $\frac{1}{4}$		150—7— $\frac{1}{4}$ ⁽³⁾	
Wiveton (CW)	2—8—0	0—14—11	5—14—5 $\frac{1}{2}$	
Wiveton (CW)	5—2—3		0—14—4	
Colkilk (CW)	12—15—2	3—6—7	(直営地なし)	4—1—0
Kipton (CW)	2—17—9 $\frac{1}{2}$	0—0—12	9—11—6	12—9—9
E. Dereham (W)	23—19—0		13—13—2	

Hochering (W)	28—0—4		
Woodrising (W)	12—15—7 $\frac{1}{2}$	2—18—8	93—3—6
Wroxham (W)	18—16—0		34—16—0
Hopton (W)	14—17—5		8—0—0 ⁽⁴⁾
Nettेशam (W)	14—12—7		9—10—2 ⁽⁵⁾
Martham (W)	36—11—10	9—2—8	
Oby (W)			15—0—0
N. Walsham (W)	15—6— $\frac{1}{2}$	47—3—8	2—13—4 ⁽⁶⁾
Tharston (W)	18—12—0	8—10—0	6—17— $\frac{1}{2}$
Pulham (W)	71—8—9	18—3—0	37—10—7

- (1) 2 牧羊区・マナ屋敷を含む
- (2) マナの地代総計として表示
- (3) (2) と同じ
- (4) マナ屋敷を含む
- (5) 牧羊区を含む
- (6) マナ屋敷その他の雑収入を含む

的なものであったか否かは漸次明らかにし得るのであるう。

第二に、これと裏表の関係にあるのが定期借地 (Tenured land) 賃貸料の示す比重である。それが逆に「平野地帯」においては恐ろしく高く、「森林地帯」では絶対額においても定期地代に劣る場合が少なからず存在するのである。これは恐らく定期借地が直営地の賃貸を主軸としていたことと無関係ではあるまい。つまり、直営地の面積が「平野地帯」のマナにおいて顕著に広がった結果であるといえよう。これは同一所領においても、例えば、全ノーフォークに散在的にマナを有するノリッジ修道院所領をみても明瞭であり (第8表)⁽³³⁾、或いは、『ノーフォーク史』からの断片史料からも読み取ることが出来る⁽³⁴⁾。もっとも、当面問題なのは直営地面積の絶対額ではなくその比重なのであるが、それも第7表からおおよそ推定することが出来る。

〔第8表〕 13世紀末ノリッジ修道院直營地播種面積

(C) 平野地帯 (W) 森林地帯 (CW) 中間地帯

Gnadington (C)	429(=イカ)	Wicklewood (W)	?	一橋 大学 研究 年報 人文 科学 研究 12
Sedgeford (C)	389	Taverham (W)	119.2(=イカ)	
Thornham (C)	54	Attlebridge (W)	76	
G. Cressingham (C)	276	Eaton (W)	135	
Hindringham (C)	270	Catton (W)	86	
Galeley (C W)	68	Worsted (W)	57	
Elmham (C W)	25	Newton (W)	199	
Denham (C W)	46	G. Plumstead (W)	147.5	
Hindolveston (C W)	179.75	Arminghall (W)	162.5	
		Monk's Grange (W)	121	
		Lakenham (W)	233	
		Martham (W)	155	
		Hemsby (W)	234	
		Stratby (W)	44	
		Hopton (W)	65	

第三に、法廷収入の比重がむしろ「森林地帯」において高いのは、土地の移譲から来る一時金と関係があるが、より重要なことは両地帯ともその比重が著しく低いことであろう。マナ法廷の機能低下を推定出来るよう。

これら法廷収入の殆どが当時においては保有地の相続・移譲にともなう登記金であったと推定されるが、リート法廷の管轄である共同体的諸規制についての違反金がほぼ「マナ慣習」により一定しており、保有地に課せられ、婚姻税、家財相続税が漸次マナ会計簿から姿を消すのに対して、保有権を慣行的に保証するものはマナ法廷記録以外にはあり得なかったため、コピーハウルドの地代が慣習の束縛の下にあったのに対して登記金(entry fine)は非常な騰費を見るに至った。⁽³⁶⁾ 例えば、フォンセットでは六六エイカの保有地移譲が実に一二〇ポンドという信じられないほどの貨幣と交換に許可されている

し、一保有農の寡婦はその家財を領土地の外へ持ち出すに際して *one year's* の一時金を支払っている。⁽³⁶⁾

これを全ノーフォーク的規模で検討するためには「mana慣習」(custom of manor)を対象にすればよい。第9表は当州内に位置する六〇ほどのmanaの「慣習」を、『ノーフォーク史』より捜し出せる限り収集したものである。⁽³⁷⁾ 時期は、著者プロムフィールドの生存した一八世紀初頭であるが、これが殆ど全部「森林地帯」に位置するものであることは、単なる偶然であろうか。いずれにせよ、史料は若干の有益な結論を提示している。第一に、相続は単独相続で一割ほどの末子相続 (Borough English) を除き長子相続。一三世紀に支配的であった分割相続 (partible inheritance) は当時期には完全に消滅してゐる。⁽³⁸⁾

第二に、保有地内での建物の建築・撤去・森林採取の権利等 (すなわゆる *outrun or freebord*) は、記録された限りでは過半数のmanaが所持する。⁽³⁹⁾

第三に、問題は「一時金」(fine)であるが、約三割が「定額」(certain)である外はすべて「領主の恣意」(lord's will) 或いは「任意」(arbitrary)と記録されている。「定額」の場合には面積に関係なく一律であるが、地代或いは地価を基準に算定する場合と、耕地・家屋敷等の区別により算定する場合が見られる。しかし殆どが単に一エイカにつき定額が明記されている。最高はワインダム (Windham) のクロムウェル・マナ (Cromwell's manor) の直営地のエイカ当り六シル八ペンスで、最低は六ペンスである。即ち、両者には十数倍の差が存在するのである。

これら「定額」であるmanaでもそれが高額のものにあっては漸次値上げされたものであろう。例えば、カスター (Castor) 村落のネザホール・マナ (Netherhall's manor) では、十八世紀初頭にはエイカ当り四シルであるが、

〔第9表〕 ノーフォークにおける「マナ慣習」

村落	相続形態	登記金 (entry fine)	共同用益権 (outrun)
Diss (A)*	長子相続	任意	
(B)		領主の恣意	有
Royden (A)	末子相続	任意	
(B)	長子相続	領主の恣意	
Brisingham (A)	長子相続	領主の恣意	有
(B)	長子相続	領主の恣意	有
Fersfield	長子相続	領主の恣意	有
Shelfhanger	長子相続	領主の恣意	有
Burston	長子相続	領主の恣意	
Frense	長子相続	領主の恣意	
Thelton	末子相続	領主の恣意	無
Winfarthing	長子相続	領主の恣意	有
Dickleburgh (A)	長子相続	領主の恣意	無
(B)	末子相続	領主の恣意	
Titshall	長子相続	領主の恣意	無
Kenninghall	末子相続	定額 (エイカ当り6ペンス)	有
Lopham	長子相続	領主の恣意	
Norton	末子相続	領主の恣意	
Ridlesworth	長子相続	領主の恣意	
W. Harling	末子相続	定額 (エイカ当り4シル)	
E. Harling	長子相続	領主の恣意	
Banham	長子相続	領主の恣意	無
O. Buckenham	長子相続	領主の恣意	
Eccles	長子相続	領主の恣意	無
Harpham	長子相続	領主の恣意	
Snetterton	長子相続	領主の恣意	
Bowdham	長子相続	領主の恣意	
Bridgham	長子相続	領主の恣意	
Hockham	長子相続	定額 (エイカ当り6シル)	
G. Hockham	長子相続	評価額 (1マルクにつき1シル)	無
Rockland (A)	長子相続	領主の恣意	
(B)	長子相続	領主の恣意	
G. Elingham (A)	長子相続	定額 (エイカ当り3シル・大麦地代あり)	
(B)	長子相続	領主の恣意	
Bostherp	長子相続	領主の恣意	
Auleburgh (A)	長子相続	定額 (エイカ当り2シル)	
(B)	長子相続	定額 (家屋は領主の恣意)	

Kilverton	長子相続	定額 (エイカ当り 2 シル)
L. Elingham	長子相続	領主の恣意
Scoulton	長子相続	定額 (エイカ当り 2 シル)
Windham (A)	長子相続	定額 { 賃貸された直営地・エイカ当り 6 シル 8 ペンス, その他・エイカ当り 4 シル
(B)	長子相続	領主の恣意
G. Melton		領主の恣意
Hethersett (A)	相続或いは移譲された土地 { エイカ当り 8 シル エイカ当り 6 シル 8 ペンス (家屋敷) 抵当権設定地 { エイカ当り 2 シル エイカ当り 3 シル 4 ペンス (家屋敷)	
(B)		任意
Swainstnorp	長子相続	領主の恣意
Wacton Magna	長子相続	任意
Aldeburgh		領主の恣意
Pulham	長子相続	定額 (コビー・ホウルドエイカ当り) 有 6 ペンス
Denton (A)	長子相続	定額 { エイカ当り 2 シル 8 ペンス (家屋敷) 旧移譲地エイカ当り 2 シル 新移譲地エイカ当り 4 シル
(B)	長子相続	領主の恣意
Castor		定額 (エイカ当り 4 シル, 以前は 2 シル)
Stoke		領主の恣意
Swattham		新屋敷に対し地代 1 年分
Cawston	定額 { 農奴保有地エイカ当り 2 シル 旧直営地エイカ当り 2 ペンス 移譲のための 1 時金・エイカ当り 1 シル	
Gressenhall		定額 (コビー・ホウルドエイカ当り 5 シル) 有 その他エイカ当り 2 シル

* 同一村落に二つのマナの慣行が記録されている時には (A) (B) として区別した。

「以前は」(anciently) ニシルであったと但書されており、値上げされたことを物語っている⁽⁴⁰⁾。これから地主と農民間に「一時金」を廻り紛争があったことが推定されるが、パルハム(Pulham) 村落のパルハム・マナでは、一部の農民が一時金に關して訴訟を起し、「大法官府令」(a degree in Chancery) で一エイカ当り六ペンス、一宅地当りニシル、小屋一シルと裁定され、農民側の勝訴に終わっている⁽⁴¹⁾。「ケットの叛乱」中の「一時金を抑制せよ」との要求は充分に根拠のあるものであつ

た。⁽⁴²⁾

第9表により、一八世紀において記録するに値したマナ慣習とは何であったかを理解し得たと思われるが、これらのマナ慣習は、中世期においてどのようなものであり、それはどのように変化したのであろうか。一例だけをあげよう。⁽⁴³⁾

ウェスト・ハーリング (West Harling) には三つのマナが存在したが、一三世紀末にバードウェル (Bardwell) 家により併合され、併合後の「マナ慣習」は次の如きものであった。

- (1) 登記金は耕地、草地、牧草地に関係なくエイカ当り四シル。
- (2) 寡婦不動産は不許可。
- (3) 保有地相続はコモン・ローに従がう。
- (4) 共同利益権 (outrun or free bard) なし。(許可なく家屋の取り壊し、森林採取は出来ず。)
- (5) 相続税として最良の家畜。
- (6) 私生子出産税 (childewyt) としてニシル八ペンス。
- (7) 移住税として毎年一人一ペンス。
- (8) 保有農は領主の水車を使用すること。
- (9) 家畜放牧権として毎年一頭につき一ペンス。許可なくして家畜の販売を禁ず。
- (10) ウェスト・フェン (West Fen) 共有地とマナ漁場は領主が占有権を有する。

(11) 領主の羊群に投入する場合、農民は牧羊権 (culliet right) として一〇頭につき一ヘンスを支払う。
(12) 自己の保有地で羊群を飼育する時、五頭につき一ヘンスの牧羊税 (tadagium) を支払う。

既述のように一八世紀まで意味をもつのはこのうち(1)と(4)であるが、この中で、一八世紀でこそ最早その意味は極めて低くなっていたとは言え、市民革命前後においてノーフォークで一つの争点を形成したものがあつた。これこそ前表の(11)、(12)すなわち領主の牧羊権である。

(1) C. M. Hoare, *History of an East Anglian Soke*, 1918, p. 77.

(2) *Ibid.*, p. 141.

(3) その他「牛飼」、「乳搾り」、「羊飼」などが雇用されている。

(4) *Ibid.*, p. 164.

(5) *Ibid.*, pp. 169~70.

(6) *Ibid.*, p. 237 ff.

(7) *Ibid.*, p. 272 ff. 法廷では十数間の質問が用意され、それに対して各村落の代表が回答したのであるが、史料自体の散逸か或いは女史の選択か、いずれにせよ印刷されたのはその一部分にすぎない。なおランカスタ法廷の訴訟の実態については C. M. Hoare, *Records of a Norfolk Village*, 1914, p. 27 ff. を見よ。

(8) 'wickner' とは各村落毎に農民により選出されたもので、当ソックには八〜九名を数えた。法廷の罰金は彼らの手により各村落毎に集められた。ハーストンには当ソックの外に二つのマナがあり、計三名の 'wickner' が存在した。

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

(9) 'hayward' とは 'messer' とも呼ばれ、マナ慣習の履行、すなわち共同地・地条の割当て、放牧規制等のほか農民の賦役履行の責任を負うてゐた。Conf. Ibid., p. 130.

(10) 下級領主に対する農民の負担については皆目不明である。

(11) Ibid., pp. 274~76.

(12) () 内は筆者の加筆。

(13) 第一に、一五世紀会計簿の村民代表に対する手当、すなわち、一単位一ペンスの八労役と当記録が一致し、第二に、一五世紀の土地合帳の賦役内容と当記録もほぼ一致し、第三に、当記録とハルバ (Halver)' サイドストランド (Sidestrand) についての前史料第十、十一項目が金納定額地代の額にほぼ一致し、最後に、当史料と「死後訊問調書」の賦役換算額がおおよそ同額である。以上の四点より結論した。

(14) Ibid., p. 288. なお村落代表 (wickner) への賦役免除貨幣換算額合計十六ペンスを含みます。

(15) Ibid., pp. 288~9.

(16) C. M. Hoare, Ibid., pp. 142~8.

(17) Ibid., p. 140, p. 287.

(18) Ibid., pp. 242~3.

(19) Ibid., pp. 277~87.

(20) 第3表 I II III 及び第4表は二七七—七八頁と二八三—八六頁から算出した。

(21) Ibid., pp. 243~45.

(22) 「ノーフォークとサフォークではそれら (封建的諸義務) はほとんど全く消滅してゐたと思われ」。Conf. R. H. Tawney,

The Agrarian Problem in the Sixteenth Century, 1912, p. 52.

- (83) F. Blomefield, *An Essay on the Topographical History of the County of Norfolk*, 2nd Ed., 1805~10. (以下略)
- (84) *History of Norfolk* (資料) Vol. IX, p. 490.
- (85) *Ibid.*, Vol. V, p. 305.
- (86) *Ibid.*, Vol. IX, p. 474.
- (87) *Ibid.*, Vol. XI, p. 58.
- (88) *Ibid.*, Vol. I, p. 258.
- (89) A. Simpson, *The Wealth of the Gentry 1540—1660: East Anglian Studies*, 1961, pp. 78~9.
- (90) *Ibid.*, p. 82.
- (91) 拙著「十四世紀ノノルマンチノ社会経済的発展」(『社会経済史大系Ⅳ』「中世後編」収録) 四六頁。
- (92) F. G. Davenport, *The Economic Development of a Norfolk Manor 1086—1565*, 1906, pp. 37~43, p. 54, 58.
- (93) F. Bromefield, *History of Norfolk*, Vol. V, pp. 401~2: Vol. VII, p. 414; Vol. IX, p. 4, 14, 91, 102, 122, 134, 299, 330, 453, 454, 474, 526; Vol. X, p. 206, 229, 278, 475; Vol. XI, p. 39, 49, 170, 171.
- (94) E. Stone, *Estate Management of Norfolk Cathedral Priory in the Thirteenth Century*. Ph. D. Thesis deposited in Goldsmith Library, 1956.
- (95) F. Blomefield, op. cit., Vol. I, p. 51, 128, 228, 438; Vol. II, p. 189; Vol. V, p. 305.
- (96) R. H. Tawney, op. cit., p. 147.
- (97) F. G. Davenport, op. cit., p. 90, 94.
- (98) 「ノルマンチ叛乱」(Ket's Rebellion) 428~444

- (37) F. Blomefield, *op. cit.*, Vol. I, pp. 14~5, p. 16, 46, 47, 63, 64, 92, 124, 130, 148, 150, 190, 193, 202, 208, 220, 231, 245, 279, 300, 322, 345, 394, 408, 415, 423, 433, 438, 459, 463, 465, 480, 484, 485, 500, 520, 522, 545; Vol. II, p. 288, 348, 500, 503; Vol. V, p. 21, 25, 26, 300, 352, 403, 409, 410, 427, 524; Vol. VI, p. 201, 259; Vol. IX, p. 514.
- (38) 拙稿「十二・三世紀イギリスにおける土地保有と土地市場—ノーフォーク「東部」の「マナ分析」」〔商学論集〕二七卷三(号)参照。
- (39) 所持する者十一、所持しない者八の割合。
- (40) F. Blomefield, *op. cit.*, Vol. V, p. 427.
- (41) *Ibid.*, Vol. V, p. 403 n.
- (42) 本稿二五〇頁参照。
- (43) F. Blomefield, *op. cit.*, Vol. I, pp. 299~300. なお当「マナ慣習」は年代が合併後の法廷史料という以外は分らず、¹ノムフィールドは現在形で叙述しているが恐らく十五世紀以後のものではない。

(iii) 牧羊権

領主による封建的諸権利の最後は、前節において筆者がしばしば強調したところの牧羊権を対象としよう。その理由は二つある。一つはノーフォークの農業経営において牧羊の占める役割のうちに求められ、他の一つはその産出する羊毛が資本主義経済発展において占めた役割のうちに求められる。

すなわち、当州、特に西部「平野地帯」の全部と東部「森林地帯」の北部にかけては、砂地の地質が支配的であり、⁽¹⁾

その結果農業経営には羊糞による施肥が不可欠の条件となったのである。従ってマナ経済の成立以来、牧羊権の掌握は領主にとり経営の根本に係る重大問題であったから、他の封建的諸権利が漸次意義を失ない消滅する中であつて、この牧羊権のみは逆に次第に領主の手中に集中し、領主層の専有権と化して行く傾向があつたのである。この場合、忘れてならぬことは梳毛工業の発達である。つまり梳毛工業の原料となる羊毛生産と関連して牧羊権の持つ意味が大きく浮かび上るのである。

かくして元来施肥を目的とした牧羊業は梳毛工業の発達により更に羊毛生産がその目的に加わることになり、「二重の目的」(twin purposes: ハモンド⁽²⁾)を持つようになったが、絶対王制期に至ると、その目的はむしろ後者に移行した。そしてそれにより、領主の牧羊権の内容にも重要な変化が起つたのである。すなわち、中世盛期においては、農民が規定以上の羊群を保持する場合にはそれを領主の羊群に投じ、自己の保有地にて飼育する場合には牧羊税 (taldagium) の支払いが義務づけられたのであつたが、絶対王制期に至り牧羊権が領主の独占物となり羊毛販売が第一義的意味を持つに至ると、逆に、農民は領主の牧羊区 (foldcourse) には如何に希望しようとも一時金を支払わなければ割当以上の羊数を投入することは出来なくなつたのである。⁽³⁾ 牧羊権が領主権の最後の牙城として持つ意味が以上で明白になつたことと思う。

一四世紀後半より一五世紀にかけて、直營地が定期借地として賃貸されることは当州の場合も例外ではなく、筆者も既に二例を提示したのであるが、フォンセットの場合に指摘したように牧羊のための共有権は領主自身が依然として掌握しており、十五世紀以降牧羊経営に乗り出すのが当州の典型であつた。もっとも、次に牧羊権の独特な形態と

して論ずる牧羊区そのものは、必ずしも全ノーフォークに分布してゐるわけではなく、典型的な「森林地帯」と言われている「中部ノーフォーク」・「東部ノーフォーク」には一般に稀であり、とりわけ「平野地帯」に広く分布したものである⁽⁶⁾。直営地の賃貸は同時に「マナの諸権利」そのもの、すなわち、領主権の賃貸であつた場合も少なくないのであるが、一般的には、K・J・アリソン或いはT・S・ビンドフが断言したように、農業（穀物）生産者と羊毛生産者とは分離する傾向にあり、一六・七世紀の「大叛乱」前夜には、両者の抗争がノーフォークにおいては一つの対抗関係として現われることは、漸次明らかにされることとならう。ここではまずその領主経済の趨勢を知るために、二つの聖界所領の経営動向にごく簡単に触れてみよう。

〔A〕ノリッジ修道院所領。 当修道院の十指を越すマナは、早いものはマーサム (Martham) の場合のように一三八〇年に、遅くとも一四三〇年にはその直営地が定期借地化したのであるが、牧羊権は依然として領主が保持し、牧羊営に専心するに至るのである。

当修道院が一五一五年に所有した羊数は第11表の如きものであつた⁽⁷⁾。このうち最も羊数の多いソープ (Thorp by Norwich) のマナには有名なマウスホウルド荒地 (Mousehold Heath) がこれに所屬⁽⁸⁾し、グナディントン (Gnadington) 或いはセジフォード (Sedgeford) のマナは「平野地帯」の中心に位置するが、これらは牧羊経営が両地帯で占める比重を物語っている。当修道院の羊数は一四七〇年には二五〇〇を数えるに過ぎなかつたが、その後漸次増大して上記の数字に達したのである。一五三五年には二六三ストーンの羊毛が、かの有名なサフォークの織元トマス・

スプリング (Thomas Spring) に販売された。⁽¹³⁾

[B] カロウ (Carrow) 修道院所領。当修道院はノリッジ周辺の一〇村落以上に小マナ或いは保有地を有し一五三六年の評価額£84-12-1¹のノリッジの小聖界所領であったが、⁽¹⁴⁾当所領の一五―六世紀に属する三つの会計簿(一四五六年、一四八五年、一五二六年)を比較検討することにより、⁽¹⁵⁾所領経営の基本的動向を察知することが出来る。

すなわち、直営地は既に一四五六年の会計簿作成の際には五二〇年の期限付で賃貸されており、⁽¹⁶⁾或るマナでは領主権の賃貸も見られる。⁽¹⁷⁾他方、穀物・羊毛販売について最初の史料には穀物販売一三シル三ペンスが記録されているにすぎないが、一五世紀末の史料には牧羊権の賃貸料として£3-1-0¹が記録されており、さらに一六世紀に入ると当項目の収入は£15-0-0のうち穀物販売の一八シルを除いたすべてが羊毛販売の結果獲得されたものであった。⁽¹⁸⁾

羊群に関する記録によれば、一四八五年に一五二頭であったものが、一五二七年には五六二頭、当該年度に一五四頭購入し、別に九二頭が処分され、翌年に六二四頭を持ち越している。⁽¹⁹⁾一五世紀中葉には、修道院で消費される衣料を織るための原毛は「様々な人々」(divers men)―多分周辺の農民―から購入されたが、一六世紀に入ると自己の生産によるものが使用された。⁽²⁰⁾

[第11表] 1515年ノリッジ修道院所領の羊数

	(頭)
Gnatington	1116
Sedgeford	909
Lathes	828
Eaton	807
Newton	485
Thorp	1749
Hindringham	786
Thurveston	40
Hemsby	60

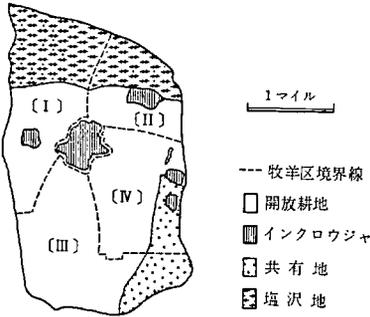
以上カロウ修道院においては一四―五世紀にかけて一度牧羊権は賃貸されたが、羊毛生産の有利性が認識されると共に、一六世紀には牧羊権を徐々に自己の掌中に回復し、その積極的経営に乗り出そうとしていた。

牧羊区の成立事情については既に示唆した通りであり、これは絶対王制期に至り領主が共同利益権を独占する過程として重要なものであるが、一応ここではこれ以上立ち入ることを止め、次に牧羊区の具体例を提示し、その運営が村落共同体の掌握を不可欠の条件としていたことを示そう。

既に別稿において指摘したように、当州においては村落とマナとが必ずしも一致せず、その一致がより多く見られる「平野地帯」においても、なお半数以上の村落が二つ以上のマナにより構成されていた。⁽²¹⁾さらに領主として完全なマナを構成していなくとも富裕な自由農は牧羊区を保持していたと推定されるので、一村落には通常二つ以上の牧羊区が存在した。「あらゆる町或いは村落には二つ、三つ或いはそれ以上のマナがあり、その夫々に牧羊区が所属している」とは当時の史料の語るところである。⁽²²⁾

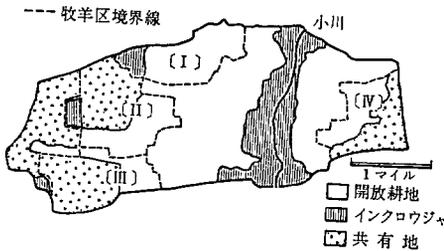
次に牧羊区の構成であるが、耕地の他に荒地、沼沢地、塩沢地等の土地を含むのが普通であった。⁽²³⁾その理由は九月から三月に至るいわゆる「落穂期」(shack time)の期間は、開放耕地に牧羊されるに充分な余裕があったが、三月から九月迄のいわゆる「夏期」(summer months)には休閒地だけでは不足であり、共同地の助けを不可欠のものとしたからである。⁽²⁴⁾その他牧羊区は囲込地を含むこともあった。後述のように一六世紀における小農インクロウジャは、領主の牧羊区に対する特権と真正面から衝突するに至るのであるが、古い囲込地は牧羊区の存在に適合的であり得たし、必ずしも対立しなかった。⁽²⁵⁾次図において二つの例を提示する。いずれも「平野地帯」の中心部に位置するマナである。⁽²⁶⁾

第3図 1590年、ホルカム村落の牧羊区



「ケントの叛乱」(Kef's Rebellion) をめぐって

第4図 17C. 初頭ノース・クリーク村落の4牧羊区



さらに、各牧羊区とそれが維持し得る羊群の数は厳密に規定されていた。全耕地が一牧羊区の中に含まれる場合も存在しないわけではなかったし、教区の境界を横切って牧羊区が走ることもあったが、これらはいずれも稀であり、多くは耕地が二ないし三の牧羊区に分割されており、共同地についても同様であった。⁽²⁷⁾

次に牧羊経営者はその牧羊区が中世的慣行の枠に止まる限り一将にその限りにおいてのみその領主としての権利を行使して、牧羊区の維持のために
 共同体的規制を強制する必要がある
 た。何故ならこれはまさに権力によ
 って裏打ちされた領主的特権の一部
 なのであって、何ら農民を利するも
 のではなかったからである。まず、
 牧羊区がその機能を果たすためには、
 休閑地と播種地が出来るだけ密集し
 ていなければならない、さらに冬穀も
 夏穀も別々に一団となって播種され
 る必要があったのである。他方、牧
 羊区自体も分断されてははその機

能が著しく阻害されるので、普通は分断されるようなことは領主権を背景にして行なわれず、逆に、春穀、夏穀、休閑地の区別は「フィールド」を単位にせず、それが若干の「シフト」(Shift)に分割されそれが播種単位となった。⁽²⁸⁾そのため農民保有地は村落の三方に均分されることなく、比較的地域に寄り集まって不規則に存在したのである(後述参照⁽²⁹⁾)。そこで、その一帯がもし播種を行なうシフトに所属した時はそれを行ない、それが大部分休閑地のシフトに存在した時は、その保有農はその年は大部分が播種出来ないはめになった。このような場合、領主は地代の一部を免除したり、直営地の一部をその時だけ当該農民の利用に委ねたり、さらには、領主の羊群に投げ得る羊数を増加したりして、補償が行なわれたのである。⁽³⁰⁾他方、農民は牛、馬など家畜の放牧権は別にこれを保持したが、羊群については必ずしもそうではなく、普通彼らは 'cattle right' と称する小額の貨幣と交換に領主の羊群に自己のそれを投ずる権利しか持っていなかった。⁽³¹⁾それもその数は通常その保有地と比例して一定の枠が存在した。

このような牧羊区の存在が、農民側での土地改良⁽³²⁾農業における小ブルジョワ的發展を著しく阻害するものであったことは、最早自明のことであろう。農民側での農業の近代化はまず領主羊群の排除、すなわち、小インクロウジャ運動となったが、これは牧羊区の存在の基盤自体を脅かすものであった。⁽³²⁾

かくて、絶対王制期における両者の對抗関係は、ここにおいて最も鋭い形態で現象するのである。そこで、われわれもこれを両者の抗争の公的な場であるマナ法廷史料において見るために、領主権力を法的に保証するマナ法廷自体の推移に眼を向けねばならない。

(一) H. C. Darby, *The Domestic Geography of Eastern England*, 1952, p. 147ff.; 拙稿「十一世紀ノーフォクにおける社

会経済構造」(『史學雜誌』第六十七編四号) 四一六頁参照。

- (2) R. J. Hammond, 'The Social and Economic Circumstances of Ket's Rebellion', M. A. Thesis, pp. 59~60.
- (3) 最も典型的な史料として例を挙ぐ一三世紀ノットマン所領の土地調査書などを挙ぐ。Conf. *Calharrum Monasterii de Ram-seia*, Vol. I, pp. 401—29; Vol. III, pp. 261~9; 拙稿「十二・三世紀イギリスにおける土地保有と土地市場——ノーンマツ「西訛」ラットマン所領の分析——」(『西洋史研究』四号) 参照。
- (4) 後述の如く領主は直営地を賃貸した後、牧羊区だけを掌握し羊毛生産に専心する。
- (5) 一三世紀の 'aldagium' と十六世紀の 'foldcourse' との関係は未だ定説がなく、筆者は今のところ以下の如くに判断しようとする。Conf. R. J. Hammond, op. cit., p. 59 ff.
- (6) K. J. Allison, 'The Sheep-Corn Husbandry of Norfolk in the Sixteenth and Seventeenth Centuries', *Agric. Hist. Rev.*, Vol. V, Pt. 1, p. 14.
- (7) 個々の例としては多数存在する。一般的には R. J. Hammond, op. cit., Ch. IV.
- (8) 「一六世紀を通じて、多くの地主 (land-lords) と羊群の所有者は借地人 (tenants) との基本的な共働関係を確保することになった。これは難しかった。」K. J. Allison, 'The Sheep-Corn Husbandry of Norfolk', p. 25.
- (9) H. W. Saunders, *An Introduction to the Obshchiny and Manor Rolls of Norwich Cathedral Priory*, 1930, p. 14.
- (10) *Ibid.*, p. 36. このころには前掲遺跡の所領は全州に亘って散在して、各々の所領はそれぞれに牧羊区に所属してはいた。
- (11) F. Blomefield, *History of Norfolk*, Vol. VII, p. 262.
- (12) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, p. 241.

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

- (13) Ibid., p. 246.
- (14) W. Dugdale, *Monasticon Anglicanum*, Vol. IV, p. 86 ff.
- (15) L. J. Redstone, Three Carrow Account Rolls, *Norfolk Archaeology*, Vol. XXX, pp. 43~50.
- (16) Ibid., pp. 43~50. なお当所領マナでは賦役の金納化は完全に終つてゐたらしく、賦役は全く見られぬ。
- (17) クトハ・ニーデマン (Stow Bardolf) イースト・ウィンチ (East Winch) サーリンガム (Surlingham) ロック
ア (Wroxham) なるの語マナ。
- (18) Ibid., pp. 51~2.
- (19) Ibid., p. 86.
- (20) Ibid., p. 62.
- (21) 前掲拙稿「史学雑誌」収録論文、二〇—二二頁。
- (22) K. J. Allison, op. cit., *Agr. Hist. Rev.*, pp. 15~6.
- (23) Ibid., pp. 16~17.
- (24) Ibid., pp. 16~17.
- (25) Ibid..
- (26) Ibid., pp. 17~8.
- (27) Ibid..
- (28) Ibid., p. 20.
- (29) Ibid..

(30) Ibid.,

(31) Ibid., pp. 20~21.

(32) Ibid., Ch. IV, V; R. J. Hammond, M. A. Thesis, Ch. V.

(iv) マナ法廷

前述した領主の諸権利を法的に保証するものは、既述のようにギミンガムではランカスタ法廷であったのだが、まず、両者の対立抗争の場となったものは下級裁判所であるマナ法廷であった。そこで領主権の推移を見届けるには、最後にマナ裁判所記録の検討が必要となる。さらに、マナ法廷は中世におけるあらゆる種類の法廷がそうであったように一種の収入源と見做されており、絶対王制期に入ると慣習地代が「マナ慣習」により一定額に固定されていたのに対して、法廷収入、特に、土地移譲に伴なう一時金（リ登記金）は慣習に縛られず、マナの一つの財源になったことは既述の如くである。

既に明白になったように、マナ裁判所は「森林地帯」においてより、大きな意味をもっていたのであるが、さらに両地帯の法廷に照明を当てることにより、領主権のあり方を説明する助けとしよう。

次に提示する二つのマナ裁判所記録は、夫々当州における「平野地帯」と「森林地帯」の代表として検討される⁽¹⁾。両者の示す対照の持つ意味は叙述が進むにつれて漸次明らかになるはずである。

〔A〕 ギミンガム・ソック法廷記録

法廷の機能を検討するためには、抜粋ではなくその全内容を再現した史料集が必要とされる。当法廷史料は十四世紀末より一六世紀に及ぶが必ずしもこの目的にかなうものではなく記録内容を数量的に測定するには不十分である。⁽²⁾しかし、当面の目的には最少限度答えてくれるであろう。

既にリチャード二世の治世二〇年（一三九六―七年）の抜粋記録より、賦役不履行、農奴の逃亡、マナ法廷欠席などの記載が見られ、⁽³⁾法廷の精力的な機能と同時に、その衰退の兆候が読み取れるが、当地帯の全法廷記録を通じて一貫して重要な意味を持つのは、「小規模インクロウジャ」の項目である。元来インクロウジャに様々な内容が存在することはチューダ時代よりしばしば言及された通りであり、⁽⁴⁾当州におけるインクロウジャの内容とその進行については後に触れる予定であるが、当史料に現われる記録は、開放耕地、或いは、共同地を柵により囲い込んで行なわれる狭義のインクロウジャであり、自己の羊群の放牧と同時に施肥の目的を持っていた。この点当州のインクロウジャは「牧羊」・「耕作」の両用途を持っていたことを忘れてはならない。さらにここでのインクロウジャは往往にして、特に「森林地帯」において特徴的とも見做される、開拓と同時に行なわれる広大なインクロウジャ（直営地の存在形態をあらわす史料にしばしば「Close」と固有名詞を冠して記録されているのは多くこの種のものである⁽⁵⁾）ではない。あくまでも小規模な農民インクロウジャなのである。

農民はインクロウジャをする場合、領主裁判所での許可を必要としたのであり、一四世紀末には、「R・Cは彼と

パストン (Paston) の間の公道に、境界が置かれるために一時金を与えた」という主旨の記録が数多く見られる。これはいわば合法的インクロウジャであり、「落穂期」の終了と共に囲い込みを取り除く必要があったのである。しかし、領主権を無視した非合法インクロウジャが既に記録されている。「サウス・レプスの J・R は当村共有地の中に囲地を新しく一つつくり領主に大きな損失を与えた」という類の史料がそれである。

次に、丁度一世紀を経過したギミングム・ソック法廷の内容は何を物語るか。まず合法インクロウジャの記録は依然として続くが、それが解かれるべき時にそれを行わず漸次永久的なインクロウジャに転化する。これはそれを行なう際の労力を考慮したら当然の動向であろう。「彼らの義務に従ってインクロウジャを解かなかつたために」⁽⁷⁾ 起訴された例が一四九九年の法廷記録には続けて三件見られる。これらが領主牧羊権を根底から徐々に掘り崩すものであったことは既述の通りである。更に、牧羊頭数の違反が顕著になる。「J・W と S・H は彼らの保有地が許可する以上の家畜をハイゲートの共有地に放牧した」⁽⁸⁾ (共有地の例)。「J・W はサウスレプスの耕地に余りに多数の羊を放牧した」⁽⁹⁾ (開放耕地の例)。

これら農民による共同体規制の侵蝕とは別に十五世紀になると異なった形態の領主権侵害が史料にあらわれてくる。すなわち、外来ジュントリによるものである。例えばノース・レプスのジュントルマン、ジョン・ハーワード (John Herward) は「当村の領主領域に許可なく四ダースの柵の牧羊区を設置して国王の羊群に多くの被害を与えた」(一四九二年)。これは不法な牧羊区の設置であるが、彼はこれを少なくとも一四九九年に至るまでマナ法廷の裁定を無視して保持した。「ジュントルマン」は誰もしてはならないところに羊一〇〇頭のために牧羊区を持ち続けた。この

他、彼は私道の設置、公道侵害、牧羊頭数違反などの常習犯であつた。⁽¹⁰⁾一五一一—一二年の会計簿によれば彼はギミンガムの彼の所有地のために、地代一一ポンドを支払っており、直営地の一部を賃借していた借地農と推定される。⁽¹¹⁾

さらに一世紀を経過した一六世紀末の状況を観察しよう。史料は全くの抜粹であるため、⁽¹²⁾正確に法廷の機能を見極めることは不可能であるが、以下の三点が特に注目される。

第一に、牧羊権違反記録は相変らず多いが、インクロウジャについての史料が全く見られないのは少なくともそれが減少していたことを暗示している。これはインクロウジャが高度に進行していたと同時に、それがマナ規制の手に負えなくなったことを推定せしめる。スプラット (J. Spratt) によれば当州東部では一七世紀前期には既に全土地の七五%ほどインクロウジャが進行していたのである。⁽¹³⁾

第二に、マナの領民が元来当法廷で裁判されるべき事項を他法廷に持ち込んで一と二ポンドという多額の一時金を課せられている事例が四件も見られる。⁽¹⁴⁾「オヴァストランド (Overstrand) の J・M は不法にも当マナの多くの保有農を唆かし彼らにとり当法廷で決定されるべき事項を、当領主権の外にある当リートの外の法廷で一時金を払わしめた」。これは明らかに「マナ慣習」の弛緩である。

第三に、マナ法廷に対する欠席者が夥しい数に達している。⁽¹⁵⁾当ソックでは法廷への出席義務は、保有農ではなく「保有地」(tenement) が責を負っており、欠席には一時金四ペンスが要求された。一四九九年の法廷記録によれば、ギミンガム一九、トランチ一三、ノースレプス二二、サイドストランド一一、バストン一九、ハルバニ、サウスレプ

ス三、合計八九の保有地が欠席記録に見出される。これらは一四世紀以降、農民の手により掘り崩されつつあった領主権力が漸次マナ法廷にまで影響し、その形骸化が進んでいたことを示している。

[B] G・クレシンガム (Great Crossingham) マナ法廷記録

次に「平野地帯」を代表するマナとして、G・クレシンガム・マナのほぼ同時代、すなわち、一四世紀初頭、一五世紀末、一六世紀末の三時代に亘る記録を見よう。⁽¹⁶⁾ 当マナについては後により詳細に触れることがあろうから、ここではサウス・グリーンホウ (South Greenhoe) ハンドレッドに位置し、ノリッジ修道院に所屬するマナであることだけを明らかにしておく。⁽¹⁷⁾ 法廷記録の全貌がそのまま印刷に付されているから前の史料より利用価値が高いのであるが、一三二八年の連続四回に亘るマナ法廷の審議内容は第12表のとおりである。⁽¹⁸⁾

マナ盛期といわれる時期に属するこの記録は、当時マナ法廷が最も精力的にその機能を果たしたことを物語っている。ビール・パンの量目違反、規制違反の落穂拾いなど、中世を通じて最も一般的な違反が甚だしく多数存在するし、さらに、賦役の不履行、領外への穀物搬出 (穀物の自由販売は禁止されていた)、⁽¹⁹⁾ 或いは、無許可の婚姻などの記録がマナ法廷の権勢を物語っている。同時に、一世紀後には「平野地帯」における領主対農民の抗争の中心となる領主の牧羊権侵害の端的記録を発見することが出来る。既に説明したように、当地方では領民の羊群は領主のそれに投ずる義務があり、特別な場合だけ一時金を支払って自己の牧羊区をその保有地に設置することを許されたことは、「I・Sが彼女自身の羊群を持つことを許すに当り一シルの一時金」という記録からも明らかであるが、無許可で領主の羊群

〔第12表〕 G. クレシingham・マナ法廷

事 項	1328—9年 (年4回開廷)	1489年 (年4回開廷)	1584年 (年2回開廷)
免責事由	7	7	3
不法侵害・債務返却	9	6	
差押令・解除令・宣審令	27		2
穀物販売	4		
騒 乱	17		1
家屋侵入	6		
共犯行為	3		
保有地不法拡張	10	2	8
耕地侵入・横断	9		
領主穀物侵害	6		
公道・水路侵害	4	1	6
落穂拾い	15		
牧羊権侵害・羊群保持	6	2	3
バン・ピール量目違反	53	4	2
十八組加入	3	2	1
マナ役職解除選挙	6	6	2
マナ・村落共同体役人の義務怠慢	4	1	8
森林伐採	6	3	2
又 貸	2		
賦役不履行	7		
無許可婚姻	7		
水車不使用	1		
家屋修理		3	2
村法作成		1	
土地移譲	7	12	9
そ の 他	16	3	7

中から自己のそれを引き上げて規定に違反する農民も存在したのである。代表例として、「A・Aは三週間彼の羊を領主の羊群の外に置いたため（一時金）」。

次の記録は約一世紀半を経た一五世紀末のものである⁽²⁰⁾。それまでに直営地は賃貸されていたが、マナ法廷を中心とした領主権は未だ以前の領主、つまり、ノリッジ修道院の掌中にあつたように推定されるのである⁽²¹⁾。法廷は一四世紀のそれと同様に年二回ほどしか開かれ

ていないが、⁽²²⁾内容を検討するとその変貌が明らかとなる。

まず第一に法廷の訴訟件数自体が非常に減少し、特に、リート法廷所屬の事項、つまり、村落共同体規制違反の減少が目立つ。マナ法廷は漸次その本来の機能を失ない、保有権の法的権限を確認する土地登記に集中するようになる。⁽²³⁾法廷収入は、既述の如く共同体規制の違反に関しては夫々二、六ペンスの一時金が定められていたが、登記の際に支払われる一時金には慣習の束縛がなく、例えばR・Gは宅地付家屋(三七エイカ)の保有権移譲の際三ポンドの一時金を支払っており、一四一五年の土地台帳によれば地代は一シル一ペンズ三・七五ファージングであったから、⁽²⁴⁾四年間以上の地代分に相当したことになる。

次に注目すべきは、共同体規制の違反主体のうちに農民と混ってそれ以上に領主及びジュエントリ階級が非常に大きな比重を占めていることである。彼らの中にも領主権力と密着する傾向にある者とそうでない者とを区別することが出来る。まず前者であるが、領主自体が自ら積極的に村落共同体規制を無視し破壊する。一四九〇年一月に陪審員団は、「当マナの領主の羊飼は秋の終りからセント・マルチン祭迄四〇日間、保有農の囲込地(cote)⁽²⁵⁾内で、彼の羊群を飼育してはならず、その囲込地は保有農の家畜を放牧するために、彼らの使用のために保存さるべきこと」という村法を新しく宣言したのであるが、記録の横に、「領主がそれを認めなかったがために無効」と但書が付されている。⁽²⁶⁾

この記録は既に牧羊権を論じた際に明らかにした領主対農民の基軸的争点を明確にしている点で非常に重要であるが、この場合、共同体規制を破壊しようとする領主と地主側が穀作経営の近代化を阻止する側に立ち、リート法廷を

構成していた陪審団がある程度の個人主義的原則に立つ農業を認める立場にあることに特に注意すべきである。しかしここではさらに、領主層との結合が史料から見られないジェントリ層の違反記録にも一言しておきたい。例えば「ジェントルマン」或いは「エスクワイア」リチャード・サイスル (Richard Syse)。(27) 彼は水路清掃義務違反、マナ法廷出席義務違反、或いは土地移譲の際に何度も記録されている常習犯である。彼らが占めた位置については、これらの史料からだけでは速断出来まいが、恐らく周辺に土地を所有する成上り者であつたらう。

さらに一世紀を経た一五八三～四年の法廷記録を一四世紀のそれと比較すると、その対照は著しい。(28) すなわち、記録の内容は保有地の移譲、マナ或いは村民としての義務不履行(出席義務を含む)、役職選挙などであり、共同的諸規制の違反には前世紀について指摘した事実が引続き行なわれている。すなわちここでは領主側の違反は見られないがジェントリ層のそれが引続き多い。例えばジェントリ、エドワード・フラッド (Edward Pudd) の羊飼は領主との契約に違反して大量の羊を放牧しているが、彼は領主の牧羊区の一部を賃貸していたのであろう。(29) さらに他の羊飼 T・T は共有牧草地の規制に反して放牧している。エドワード・フラッドは後に領主ジョン・ジェニイ (John Jenney) 亡き後、彼の妻イリザベスと結婚して領主権力への癒着を完成する。(30) 他方、陪審団の一人であつたジェントリ W・R は J・W と共に、「義務に反して彼らの保有地内の囲いを修理しなかつたがため」夫々六ペンスの一時金を課せられている。(31) これは立ち遅れていたインクロウジャが当「平野地帯」においても徐々に牧羊区の真中に形成されてきたことを暗示している。ところで、その主体となつた者は実は陪審団を形成する富農(＝借地農)以上の階層であつたといえよう。ただ、既述のジェントリが他のマナの所有者であつたという可能性は大いにあり得る。

以上で両地帯におけるマナ法廷の示す基本的特徴は明確に析出し得たと思う。つまり、「森林地帯」においては梳毛工業の第一次盛期を迎える一四世紀末より、農民によるインクロウジャが着々と進行するが、元来ティピカル・マナの発展し得なかった当地方では、領主にとり領主権に対する脅威もそれだけ身近に感じられたのであり、逆にむしろ強く村落を単位としたリート法廷を通して共同体的規制の維持が執拗に意図され、農民はこれを排除しつつ一七世紀に至るまでに彼らを主体としたインクロウジャを完成させた。次に、「平野地帯」においては、マナ法廷の実質的無力化はむしろ領主側から積極的に意図されたもので、それは領主の近代的地主への転化の契機を形成した。他方、これに対して、一五世紀以降、非合法的な牧羊権拡大の動きに対して富農を中心とした個人主義的農業への動きが、むしろ法廷を通じて維持されようとした。しかし、マナ法廷においてこの農民の持つ形式的権利は領主の持つ実権の前には無力であったのだが。⁽¹⁴⁾

(1) 「平野地帯」を代表するクレシンガム・マナは好個の条件を備えているが、「森林地帯」の代表として検討されるギミンガム・ソックは、国王の直轄地であり牧羊区が小規模ではあれ存在する。この点ではフォンセット・マナも同様であるが、マナ構造上よりみれば若し史料が存在したら後者の方がより適当なものとなったであろう。

(2) C. M. Hoare, *History of an East Anglian Soke*, pp. 126~8, 137~40, 158~163, 215~35, 246~53. このうち明言はしてゐるが、一五世紀末(一四九三—一四九九年)の部分は、全史料が(すなわち抜粋でなく)本書に印刷された模様である。

(3) *Ibid.*, p. 137, 145, 159.

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)をめぐって

- (4) 最も代表的な例として例えば R. H. Tawney & E. Power (ed.), *Tudor Economic Documents*, 1924, Vol. I, pp. 39~44.

(5) 例えはノリッジ修道院所属のマン直営地を十指ほどの例にして検討すると、既に一三世紀にきつて多数の直営地片が一〇キロ前後の地塊として存在してつたことが分る。Conf. E. Stone, 'The Estate Management of the Norwich Cathedral Priory in the Thirteenth Century', Ph. D. Thesis, p. 19.

- (6) C. M. Hoare, op. cit., pp. 215~35.
 (7) Ibid., p. 213.
 (8) Ibid., p. 221.
 (9) Ibid., p. 232.
 (10) Ibid., p. 221, 225, 227, 231, 233.
 (11) Ibid., p. 247.
 (12) Ibid., pp. 246~53.
 (13) 本報の非英の著者な幸拉羅文 J. Spratt, 'Agrarian Conditions in Norfolk and Suffolk 1600~1650, deposited in Goldsmith Library 44 筆者の専ら努力に専らな作家の行方が明らかになく、マントロマン入手の書面を授けりては出来なかつた。本稿の引用は「略録」Summary of thesis, (*Bulletin of the Institute of Historical Research*) 1249 のレポート。Conf. Bull. of Inst. of Hist. Research, Vol. XV, pp. 113~6.
 (14) C. M. Hoare, op. cit., p. 253.
 (15) Ibid., p. 251.

- (19) H. W. Chandler, *Five Manorial Court Rolls*, p. 19.
- (17) F. Blomefield, *History of Norfolk*, Vol. VI, pp. 94~9. 9世紀後半から11世紀初葉まで以後のマンナの領域は増大の一途を辿る。特にジェネイス家 (The Jenneys) の所有が以来同村内の他のマンナとの合併が行なわれた。一六世紀のリート法廷記録にはマナ合併のためストレイト・グレンサム (Great Cressingham) マナスブリッジ (Glasbridge) ストレイホール (Stray-hall) ハックハム (Hockham) 及びリズロクス (Rysloves) と個々のマンナ名が並記され、更に詳細不明のストレイト・クランサム・コリンズ (Great Cressingham Collyns) マナの記録が含まれる。Conf. H. W. Chandler, op. cit., xxix.
- (18) H. W. Chandler, op. cit., pp. 2~43.
- (16) この穀物販売禁止は当マンナの記録のみではなく、同地帯のバーナム (Burnham) マナにも見られる。Conf. W. Rye, *Early Life in the Manor of Burnham*.
- (20) H. W. Chandler, op. cit., pp. 52~77.
- (21) F. プロムフィールドは「マナは賃貸された」と言及、K. J. アリソンも博士も一四八八—一五〇八年にかけて一五ポンドの収入にもかかわらず、牧羊記録が全くない点より「牧羊区は多分賃貸されたのだろう」と言っているが、史料は必ずしもこれを支持しない。ともかくマナ裁判所にはノリッジ修道院の役人が出席しており、明らかにノリッジ修道院の手中にあり。Conf. F. Blomefield, op. cit., Vol. VI, p. 96; K. J. Allison, Ph. D. Thesis, p. 245; H. W. Chandler, op. cit., p. 65.
- (22) これが史料の散逸の結果ではなりことは免責事由 (excuse) を中心とした内容を比較すれば分る。
- (23) 第12表参照。
- (24) H. W. Chandler, op. cit., pp. 58~9.

- (25) Ibid., p. 51. 囲込地 (croft) とは狭義には囲込宅地のことであるがここでは広義の囲込地と取るのが史料の内容からよほどの適当である。Conf. W. J. Corbett, Elizabethan Village Surveys, T. R. H. S. New Ser., Vol. XI, 1897, p. 75.
- (26) H. W. Chandler, *op. cit.*, pp. 66~9.
- (27) Ibid., pp. 54~5, 64~5, 71~3.
- (28) 第12表参照。
- (29) Ibid., pp. 80~3.
- (30) F. Blomefield, *op. cit.*, Vol. VI, p. 96.
- (31) H. Chandler, *op. cit.*, pp. 114~5.
- (32) 拙稿、「史学雑誌」収録論文、三二—三三頁。
- (33) リート法廷は村落を管轄単位とした法廷でマナ法廷の管轄とは必ずしも一致しないことはわが国では余りに知られていない。これが絶対王制期に至ると以前にもましてはつきりして来る。ここではプロムフィールドの史料より、一例だけあげておこう。N・ウォルサム (N. Walsham) 村落には実に八つものマナが存在したが、リート法廷はホルム修道院が保持しており、そこに僅かな自由保有地を保持していたウォレン (Warrene) 家の自由保有農はそのリート法廷に出席した。かような史料は『ノーフォーク史』より幾らでも集めることが出来よう。Conf. F. Blomefield, Vol. II, p. 68. なお吉岡昭彦氏の労作もこの点については触れるところはない。「イギリス絶対王制下の村落共同体」(『社会経済史大系』「近世前期」) 参照。
- (34) このようないわば地主化しつつある領主の行為が絶対王制下の高等裁判所において必ずしも支持されなかったことについては多くの事例をあげることが出来る。一例として本稿二六二—二三頁参照。

〔二〕 農民經濟の小商品生産的・資本制的發展

(i) マナのケース・スタディ

封建社会における基本的対抗主体は言うまでもなく領主対農民であり、領主の持つ封建的諸権利は両者の力關係を媒介としてのみ現実には現象するのであるが、前章において、筆者はそれを主として領主權の姿貌そのものに力点を置いて叙述した。ところでその過程は逆に言えば、すなわち農民の側から叙述を行なえば、小商品生産者に転化した農民の反封建運動そのものであり、直接生産者相互間における貨幣經濟の發展自体に相当する。この叙述を一応両側面に分離したのは、問題点を鮮明に浮彫せんがために他ならない。

本章においては専ら照明を農民の側に置き、領主權の姿貌をもたらしした起動力を探りたい。事態をより明らかにするために、農民經濟の發展の叙述も「平野地帯」と「森林地帯」に分離して行なわれる。史料は依然として乏しいが、發展の基本的動向を窺うことは出来るはずである。この場合、ブルジョワ的農業發展の視点を説明するものとして注目する必要のあるのは、保有面積規模と既述インクロウジャの進行、それにとまなう保有地集中化の動向である。

[A] ギミンガム・マナ

ギミンガム・ソックの「中心マナ」(capital manor)であるギミンガム・マナから入ろう。当ソックは既述したように既に一四世紀から小インク로우ジャの進行の萌芽が読み取れるが、一五世紀になると合法的インク로우ジャは合法的に永久的インク로우ジャに転化し、領主の牧羊区のと真中にそれが発展する。その一五世紀の法廷史料と殆ど時を同じくしたギミンガム・マナの土地台帳が存在するので、次にこれを検討する。

当マナは史料から見ると農奴保有地四四四エイカールド一二・五パーチに対して、自由保有地及前自由保有地は僅か四四四エイカ及び七八エイカ三ルド三〇パーチにすぎない。⁽¹⁾これはドウムズデイの当マナにおける農民層構成と関係があるのかも知れない。⁽²⁾

これを農民層構成より見れば僅か三名の自由保有農に対して、一エイカ以上を保有する慣習保有農六四名、保有面積の記録のないものを加えたとさらに増加するはずである。

次に土地台帳の記入様式は、名前を冠した保有地(tenement)⁽³⁾を基準に記録がなされているのは賦役が保有地単位になされているからであろう。⁽³⁾しかしこの旧保有地面積は決して一様ではなく、第13表のように広範に分散している。これが何時頃の保有農の名前なのであるか、史料からは明らかでないのであるが、余り遠い時代のものではないことが推定されるのである。いづれにしても、これらの保有地は分割して多い時には二〇名もの保有農により保有されている。更にこれらの保有地の存在形態より当マナにはフィールドの区別は存在せず、語尾に、~hill, ~land,

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

〔第13表〕 ギミンガムにおける保有地 (tenement) の面積*

面積	件数
30~50 (エイカ)	5
20~30 未満 (以下同様)	11
10~20	12
5~10	11
5	26

* 次のものは除外してある

- (1) 面積の記入のない保有地
- (2) 地盤沈下により事実上消失した保有地

〔第14表〕 15世紀末における保有地規模

規模	件数	
50 (エイカ) 以上	2	
30~50 未満 (以下同様)	3	
20~30	2	
10~20	9	
10	2~10 (エイカ)	26
	1~2 未満	6
	1 未満	16

‘croft’, ‘dale’, ‘furlong’ の付く小地片に分割されており、しかも旧保有地はそれらの地片に散在して存在したことが分るのである。例えば、最初に記入されているゴスモンド (Gosmond) の保有地約二六エイカは四十数地片に分散しており、それを十二名の保有農が耕作しているのである。この場合でも貨幣地代はその夫々に別個に記入して課せられている。

これを史料記録の時点における保有農の保有面積別に整理したのが第14表であるが、両者を比較すると、保有地面積の集中、手工業・賃労働者の創出過程が僅かに

進行していることが察知される。ところで当表において多数見られる一エイカ以下の保有農は、農業労働者というよりも梳毛工業を中心とした手工業者であった。当ソックは梳毛工業の立地であり、それに従事する者がいたことが判明している。事実、上層農民の保有地規模は頭打ち状態にあったのであり、当地方の農業労働者の存在を過大視してはならない。

もっともこの場合、当史料はマナ単位であり、これがそのまま農民の保有地規模を表示したものと

とは言えぬという疑問が提出されようが、当村落はその全部がギミンガム・ソックから成立しており、この疑問を余りに重大視することは出来ない。

より重要なものは経営内容の問題である。農業の近代化は単に保有地の拡大という形式のみをとるのではなく、個々の条件に適した固有の方法で進められる。ここで当然一五世紀における農民保有地の存在形態が興味を中心になるのであるが、遺憾ながら当時の個別農民の保有地の位置について、原史料を参照しえぬためこれを提出することは出来ない。

しかし、インクロウジャについては既にその進行をマナ法廷史料より察知出来たが、土地台帳からもそれを窺うことが出来る。⁽⁷⁾このインクロウジャはまず領主の牧羊群排除という目的を持っていたのであり、同時にそれは自己の保有地内での自己の牧羊維持であったが、これが牧草地への転換ではないことは既述の通りである。この場合、インクロウジャ面積は広い方が合理的農業により適格的であり、史料は不明であっても活発な土地市場を考慮すれば、保有地の集中過程が進行していたことは充分推量しえるのである。⁽⁸⁾

この種のインクロウジャは何時に始まったものであろうか。既述の如く一四世紀末の法廷記録には違反記録が相当見られるが、その中には「トランチ陪審団が多くの仲間の間の多数の境界の枠 (metes and bounds) の撤去を起訴せず領主権を侵害した」ために一時金を課せられており、これは彼等陪審員達の多くが共犯者であったことを表わしているから、既に当時、事態は相当進行していたことが推定されるのである。そして当面重要なことは、この時期が丁度梳毛工業がまさに最盛期を迎えたその時期と一致しているということなのである。⁽⁹⁾その後二世紀を経た一六世

紀末の史料にはそれが殆ど記録されていないので、これらの事情から一六世紀末にはインクロージャがほぼ完了していたのではないかと思われる。

[B] ヘムステッドとG・レッシング

事態をさらに詳細に明らかにするために、当ギミングム・ソックより海岸線に沿って約七里南下したヘムステッド(Hempstead)とレッシングム(Lessingham)村落についての一六世紀末の「土地調査」(survey)を検討しよう。⁽¹¹⁾ 当村落には以前オウクボーン(Okebourne)修道院所領が存在しており、かの「一三八一年一揆」の攻撃対象となったことが記録されているが、⁽¹³⁾ 修道院解散以後それはケンブリッジ大学の所領となり調査の時代に至った。⁽¹²⁾ ところでこの調査は単に当所領のみでなく村落を単位としたものであるから、⁽¹⁴⁾ 保有面積を考慮する場合にも好個の史料となるものである。

まず直營地であるが、ヘムステッドでは耕地面積九〇七エイカのうち僅か八〇エイカ、レッシングムでは六三九エイカのうち四〇エイカでいずれも一割にも満たないものであった。⁽¹⁵⁾ これらは借地人に「一括借地」として賃貸されていたが、その条件などについては不明である。両村落における土地保有面積は第15表の如くである。

今、仮に一三世紀の標準保有面積を参考として、八(或いは一〇)エイカと二五エイカの保有者を標準農民とし、⁽¹⁶⁾ 二五と二〇〇エイカをM・キャンベルに従がいヨーマン層、それ以上の保有者を下層ジェントリと見なすと、保有面積の合計からみると下層ヨーマン層(恐らく經營的には小商品生産者)が両村落共六と七割を占め、非常な比重をも

〔第15表〕

(エイカ)

ヘムステッド		レシingham	
(a) 宅地付	(b) 宅地なし	(a) 宅地付	(b) 宅地なし
No. 1 W. B. 80	No. 19 J. F. 7	No. 1 A. C. 62	No. 26 A. J. 7
2 W. G. 75	20 T. T. 3	2 J. I. 45	27 インガム
3 S. H. 57	21 E. M. 2	3 N. C. 41	領主 6
4 J. D. 33	22 W. P. $1\frac{1}{2}$	4 E. M. 37	28 A. P.
5 H. M. 27	23 J. L. $\frac{1}{4}$	5 T. B. 37	(Gent.) 5
6 J. G. 19	(直営地 80)	6 J. D. 33	(直営地 40)
7 W. F. 15	(教会地 33)	7 W. B. 24	(教会地 9)
8 H. H. 14		8 W. H. 21	
9 T. N. 12		9 W. N. 20	
10 C. A. 10		10 C. F. 18	
11 O. H. 9		11 R. S. 11	
12 G. S. 9		12 J. B. 9	
13 T. K. 7		13 E. J. 9	
14 C. S. 6		14 W. B. 6	
15 C. C. 5		15 M. S. 6	
16 J. M. 3		16 T. T. 5	
17 J. G. 3		17 H. H. 3	
18 W. C. $\frac{1}{4}$		18 N. C. 1	
		19 R. B. $\frac{1}{2}$	
	(計 907エイカ)	20 } 6 小屋住農 (計 639エイカ)	
		25 }	

っていることが知られよう。⁽¹⁷⁾ 数の上から見れば八エイカ以下の小農の存在も無視出来ないが、当村落が一六世紀に梳毛工業の立地であったことを思えば⁽¹⁸⁾、彼らは同時に手工業に従事する半農半工の直接生産者であったことが分る。別稿において明らかにしたいが、農工部門の分離は農村工業においては一七世紀といえども完全に達成されてはいなかった。

ここでも一六世紀末の記録には、多数の囲込みの記録が見られ、これらを検討すれば、二〇世紀初頭のそれと位置を同じくしていることが分る。その目的はギミinghamの場合と同様である。⁽¹⁹⁾

次に、荒蕪地のもつ比重は前者で九〇

○エイカのうち四〇〇エイカ、後者では六五〇エイカのうち二〇〇エイカといずれもかなり開拓の余地を示している。⁽²⁰⁾ レシinghamでは耕地のうち囲込地 (Close) が数多く見られ、荒蕪地から開拓により追加されたものであることを示している。

〔C〕
ホーステッド

さらに同じケンブリッジ大学の所領であるが、ノリッジの北方約七里ウォルサム (N. Walsham) への道路沿いに位置するホーステッド (Horsstead) 村落に注意を向けよう。ここでも直営地は二七四六エイカのうち僅か二四〇エイカ⁽²¹⁾で、かように既に前章において指摘したように、当「森林地帯」におけるマナは殆ど例外なく農民保有地が圧倒的比重を占めていた。しかも当マナでは直営地が分割して借地農に貸し出された後、フォンセットにおけると同様に漸次それが世襲借地化 (Land in fee) して、⁽²²⁾ ユビーホールドと実質的には差がなくなったのであり、地代の実質的低下の結果領主権の拠点は共有地と牧羊区に集約されることになった。

次に、当村落における一六世紀末の農民の保有地規模は次の如きものであった (第16表)。当村落では、ノリッジ近郊に位置する関係上市民による土地購入が顕著な特徴をなしており、大農層はすべて彼らから成る。彼らは当地で生まれノリッジの商工業で産を成してから生地⁽²³⁾に土地を求めたもので、土地を最も活発に改良したのも彼らであった。かように当村落では保有地の集中がかなり進行していたが、それでもヨーマン層のそれは大農層のそれを上廻っていた。⁽²⁴⁾

〔第16表〕 ホーステッド (スタニングホールを含む)

(宅地付)			(宅地なし)		
(エイカ)					
No. 1	J. T. (G.)	280	No. 18	メイトン(Mayton)の領主	20
2	F. W. (E.)	270	19	J. S. (E.)	10
3	R. W.	265	20	J. G.	10
4	H. S.	180	21	N. P.	7
5	A. P.	120	22	J. B.	7
6	W. R.	110	23	H. O. (E.)	5
7	G. B.	60	24	G. S.	3
8	A. T. (G.)	60	25	J. S.	3
9	T. P.	60	26	J. H.	2
10	R. P.	60	27	W. B.	2
11	J. R.	50	28	H. S.	1
12	R. L.	40	29	G. Y.	1
13	W. J.	20	直営地		230
14	W. B.	20	教会員ホーステッド		55
15	E. N. (G.)	15	スタニングホール		29
16	T. B.	12	町有地		7
17	E. S.	10			

(G.)=ジェントリ
(E.)=エスクワイア

一橋大学研究年報 人文科学研究 12

第三に、インクロウジャであるが、用途は他村落と同様で、当村落はノリッジの影響を早くから受けてそれも早期に進行し荒蕪地は二七五〇エイカのうち僅か三五〇エイカを残すのみとなり、村落の最も外側に見られる二〇〜一〇〇エイカの地条のないフアーロングは、開拓と同時にインクロウジャされたものであった。重要なものは開放耕地のインクロウジャであるが、当村落には連続したマナ法廷記録が存在しないためその動向を知ることが困難である。だが一六世紀後半の記録よりそれが当時とくに急激に進行していたことが分る。⁽²⁴⁾インクロウジャの前にまず保有地の交換集中が行なわれたのであるが一六世紀末のインクロウジャでは五エイカ以下のものは稀である⁽²⁵⁾その施行者は必ずしも単独の農民ではなく、合同してそれを行なうことがしばしばであった。⁽²⁶⁾これは結局領主の牧羊権を排除するという共通

の目的の下に行なわれたものであったろう。つまり、土地の集中といってもそれが一保有農にとって全部達成されて初めてインクロウジャが行なわれたというものでは決してなかったと推定されるのであって、個人であれ集団であれこれら五エイカ以上の規模におけるインクロウジャが行なわれる以前に、さらに二・三の地条の最小規模のインクロウジャが先行した場合も多かったと考えられるのである。次のフォンセット・マナの場合からもこれは推察され得る。さらに荒蕪地のインクロウジャであるが、地条形跡のない大きなファーロングは既にエドワード四世時代より存在しており決して新しいものではない。⁽²⁷⁾

ところではかような農民間におけるインクロウジャの進行は、既にしばしば指摘したようにその発展と共に領主の牧羊権を脅かすに至るのであるが、不在領主として領主権の後退を続けて来たケンブリッジ大学当局は一五九九年、最後に残った共有地四三〇エイカを廻って五名の農民代表と交渉を続け、遂に、

(1) 領主は八〇エイカを私有地として使用する。

(2) 領主は所有者不明の発掘物、鉱石、持主不明の物、家畜及び重罪人の家財の没収権をもつ。

(3) 牧収権、牧羊権は消滅する。

(4) 保有農は共有地地代として年七ポンド一四シル五ペンスを支払う。

という条件で妥協を見るに至った。⁽²⁸⁾ すなわち直営地の賃貸以来領主権力の現実的基盤をなしていた放牧権、牧羊権は当ホーステッドにおいては一七世紀を待たずして農民のインクロウジャにより崩壊した。しかしこの「森林地帯」においても一六世紀のうちに領主の牧羊・放牧権が消滅するのはまず稀で、前章で既述したごとく一七世紀に至って

農民の抵抗が激化し、さらに羊毛価格と穀物価格とのバランスが成立した時になって初めて農民側に有利に働くのである。

[D] フォンセット

最後に筆者は「森林地帯」における農民経済の総決算として、既に前章において叙述の対象となったフォンセット・マナの分析を行なう。当マナの分析により今迄個別マナの分析において断片的にしか提示されなかつた諸現象を相互に關係する一本の糸により連結されることになる。当マナが「森林地帯」を代表するに好個な資格をもっていることについては既述の通りである。

第一に、直營地の動向であるが、既述の如く一時「一括借地」として貸し出された三〇〇エイカの直營地は、一五世紀に入ると分割されこれに返付された農民保有地をも加えて多くの農民がこれを定期借地として保有した。借地期間は一四世紀末には七年が圧倒的であつたが一五世紀を通じて一〇、二〇、四〇年と漸次長期化し、とくに一四六〇年代以後は世襲 (Tand herf) に転化するものが多数を占めた。かくて初めて世襲借地が出現した一四二九年より一五〇〇年迄に、これに屬する保有地は約五七〇エイカとなりこれらは實質的にはコピーホルド化して、かくて当マナの全耕地は農民の手に歸し、一五世紀における次に述べる地代低落と相俟つて「人民の富」を満喫するに至るのである。

ところでこの土地市場が特に「競争地代」と称するに値することは、その會計簿に莊官が「それ以上は高く貸せな

〔第17表〕 フォンセット・マナの地代

	エイカ当りの平均年地代
1376~84	$10\frac{3}{4}$ (d.)
1401~10	9
1422~30	$7\frac{3}{4}$
1431~40	8
1441~50	$7\frac{3}{4}$
1451~60	$6\frac{1}{4}$
1461~70	$7\frac{3}{4}$
1471~80	$6\frac{1}{2}$
1481~90	8
1491~1500	$7\frac{1}{4}$

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)をめぐって

「のべ」(quia non plus potest domitti)とか、「他に貸すことが出来ないので慣習地代で貸し出す」(ut solvere consuevit, quia non potest ultra domitti)と記載していることから明瞭なのであるが、それが遂に世襲借地に転化するに至った事情は、一五世紀における地代の低下傾向に求められる。⁽³¹⁾すなわち、領主は期限が切れても以前の地代で借地農を発見することが次第に困難になったために、収入低下を防ぐために世襲地化したのである。これを裏付けるのが一五世紀における地代の動向を表わした第17表である。一般にフォンセット・マナの地代は、当地方の他のマナも同様であると思われるが、非常に高いのであって、⁽³²⁾これは一五世紀における地代低落にもかかわらず言えることなのである。

さらに、当時のマナ法廷史料より判明することは、この地代が最高を示した一四世紀末から一五世紀にかけての時期が「異常に活発な土地市場の時代」であったことである。⁽³³⁾そしてこれが梳毛工業の発展と結合していることは確実である。まず一三〇六年迄羊群の記録が全く見られなかった領主会計簿は、一三七八年に至ると二〇〇頭が記録され、一三九四年には一〇〇頭の羊群を持つたために三名の農民が一時金を支払っている。そして、農民のこの牧羊経営と殆ど同時にインクロウジヤによる共同体規制違反の記録が夥しい数に亘って見

られることは決して偶然ではない。というのは、それが「ミクルマス祭から二月二日迄領主の保有農は牧羊してはならないのに慣習に背きモウルトン村落の自己の保有地をインクロウジャした」と記録されているように、それは牧羊を目的とするためのものであったからである。つまり、インクロウジャを促進する農民は同時にまた自己の羊群を持つとうとする農民でもあった。しかし、この場合でも耕地が牧草地に転化したものではないことは既に何度も触れた如くである。ともかく、一五六五年迄に一度に三〜一五エイカに至る地片で、当村落全体で半分足らずの土地がインクロウジャの対象となったのである。⁽³⁵⁾

第二に、農民による保有地規模である。保有農の死亡によってマナ法廷に返付された保有地を検討すると、一五世紀を通じて二八六件のうち一五エイカ以上のものが僅かに二三件、全体の八％に過ぎないのに対して、一五四六年から一五六〇年の八〇年間についてはこれに該当するもの一六件、一九・三％に増加している。⁽³⁶⁾既に当時はインクロウジャが着々と進行しており、それによる生産性の向上をも合わせて考慮すると農民層の小ブルジョワ的發展が窺われるのである。しかし一五エイカ以上の保有面積を検討してみると、二・三の例外は別としてせいぜい六〇エイカ台であり独立自営農層の成長を窺取ることが出来るのである。

これをさらに裏付けるのは一五五六年の土地台帳である。⁽³⁷⁾当史料も前述のそれと同様に、村落全体の保有状況の調査をその対象としている。個々の農民はフォンセット・マナと同じく当村内の他のマナからの保有地を耕作しており、それが同時に記録されているのである。これによれば両者には密接な相関関係がある。つまり、当マナの保有農として上位に位置する農民は当マナ以外の保有農としても同様に上位にあり、この関係はかような村落を単位とした調査

〔第18表〕 フォンセット村落の土地保有農と
当マナの保有農

エイカ以上 未滿	マナ保有農		他マナ保有農	
	村落中に マナの中に (以下3 同様)	マナの中に		
100	2	2		
70~100	2	3		
50~70	10	7	2	
40~50	7	4		
30~40	2	4	4	
20~30	6	12	3	
10~20	8	10	15	
5~10	9	7	25	
1~5	12	14	46	
0~1	6		12	
			24	(不明)

「ケントの叛乱」(Kent's Rebellion) をめぐって

が必ずしも多くないノーフォクにおける農民の保有規模を論ずる際非常な助けとなるであろう。

第18表はフォンセット村落内における農民の保有規模を表示したものであるが、当表からも二〇〇八〇エイカのヨーマン層が保有地面積から見れば非常に高い割合を占めていることが分る。次に、一〇エイカ以下の農民を単なる貧農と考えてはならない。このうちの何割かは次の遺産目録で見られるように手工業者であることは既にしばしば触

れたところである。例えば、ボリファウト (Bolithoft) 家の一員で

ある大工は宅地の他に三エイカの土地を所有していた等々。⁽³⁸⁾ その他小屋住の労働者も含まれていることは後述の如くである。

第三に、これらヨーマン層と云われ得る農民は数代に亘って小地片を購入しそれを集積することによって保有地の拡大を行なったものであった。例えば農奴のヒリング (Hilling) 家は一四三三年には一三エイカ一ルード、一四六九年には一八エイカ一ルード、一四九三年には二〇エイカ一ルード、と代々にわたって漸次保有地を拡大して⁽³⁹⁾おり、ドウシイ (Dossy) 家の一人は一四四七年に五宅地と二エイカを保有して死亡したが彼の息子は一四八七年に同じ五宅地と二宅地⁽⁴⁰⁾半と六〇エイカを残して、一五〇〇年には同じ家族の一員が二宅地と一〇〇エイカを保有している。⁽⁴¹⁾

最後に、バクスタ (Baksta) 家のジョンは一四七五年頃彼が死亡した際にコピーホウルド九エイカを保有していたが、息子リチャードの代になると六宅地と四三エイカにそれが増大した。これらはルード単位の微少な地片の購入から得られたものなのである (第19表参照)。続いて一五三五年その息子のトマスが死亡した時には彼は六一エイカのコピーホウルドと共に七宅地を保有していたが、これは以前とは異なってエイカ単位で購入された地片からなっていた (第20表参照)。このようにして一件当りの面積が拡大するのは当村落のインクローウジャの進行と密接な関係があるように思われる。次に、トマ

〔第19表〕 15世紀R. バクスタの保有地

9 エイカ	父から相続	1475年
1 エイカ	購入	1454
1 $\frac{1}{2}$ ルード	購入	1460
2 ルード	購入	1461
3 ルード	購入	1470
2 ルード	購入	1472
家屋敷 2, 5 エイカ	購入	1475
3 ルード	購入	1485
家屋敷 3, 7 エイカ 2 ルード	購入	1476
家屋敷 1, 9 エイカ	購入	1480
8 エイカ 2 ルード	購入	1482

〔第20表〕 16世紀T. バクスタの保有地

家屋敷 2, 17 エイカ 3 $\frac{1}{2}$ ルード	相続	1489
家屋敷 3, 7 エイカ	購入	1476
家屋敷 1, 9 エイカ	購入	1480
8 エイカ	購入	1482
2 エイカ	購入	1487
1 エイカ	購入	1488
2 エイカ	購入	1508
9 エイカ	購入	1511
1 エイカ	購入	1511
1 エイカ	購入	1514
1 エイカ	購入	1520
家屋敷 1, 1 エイカ 1 ルード	購入	1528

スの土地は二人の息子に分割相続され、その一人リチャードが一五五七年に死亡した時には彼は八六エイカ三ルードのコピーホウルドを保有していた。⁽⁴⁸⁾ これらはいずれもコピーホウルドのみを対象にしたものであるが、一五五六年の土地調査によれば、T・バクスタ

は当村落最大の保有農で一六四エイカールドを保有し、同じく、バクスタは四六エイカを保有している。⁽⁴³⁾しかしトマスは彼の妻の権利でレインソープ (Rainthorp) のマナを保有するジェントリであり、領主権への癒着が進行していた。そこで次にわれわれは当然当時の農民における経営内容にまで立ち入らねばならないであろう。これらの農民保有地では当時の技術水準において果して自己経営が可能であったのか。農民の収入において、耕地^{ライフルランド}より得られる収入ほどの程度であったのか。農業労働者の雇用はどの程度進行していたのか等々。しかし筆者はその前に、まず「平野地帯」の三つのマナについて前と同様な視点から分析を進めよう。ここでも史料は極めて不足しているが基本的動向を窺うにはこと足りよう。

〔A〕 クレシンガム・マナ

当マナは法廷史料の分析の際記述したようにノリッジ修道院に所属し、一二八三年の土地調書によれば直営地は二三六エイカ三・五ルドであり、⁽⁴⁴⁾さらに数年を経た土地調書によれば、直営地は二七六エイカがかなり大きな地片として存在し(第21・22表参照)、⁽⁴⁵⁾他方農民保有地は既に叙述した他の多数のマナと同様に旧保有地 (tenement) が分割されて数名の農民により保有され、一三世紀における活発な土地市場を推察せしめるに充分である。⁽⁴⁶⁾このため標準保有地の面積も明らかではないが一ニエイカが一応これに相当しよう。さらに遇賦役を免見することは出来ないが、八単位の秋季労役が一一件、同じく七単位が七件記録されており、⁽⁴⁷⁾これらは次の土地台帳の記録よりテニメント保有農が負担したものの様である。

その後一三一七年ノリッジのウォルター (Walter de Norwich) が当村落内の一六九エイカの土地を当修道院に移讓
「ケッターの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

〔第 21 表〕 G. クレシנגラムの直営地の
存在形態

		(件数)	
10	エイカ以上	11	(最大は 35 エイカ)
4~8	エイカ	11	
2~4	エイカ	8	
0~2	エイカ	8	

〔第 22 表〕 G. クレシングラム・マナの
保有規模

(エイカ)	(件数)	
40 以上	1	(宅地付)
35~40 未満	1	(宅地付)
30~35	0	
25~30	2	(宅地付)
20~25	4	(宅地付)
15~20	3	{ 宅地付 1 宅地及び小屋付 1 ナシ 1
10~15	5	(うち宅地付 4)
5~10	8	(うち宅地付 2)
0~ 5	12	(うち宅地付 2)

して、⁽⁴⁸⁾それが農民保有地に追加されたのでその保有地は四〇五エイカ三・五ルードとなつた。⁽⁴⁹⁾これから明らかのように「平野地帯」のマナは耕地において直営地の占める部分が非常に高いのが特徴なのである。

次に、当マナの四一四年における慣習土地保有面積は第 22 表のとおりである。⁽⁵⁰⁾他の土地台帳と同様に当史料も自由保有地の状況に関しては全く沈黙している。そこで、一三世紀以来クレシングラム村落内の土地が当マナにより漸次集積されていたことは事実によせよ、この史料より

保有面積についての結論を出すのは無理であろう。しかし、最高保有地面積は以上の点から推定しえぬにせよ慣習保有地が少数の農民に集中される傾向にあることを当表から見逃してはなるまい。さらに既述のマナ法廷史料から明らかになつたように、当村落においては農民の小規模インクロウジヤは殆ど進行しないのであつて、これが漸次「森林地帯」とは別の近代化の道を進む岐路となるのである。しかしこれを見極めるにはさらに若干の実証過程が必要である。

〔B〕 ゲイウッド・マナ

そこでさらに同じノリッジ修道院に属し、特権都市リンと隣接していて、その上村落とマナが一致する⁽⁵¹⁾ゲイウッド・マナ (Gaywood Manor) の一四八七～八年の土地台帳 (Drage) を検討する⁽⁵²⁾。

耕地の存在形態と保有種類、地代額、さらに保有権の所持者と現実の耕作者が異なる時はその両者をも記載したこの恐ろしく詳細な史料によれば、当マナには少なくとも一七五〇エイカ以上の土地がこれに属した⁽⁵³⁾。

まず第一に特徴的なものはその耕地の存在形態である。当史料には「フィールド」という文字は全く見られず、史料は、例えば、「ノリッジからリンに通ずる道の両側に」という見出しのもとに分類された記録一五とこれに続く「Tende」と呼ばれる「ファールング」というようなファールング単位の八記録から成っている。次に、「地条」の記録は全く見られず保有地は不規則な一～三エイカ地片として存在しており、農民の保有地が一〇エイカ前後の地塊として存在することも例外ではない。しかし、これもゲイウッドの中世伝来の土地形態と考えることは必ずしも適当だとは思えない⁽⁵⁴⁾。と言うのは、後から追加されたと思われるファールングにあっては、保有地の単位面積及び排列方法はすべてが殆どかなり規則的なものとして存在するからである (第3図参照)。すなわち村落の中心が不規則な地片として存在するのは土地集積の結果として考えるのがより正しいのである。ともあれ直営地から観察して行こう。

第二。記録された全面積一七〇〇エイカ余りのうち約四四〇エイカは当村落の牧草地として、さらに、約一五〇エイカが村落共有の塩沢地 (Salt Marsh) として、最後に五二エイカが「領主の公園」として囲込まれている。そして

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) きめぐて

第5図 スモール・ゲイトの東南のファーロング

2a.
3a.
3r.
2r.
2r.

(a. エイカ
r. ルード)

三名の農民が約四割弱を、約一割ほどの保有農が保有地面積の過半数を自己の手中にしている。にもかかわらず、最上位に位置する農民でも保有地面積から見ればヨーマン層に所属することも明らかであろう。

第四に、土地の利用形態及びその存在状態であるが、当村落では牧草地としての土地利用及びインクロウジャが顕著に見られる。まず牧草地は共同牧草地四〇〇エイカ、塩沢地（共同と個人保有をも含めて）を除いて一一〇〇エイカのうち四〇〇エイカ余りが牧草地として利用されており、特に村落の中心地帯では牧草地が支配的である。次にインクロウジャは同じく一一〇〇エイカのうち約四〇〇エイカ、いわゆる小インクロウジャであり、その他三〇〇エイカの共同牧草地も溝で囲込みが行なわれ、さらに内部に領主のための二〇エイカが存在する。⁽⁵⁶⁾そこでインクロウジャの用途が問題になろう。牧草地の占める比重から牧羊のためのインクロウジャが予想されようが、牧草地インクロウジャは四〇〇エイカのうち一一〇〇エイカ程度であり、⁽⁵⁷⁾残余は耕地として利用されていると推定されるのである。

記録からこれらを差引いた残り一〇〇〇エイカのうち約二割五分の二五〇エイカが領主直営地に属したものである。一四八七年の調査時においてこの直営地のうちの半分以上を牧草地として領主が維持し続けた模様で、残りの少なくとも七〇エイカ以上は賃貸されていた。

第三に、保有農民数は五六名、農民の保有面積規模は第23表のとおりである。すなわち、ここでも保有地の集中は著しく、上位

これらの農民保有地についてさらに分析を進めよう。土地台帳を個々の農民、個々の区域について細目にわたり検討してみると、農民が保有地の合理化を実に着実に促進していたことが分る。若干の具体例を提示しよう。

当マナでは最大の一二エイカールドを保有するウィリアム・コッブ (William Cobbe) の保有地は僅か一二の地片に分割されているに過ぎないが、そのうちの七地片六五エイカは集中して存在し、すべて個々にインクロウジャ(58)されている (第6図参照)。その他彼の主要な保有地である塩沢地三〇エイカも殆ど集中して存在しており、土地集中、インクロウジャ、保有規模の拡大の三局面より成る農業の合理化過程はかなり進行し、根菜類の導入を待つ段階に達していた。次は、四一エイカ三・五ルードの三つの宅地を持つジョン・ウィクス (John Wicks) の場合である。彼

〔第23表〕 ゲイウッド・マナにおける保有地面積規模

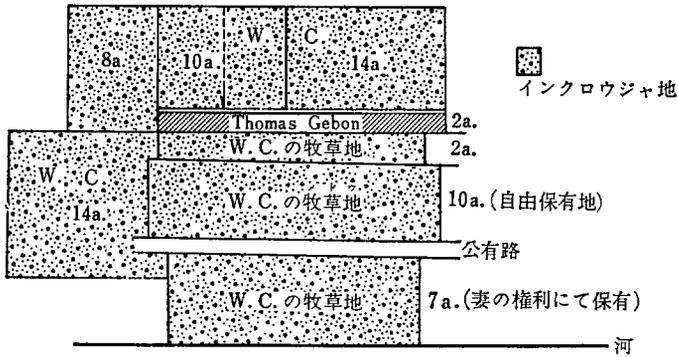
(エイカ)	(件数)
110 以上 (以下同様)	1
100~110	0
90~100	0
80~90	1
70~80	1
60~70	0
50~60	1
40~50	1
30~40	1
20~30	5
15~20	1
10~15	11
5~10	12
0~5	19
不明 (宅地・その他のみ)	6
計	60

(当村司数・リン修道院所領を含まない)

(55) の保有地は元来せいぜい数エイカにすぎなかったのであるが、リーブとしての地位を利用し四〇エイカ余りの直営地を借地として保有した (このうち二二エイカは「又貸」に出している)。彼は直営地が集中して存在する点で経営に極めて有利な立場にあったが、その他にもその住居に隣接する地片を他の保有農民より着々購入している (第7図)。かように農業経営に最も積極的な層は他のマナと同様ヨーマン層であるが、むしろ当マナの特徴はそれがあらゆる層に見られることに

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

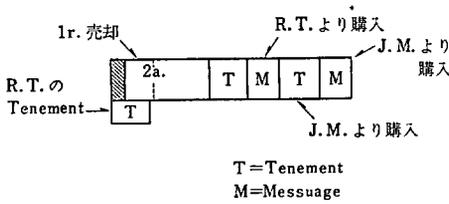
第6図 保有地の集中—ウィリアム・コブの場合
 (ライフリからゲイウッド橋に走る河の北側に)



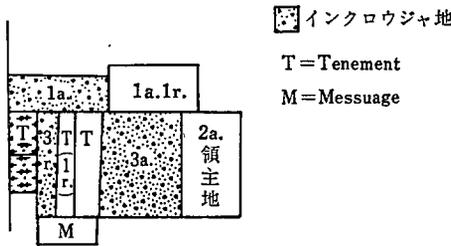
あろう。例えば、一四エイカと三宅地をもつジョン・ソウアム (John Soham) の場合その保有地は一六の微細な地片として存在したが、そのうち八片六エイカールードと三宅地は互に隣接しており(第8図)、そのうち二地片は又貸で、二地片は購入により入手したものである。(60)五〜一〇エイカの保有農の中にはそれが一つ或いは二つの地片に集合しているのが若干見られるが、これらが上述の如き土地集積により出来たものではないとは断言出来ない。例えばトマス・ドゥウェィーズ (Thomas Dowries) の八エイカは四つのインクロウジャされた土地より成り、すべて相接しその全部が購入により自己のものとなったものである。(61)

第五に、当土地台帳には「又貸」(sub-letting)が詳細に記入されている。記録によれば「又貸」はマナ法廷に記入されることにより法的承認を受

第7図 保有地の集中—ジョン・ウィクスの場合



第8図 保有地の集中—ジョン・ソウアムの場合



けていたらしい。しかし、当マナにおける記録は全部で僅か六件⁽⁶²⁾、二五エイカと小屋三にすぎない。かような「又貸」は常に存在したのであり一三世紀の土地調査書にも見られることは既に指摘したところである⁽⁶³⁾。

最後に問題になるのは牧羊区である。一体このようにインクロウジャの進行したマナにおいて牧羊区はどうなっていたのだろうか。史料から見ると確かに牧羊区は存在した。四ヶ所に牧羊区の記録が存在する⁽⁶⁴⁾。しかしこれらはいずれもマナの片隅、しかも領主直営地の上に記録されているに過ぎず、実質的には消滅寸前であった。農民保有地におけるインクロウジャの進行により、領主は牧羊区を徐々に後退させざるを得ず、遂に自己の直営地にまで追い込まれていた。ホーステッドにおけるより一世紀も早く一五世紀末にゲイウッドの牧羊区は消滅の途上にあつたのである。

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)をめぐって

[C] カースルエイカ・マナ

リンから東北に十数里の地点にあるカースルエイカ(Castleacre)はウォレン(Warrene)家の当州における拠点として有名であるが、当地には一二世紀に創設さ

れたカースルエイカ修道院が存在し、修道院解散後は国王によりノーフォク伯の手に移った。⁽⁶⁵⁾

当マナは一三世紀末の土地調書によれば、四六〇エイカの耕地、二〇エイカの牧草地、一〇エイカの草地と三六名の保有農が記録されているのであるが、さらに一五四六年と七年の土地台帳によればフリーホウルダ二〇名、コビーホウルダ一四名が存在した。⁽⁶⁷⁾ 農民は多くは二種以上の保有地を有しており、二〇名のフリーホウルダのうち八名はコビーホウルドを同時に保有し、そのうち三名はさらに長期借地 (Lease) をも手にするという状態であった。同様に一四名のコビーホウルダのうち三名は長期借地、三名は直営地の借地農でもある。その他直営地或いは長期借地のみの五名の農民が記録されていた。⁽⁶⁸⁾

これらの錯綜した保有関係は、その他の二つのマナが当村落内に存在することをも加えて、農民の土地保有規模の確定を極めて困難にするのであるが、その中心であるコビーホウルドの状況を見れば大方の予想は達せられよう (第24表⁽⁶⁹⁾)。保有地合計は三八三エイカ余り、一三世紀の保有地との差八〇エイカ余りは八名のフリーホウルダにより保有されていたと推定される。注目すべきは保有地の集中で、三分の二以上の土地が僅か二名の保有農により占められているのである。ところで、彼らはコビーホウルドの集中を行なうと同時に他の土地をも積極的に経営した。例えば、約二〇〇エイカを保有するトマス・ペイン (Thomas Payne) は、その他に囲込耕地一一四エイカ、囲込牧草地五四エイカ三ルード、囲込草地及び塩沢地二三エイカ、計三〇〇エイカ以上を保有する資本家的農業経営者であった。彼は領主牧羊区に三六〇頭の割合を得ており、自己の羊群を持たず一三二〇頭の羊をノーフォク伯から賃貸している。⁽⁷¹⁾

すなわち、当マナでも保有地は僅か二・三名のこれら富農の手に急速に集中つつあったことが推定されるのである。

〔第24表〕 カースルエイカ・マナにおけるコピーホルダの
保有地規模と存在形態

保有農	East Field		West Field		Middle Field	
	(a: エイカ)	(r: ルード)	(a.)	(r.)	(a.)	(r.)
A	35	1	84	2	21	
B	5	3	13		8	2
C	8	2	5		3	
D			1			
E	9	$3\frac{1}{2}$	16	$1\frac{1}{2}$	8	$2\frac{1}{2}$
F	3	3	9	$1\frac{1}{2}$	1	3
G			1			
H	6	$2\frac{1}{2}$		3		2
I			5			
J	1	2		3		
K	5	2				
L	2	1			2	2
M	2	3				
N			92	3	26	2
合計	81a.	3r.	229a.	3r.	72a.	$1\frac{1}{2}$ r.

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

次に、保有地の存在形態であるが、第24表より保有地が一或いは二フィールドに偏在している傾向を見てとることが出来る。これは一つには中世盛期以来当州では保有地が近接して存在する傾向が見られたが、それ以上に一四世紀以来の活発な土地市場による集中から生じたものであるとR・J・ハモンドは結論している。⁽⁷³⁾前記ゲイウッドにおいてそれを検証しえたわれわれは彼の結論を支持することが出来る。

〔D〕 ウェストレタム・マナ

かくて「平野地帯」における経済発展の動向は特徴が徐々に明らかになった。最後に当地帯を代表するに好個な条件を備えたマナの一七世紀を中心とした前後数世紀の発展の趨

勢を読みとることにより個別例のしめくりとしたい。

対象となるのは既述クレンジング・マナよりさらに八里ほど南下しセフトフォード (Thetford) より五里ほど北方に位置するウェストレタム (West Wretham) マナであるが、現在は当村落は廢村になつてゐる。⁽⁷⁴⁾ 当マナはドゥムズ・デイ・ブックによればラルフ (Ralf de Toeni) の土地として記載され、農奴 (villani) 一一、小屋住農 (Jordan) 九、奴隸 (serfs) 四がこれに所屬し当マナがレタム村落の大部分を占めていた。⁽⁷⁵⁾ このマナはその後クロニ (Clonye) の修道院長に贈与されたが、一四一四年外国人による修道院が廢止されるに及び一四四三年にはヘンリ六世によりキングズ・カレッジに与えられ一八二〇年まで領主であつた。⁽⁷⁶⁾ 当マナの一三〜五世紀における動向は領主文書が存在しないので全く窺うことが出来ないが、一四世紀を通じて三〇名前後の特別税支払者或いは人頭税記録を持ち、⁽⁷⁷⁾ 一五世紀の特別税減額にもその恩恵を受けていない点から想像して、ほぼ三〇名ほどの保有農が一五世紀まで存在したのではあるまいか。

ともかく一四八五年以後マナはベーコン (Bacon) 家に賃貸されたと言われるが、⁽⁷⁸⁾ これは領主権の賃貸ではなく直營地の賃貸と解すべきである。といふのは、一七世紀の台帳に「ウェスト・レタムのマナ領主は全荒蕪地及び耕地内に無償の牧羊区を持ち、慣習に従い年中彼自身と彼の羊飼の牧羊権 (cullie) のために、ヘンリ・ベーコンに屬する二〇〇頭と当村の人々に屬する六〇頭を除いて当マナの領主のために一七六〇頭の羊群を保持する権利を持つ」と記録されているように、⁽⁷⁹⁾ 明白に牧羊区は領主が保持してマナ法廷が開廷されたからである。ベーコン家がそれ以前当村落と如何なる關係にあつたか明らかではないが、当州内の領主層には所屬していない。⁽⁸⁰⁾ しかし、ヘンリ八世の修道院

解散の際に十数里離れたサフォクのヘシット (Hesse) マナの地主になっており、⁽⁸¹⁾ 当時はジェントリに上昇しつつある資本家的農業経営者層であった。彼は一五―六世紀を通じて周辺のフリーおよびコビーホウルドを漸次併合し、既に一六一二年には直営地を除いた保有地の約半分、八七エイカニルドと三宅地を自己の掌中にし、これに直営地四一エイカニルドを加えて約五三〇エイカばかりを保有していたことになる。⁽⁸²⁾ ただ当マナの直営地は農民保有地の二倍半ほどあり「平野地帯」の特徵的構造を示しているが、そのうちの三五七エイカが砂地のアウトフィールド (outfield) であり、彼の播種面積は三輪作の場合よりかなり少なかったのではあるまいか。一六一二年の土地台帳には「彼の農夫 (farmer) の占有している土地三エイカ」の記入があるが、⁽⁸³⁾ これより直ちに彼が保有地を「又貸」していたとは考えられないのであって後述するエルムデン (Eimden) の如く自己経営を行なっていたと思われるのである。その他には村落共有地を除いて四名の保有農が存在したが、例えばその一人メンダル (Mendall) の保有地は一五八四年―九六年の一年間に四回に及ぶ土地購入により獲得したものであった。そしてこれらのマナ法廷史料から、一六世紀においてかくも変貌した当マナにも、中世を通じて一四エイカの標準保有地が存在したことを結論づけることが出来るのである。かくて保有地の売買はベーコン家の独占ではなく小農民もこれに参加したのであるが、彼らの没落は覆うべくもなく一六二八年には六エイカ保有の農民一人を除いていに全耕地がベーコン家の手に帰し、彼は村有地、教会保有地にまで手を出すに至るのである。当村落はこの前後に廃村となったものと思われる。しかしこの場合でも依然としてマナ法廷・牧羊権はキングズ・カレッジの手にあった。⁽⁸⁴⁾

最後にインクロウジャの進行については史料紹介者の論点がそこにならないため詳細は不明である。一七世紀には村落

の中心部インフィールド (infield) の一部にそれが進行していたが、叙述から察するにそれは比較的少ない一部に限られていたことは確実である。

かように「平野地帯」においては一六世紀を通じて農民保有地は急速にせいぜい二、三名の富農の手に集中していった。彼らは原則的にはアリソン、或いはビンドフの強調する如く耕作者と牧羊者は分離し、領主は牧羊権を保持してそれに専心したのではあるが、同権時に彼らは領主と癒着し自ら領主¹¹地主に上昇することも稀ではなかったのである。

- (1) C. M. Hoare, *History of an East Anglian Soke*, p. 212.
- (2) ドゥムズディの当該記録によれば犁隊四を有する農奴 (villani) 一二、小屋住農 (bordarii) 四〇と二三エイカを保有するソックマン四八が記録されている。Conf. V. C. H., Norfolk, Vol. II, p. 93.
- (3) もっとも一、二エイカに満たない保有地は当然単独保有であり、その場合には現保有農の名前が記入されている。
- (4) C. M. Hoare, op. cit., p. 214.
- (5) 当州における梳毛工業の分布に関しては本稿二四四頁第14図参照。
- (6) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, A.p.p. xciv~xcx.
- (7) C. M. Hoare, op. cit., p. 189, 200, 201 etc..
- (8) 後述するゲイウツドの例参照。
- (9) C. M. Hoare, op. cit., p. 161.
- (10) 梳毛工業はアリソン博士によれば一四世紀末に第一次最盛期を迎える。拙稿「一四世紀イングランド一揆の社会経済的背景」(『社会経済史大系IV』収録)。

- (11) W. J. Corbett, *Elizabethan Village Surveys*, *T. R. H. S.*, New. Ser. Vol. XI. 1897.
- (12) W. J. Blake, *Norfolk Manorial Lords in 1316*, *Norfolk Arch.*, Vol. XXX, p. 278; F. Blomefield, *History of Norfolk*, Vol. IX, p. 328.
- (13) 拙稿『社会経済史大系IV』収録論文、六一頁。
- (14) W. J. Corbett, *op. cit.*, p. 68.
- (15) *Ibid.*, p. 74.
- (16) 拙稿「西洋史研究」商學論集「収録論文中の「標準保有地」面積についての記録参照。なほモンソンは昔州の平均保有面積を五—一〇ヘイカと予想しているがこれは一十過少である。Conf. S. T. Bindoff, *Ket's Rebellion*, 1549, *Historical Association Pamphlet*, 1949, p. 8. ちなみにサースタウ女史はイースト・アングリアの標準保有地の播種面積を二〇ヘイカ、ウァリントン・グリン・ヘイカを「モンソンの農業経営をする規模」と記している。J. Thirsk, *The Farming Regions of England*, p. 44.
- (17) M. Campbell, *The English Yeoman under Elizabeth and the Early Stuarts*, 1942 p. 102. 賃労働なごで経営可能な限度を何処におくかは難かしいところであるが筆者は八〇ヘイカ余りが限度と考えている。なお、本稿で富農とか借地、農と、いう言葉が使われた場合は賃労働を雇用する、農業経営者を指す。
- (18) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, App. xciv~xcv.
- (19) 女史の言うやうに終て耕地のためのインタロウシヤであったとしても牧羊を拒否するものでない点は既述の通り。
- (20) W. J. Corbett, *op. cit.*, p. 181.
- (21) *Ibid.*, p. 73. (22) *Ibid.*, p. 75.

(23) もっともこのうち六〇エイカ保有の一ジェントリはサブ・マナを形成しており、これを控除するとバランスは逆になら

る。 Ibid., p. 76.

(24) Ibid., pp. 85~6.

(25) Ibid., p. 86.

(26) Ibid., p. 85, 87.

(27) Ibid., p. 83.

(28) Ibid., pp. 83~4.

(29) F. G. Davenport, *The Economic Development of a Norfolk Manor*, p. 76 n. 4.

(30) Ibid., p. 78.

(31) Ibid., pp. 77~8.

(32) Ibid., p. 79.

(33) Ibid., pp. 79~80.

(34) Ibid., p. 80 n. 2.

(35) Ibid., p. 81.

(36) Ibid., p. 83.

(37) Ibid., App. xvi~xviii.

(38) Ibid., p. 91.

(39) Ibid., p. 94.

- (40) 1²宅地。中世において屋敷が半分に分割所有されることは稀ではない。Conf. G. C. Homans, *English Villagers in the 13th Century*, passim.
- (41) *Ibid.*, pp. 92~3.
- (42) *Ibid.*, pp. 86~7.
- (43) *Ibid.*, App. xvi. Conf. Blomefield, op. cit., Vol. V, p. 67, 217.
- (44) *Ibid.*; Vol. VI, p. 95.
- (45) E. Stone, Ph. D. Thesis, p. 359, p. 432 ff..
- (46) 保有地の四分の一は他の農民から購入した土地を保有する。
- (47) E. Stone, Ph. D. Thesis, p. 486.
- (48) F. Blomefield, op. cit., Vol. VI, p. 96.
- (49) これは史料に明記してあるわけではないが、一四一四年の土地台帳記載の保有地四〇五エイカ三・五ルードより二三六エイカ三・五ルードを差引いた残りが全く同一値を示すことから出た結論である。
- (50) H. W. Chandler, *Five Manorial Court Rolls*, pp. 44~51.
- (51) ただし当村落内にグウィッドの牧師付属地とリン修道院の所領、合計一〇〇エイカ余を含むという点を除いては、とうとう条件付である。
- (52) H. L. Bradfer-Lawrence (ed.), *Gaywood Dragee, 1486~7, Norfolk Arch.* Vol. XXIV, 1932, pp. 164~183.
- (53) 当土地台帳には面積の明記されていない土地がかなりあるので正確な数字は不明である。
- (54) この点、土地集中を念頭に置かず当村落の土地の割付の特殊性を強調する編者らの見解には再考を要しよう。Conf. 「ケッツの叛乱」(Kett's Rebellion) をめぐって

Ibid., p. 146.

(55) なたりのるちひはホームリン養育院 (Hospital Magdalen) の土地を含む。

(56) Ibid., p. 172.

(57) Ibid..

(58) Ibid., p. 168.

(59) Ibid., pp. 161~2.

(60) Ibid., p. 177.

(61) Ibid., pp. 154~5.

(62) Ibid., p. 156, 158, 177.

(63) 拙稿「福幸齋集」収録「一〇四頁挿入の第15表参照。

(64) Gaywood Dragge, op. cit., p. 170, 173, 183.

(65) F. Blomefield, op. cit., Vol. VIII, p. 365.

(66) Ibid., p. 372 ff..

(67) R. J. Hammond, 'The Social and Economic Circumstances of Ket's Rebellion, p. 22 (M. A. Thesis deposited in Goldsmith Library).

(68) Ibid..

(69) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, p. 16 (n. 1).

(70) R. J. Hammond, M. A. Thesis, p. 61 ff..

- (7) Ibid., p. 61.
- (8) H. L. Gray, *English Field Systems*, 1915, p. 321 ff.
- (9) R. J. Hammond, M. A. Thesis, p. 16.
- (10) K. J. Allison, *Lost Villages of Norfolk, Norfolk Arch. Vol. XXXI*, p. 161.
- (11) V. C. H. Norfolk, Vol. II, p. 161. 鹽の古村 Wretum Thorp には鹽産地が存在した。Conf. F. Blomefield, Vol. I, p. 465. 4年間の調査で 鹽は 1 町半に特別採掘場が設けられた。
- (12) F. Blomefield, op. cit., Vol. I, p. 468; J. Saltmarsh and H. C. Darby, *The Infield-Outfield System on a Norfolk Manor, Economic History*, Vol. III, 1939, p. 31.
- (13) K. J. Allison, *Lost Villages*, p. 161.
- (14) J. Saltmarsh and H. C. Darby, op. cit., pp. 33~4.
- (15) Ibid., pp. 38~9.
- (16) 前記の領主層はノロマンディーに於て検地するに成功した。
- (17) J. Kirby, *The Suffolk Traveller*, p. 225.
- (18) Saltmarsh and Darby, op. cit., p. 37.
- (19) Ibid., p. 31 (n. 8).
- (20) Ibid., p. 42.

(ii) 遺産田の分析

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

両地帯における農民の土地保有規模から保有地の存在形態へと注意を向けた筆者は、最後に、個々の農民の経営内容に眼を転ずる時であるが、これを細目に亘り検討するのは史料の点からまず不可能なのである。ここでは若干の遺産目録の内容或いは農業経営文書を検討することによって、ある程度その目的を達した後、両地帯の遺産目録の比較を行ないその特徴を抽出したいと思う。

まず最初にホスキンスにより農民生活を窺う好個の史料として利用されて以来、⁽¹⁾俄に脚光を浴びた「遺産目録」(inventories)について一言する。遺産目録は早いものは一五世紀にも見られるがその数が急速に増大するのは一六世紀後半からで、その後これを記録する慣行は漸次下層階級にまで滲透する。しかしそれにしても、小農クラスは時折姿を見せる位で賃労働者階級の遺産目録はまず存在しない。つまり、遺産目録の対象となったものは当初はまず標準保有農層以上の者であったことに注意しておきたい。次に貴族階級或いはジェントリ上層も本稿で取扱う史料には含まれていない。これは領主階級で自己の所領がその居住する司教管区(Diocese)の外に存在する時は、カンタベリの大司教裁判所(the Prerogative Court of Canterbury)で⁽²⁾認証されたからである。

つまり、領主層も小論で利用されるアリソン博士の調査したノリッジ司教管区に含まれているのは、せいぜい一或いは二教区のマナ領主である下層ジェントリが原則で上層ジェントリの場合稀である。

そこで両地帯の特徴的な保有農について若干の分析を行なってみる。まず「森林地帯」の特色は中産的生産者層と手工業者層であった。前者については最適とは言えないが二八エイカを保有し標準農とヨーマンとの境界に位置する既述ギミンガムの農奴トマス・カルク(Thomas Calke)の遺産目録を検討しよう。⁽³⁾彼は若干の賦役義務と地代一〇

〔第26表〕 トマス・カルクの遺産内容

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)

さめぐら

〔i〕 上述の保有地の家畜		
	(数)	(£)
乳牛	6	1—0—0
牡羊	10	3—4
小羊	10	1—8
馬車用去勢牛	2	3—10—0
豚	{ swine	6 15—6
	{ pig	6 4—0
鷺	6	2—0
雌鶏	20	} 5—0
雄鶏	1	
計	£	6—1—0
〔ii〕 穀物		
	(エイカ)	(£)
小麦	4	2—10—0
大麦	6	} 2—0—0
カラス麦	6	
豆	4	2—10—0
計	£	7—0—0
〔iii〕 債権		
	(£)	
A に対し	12—0—0	
B "	3—6—8	
C "	2—0—0	
D "	1—0—0	
計	£	18—6—8
〔iv〕 その他		
	(数) (s.—d.)	
真鍮深鍋と小鍋	各 1	6—8
白鍮皿	2	} 6—0
白鍮盆	3	
台皿	2	
木盆	4	
盆	6	} 7—4
真鍮釜	2	
古い浅鍋	2	1—8

燭台	2	} 2—8
火皿	1	
木鉢	8	} 2—4
木盆	12	
木匙	12	} 16—8
古い羽ベッド	1	
羊毛のベッド	1	} 10—8
マットレス	1	
帆布の敷布 4対		3 2—0
掛蒲団		10
自在駒 等		4
荷馬車の頸圈		4
轍		1
犁		} 6—8
耙 1(対)		
犁の轍		計 £ 4—11—11

トマス・カルクの遺産比率

	(£)	(%)
家畜	6—1—0	17
穀物	7—0—0	19
債権	18—6—8	51
その他	4—11—11	13
合計	£ 35—19—7	

ヘンリ・カルク (同居人)

	(数)	(s. d.)
釜	1	} 5—0
蒲団	1	
敷布 1(対)		
上掛け	1	} 3—0
割れた鍋	1	
木盆	1	} 2
バケツ	1	
鉢	2	} 20—0
乳牛		
計	£	1—8—0

〔第27表〕 エドワード・エ
リオットの遺産内容

	(%)	(£)
羊	12	62
他の家畜	40	208
穀物	14	73
債権	12	62
その他	22	115
計	100	520

〔第28表〕 トマス・ヒリン
グの遺産内容

	(s.—d.)
skeen (sic)	33—4
白雄馬 1	8—0
母羊 6, 子羊 3	8—3
台所用品	5—2
寝具	7—4
織機 1 対 (諸道具共)	6—0
穀物 {小麦 7 ブッシュ { 麦芽 6 ブッシュ	{ 7—11 { 6—11
豚 {pig 3 {swine 1	{ 2—1 { 1—6
木材	1—6

シルを支払っている。前頁に掲げた第26表を参照されたい。

保有地二八エイカールドのうち二〇エイカに播種されており、冬穀・春穀の比率は一對四であり春穀の比重が高いが、これは別稿において指摘したように当州の一般の特徴なのである。休閒地は八エイカールドであるが、これでは厳密に三輪作制度

(three rotation system) ということは出来まい。注目すべきは穀物生産と同時に酪農が行なわれていたことで六頭の乳牛がこれを物語っている。一七世紀の一史料によれば、「森林地帯」は牧畜業が穀物、梳毛の生産と並んで当地の三大産業を形成しており、ノリッジ以下の工業立地がその販売に格好の市場を提供していた。⁽⁴⁾ 牧羊業も一六世紀後半に入ると羊肉のために行なわれるようになって来た。一六七六年の史料であるが、ブレスンガム(Bresingham)のエドワード・エリオット(Edward Elliot)の遺産目録〔第27表〕⁽⁵⁾は、彼が専ら牧畜・酪農業を営んでいたことを明瞭に示している。前の史料に戻ってトマスの遺産の特色は債権がその五割以上を占めている点であるが、この内容については不明である。生産物販売によるものであるうか。いずれにせよ、彼が多少なりとも自己の経営に余裕を持ち利潤も蓄積していたことは確かだ、既述のヨーマン層に上昇したフォンセットの農民層を想起させる。最後にへ

ンリ・カルクの身分であるが、同一の財産目録に記入されていること、目録に見られるように保有地を持たないことからしてトマスの家に住込んで彼と共に働いていた近親者と推定される。

次は、フォンセット・マナのヒリング (Hilling) 家に所屬し、一〇エイカ足らずの土地を保有する一農奴の財産目録を例にとろう〔第28表〕⁽⁶⁾。この種の手工業者が当地帯に無数に存在したことについては既述のとおりである。すなわち、この場合には彼は梳毛工業に従事すると同時に農業にも従事したのであり、自家消費費用農産物の或る程度を自給する状態にあった。次にトマスと同じギミンガムで一七世紀初頭に直營地二二〇エイカの借地農であったウィリアム・グリム (William Gryme) の遺産目録が第29表である。穀物や57000は前記カルクの場合の評価から約二二〇エイカの耕地に相当しており、彼が直營地を直接經營したことを暗示している。「残余」とは家財その他の評価額であるが彼の場合それが£ 32000と高額を示している。

一般に後に述べるように領主層になるほどこの額は高い。

最後にベディンガム (Bedingham) のウォルシンガム (Walsingham) 修道院マナはその解散後ノーフォーク伯の手を経て一五五三年頃、ウィリアム・ゴスリング (William Gosling) が上昇して領主となった。⁽⁸⁾ 彼はその時には何の称号も有していなかったが、彼の子供ジョン・ゴスリング (John Gosling) は死に(一五九五年)

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

〔第29表〕 ウィリアム・グリムの遺産内容

	(£)	(%)
羊	19	4
その他の家畜	80	17
穀物	57	12
債権	なし	0
その他	320	67
計	476	100

〔第30表〕 ジョン・ゴスリングの遺産内容

	(£)	(%)
羊	22	5
その他の家畜	127	29
穀物	52	12
債権	26	6
その他	209	48
計	£ 436	100%

に際しヨーマンと記載され、専ら牧畜業に力を注いだことが分る〔第30表⁹⁾〕。彼の息子の同じくジョンは一六〇七年にこの世を去った時ジェントリと記録されている。

「平野地帯」に入ろう。ここでは遺産目録に先立ちヴィーズナム (Wessenharn) の農民ジョウジ・エルムデン (George Emden) の経営文書の分析を行なおう¹⁰⁾。彼の保有地は一五八八年においてその殆どが賃借地から成る二八二エイカで、そのうち七一エイカが囲込み耕地・草地、一二エイカが開放草地、残りの一九九エイカが開放耕地であった。すなわち、三分の一ほどがインクロウジャされているが、これらは恐らく小インクロウジャによるものではなく直営地として存在した地塊^{ゾク}ではなかったか。更に開放耕地のうち三八エイカは「Ollands」と呼ばれる草地となっていた。次に、播種状況について言えば、一五八四年には冬穀・春穀・休閒地の比率は六二エイカ二ルード、五四エイカ二ルード、四八エイカで、ほぼ輪作制度であるが、一五八九年にはそれが三二エイカ、六四エイカ三・五ルード、四八エイカとなる。すなわち、冬穀・春穀の比率は二対一となり、三輪作というのは最早不可能であろう。かように播種面積にはかなりの流動性が存在したことが分る。次に、保有地の存在形態についても彼の場合は特にヴィーズナム (Wessenharn) 村落の南部区域 (Southern Precinct) に集中的に位置した。

しかし筆者にとり、これがグレイにより当史料が「ユニークで貴重な」ものであったと同様に、貴重なものであるのは実に単純な理由、すなわち、「平野地帯」における特徴的富農がその保有地の「経営者」であり、一六世紀において三〇〇エイカ余りの経営が現実であったしかつ実行されたという事実なのである。

勿論彼は数人の賃労働者を雇用したと推定されるが、いずれにせよ、彼は純然たる借地農であった。決して保有地

〔第31表〕 ヴィーズナム村落の保有地

	宅地	南フィールド		北フィールド	
ノースホール・マナ	1	183 a.	2 r.	111 a.	1 r.
イーストホール・マナ	1	205		117	3
エドワード・クック	6	103	2	227	
アンソニ・ブローナー	1	130	3	18	3
ジョン・バージェス	1	16	1	2	1
ヒラリー・フォービィ	2	3		29	
ジョン・バートン	1	30	2	17	2
ジョン・ピリングズ	1	5		1	2
トマス・リング	1	—		3	2
トマス・ライト	1	—		15	

〔第32表〕 「平野地帯」借地農の遺産内容

氏名	揚所	羊 (£X%)	他の家畜 (£X%)	穀物 (£)(%)	債権 (£X%)	残余 (£)(%)	合計 (£)
(1) K. S.	ループレイ	79・16	49・10	137・28	88・18	137・28	490
(2) T. S.	ヒーチャム	71・22	84・26	61・19	Nil	106・33	322
(3) R. K.	テリントン	61・17	114・29	143・40	11・3	40・11	359
(4) J. A.	ダンストン	40・15	69・25	24・9	Nil	137・51	268
(5) W. J.	バラ・バラ	42・20	53・25	68・32	Nil	49・23	212
(6) E. E.	L. クレシン ガム	32・11	49・17	131・45	Nil	79・27	291

を「又貸」していたわけではない。かくて同様に当村落の開放耕地に三六三エイカを保有していたジェントリ、トマス・クック (Thomas Coke) もエルムデンと同様に直接経営をする借地農であつたろう。⁽¹¹⁾ 当村落の耕地はかようなジェントリ借地農の土地集中が進み、「平野地帯」の特色を如実に提示している。⁽¹²⁾

これらのことを念頭に置いた上で、若干の遺産内容を検討しよう。

アリソンの検討した一五八九〜九六年の史料のうち「平野地帯」に所属し、一五〇頭から四〇〇頭の羊群を所有する六名の財産目録は第32表の如きものである。⁽¹³⁾

このうち〔1〕、〔2〕、〔3〕、〔5〕は富裕な借地農であったが、羊群はいずれも四〇〇頭以下であり、領主の牧羊区のいくらかを、その保有地域は借地に対する権利として保持したものと思われる。〔3〕の R・K の 43-0-0、〔1〕の K・S の 4137-0-0 という穀物評価は当地帯におけるより低い生産性を考慮しても五〇〇エイカ前後の土地経営が推定されるのである。

次に〔6〕の E・E は一五五六年にリトル・クレッシングガム (Little Cressingham) の地主であり、一五三七年と五六年の間に当村のみを所有する地主層に編入された。⁽¹⁴⁾ 彼は多分それ以前は当村の借地農であったろう。というのは、彼は同じく五〇〇エイカほどの播種穀物を記録しているからである。他方、〔4〕の J・A は事情を異にする。アブルヤード家は既に一五世紀初頭よりダNSTON・マナ領主として確固たる地位を保持しており、彼の遺産目録では穀物は僅か九% (二四ポンド) を占めているに過ぎないことは、土地経営から殆ど身を引いていたことを示している。一般にこのような領主層は「残余」の占める額が高い。それでも彼は下層ジェントリにすぎなかった。

次に、プディング・ノートン (Pudding Norton) は一八世紀には廃村となり、一七世紀初頭に既に教会は荒廢に帰していたのであるが、⁽¹⁶⁾ 当村落の一六一七年のウィリアム・レイノルド (William Reynold) の遺産目録は、次頁のような大借地農の内容をもつものであった (第33表)。⁽¹⁷⁾ 彼は領主権自身を借入れて殆ど全村を自己経営したと推定される。その内容から彼は一〇〇〇エイカ以上の土地を経営し、一三〇〇頭の羊群の他に多数の家畜を飼育していた。

最後にノーフォク屈指の上層ジェントリであるベディンフォード (Beddingford) 家は一六世紀には数千頭の羊群を保持していたことは既に触れたが、その一門であるフィリップ・ベディンフォードの一七世紀末の遺産目録は第34表の如きものであった。⁽¹⁸⁾ すなわち、一七世紀末には彼は既に殆どあらゆる経営活動から手を引き、完全な地代取得者と

なっていたのである。

最後に遺産目録の総まとめとして、一五八九と九六年の間における当ノリッジ司教区に保存されている遺言状一四五通の遺産目録を対象としてその総額を検討してみた。⁽¹⁹⁾ 言うまでもなく、これは内容に立ち入った分析ではなく、これより何らかの確定的なことを結論することは出来ないものであるが、これらの史料が今まで得られた諸結論を支持するのであれば、傍証として重要な意味をもつものと考ええる。第35表がそれである。

アリンソンの分類による、両地帯の分布は一見してかなり近似しているが、にもかかわらず重要な差異を発見することが出来るだろう。すなわち、第一に、標準保有農層とみなされる $\text{£}21-0-0 \sim \text{£}40-0-0$ に相当する農民が「森林地帯」において未だかなり厚みを有しているが、「西部」においてはこれが見られないこと（それ以下の層については両地帯共ほぼ等しい）。

第二に、ヨーマン下層とみなされる $\text{£}51-0-0 \sim \text{£}60-0-0$ の農民に次の分布の重心があることは両地帯とも共通であるが、次の重心が「西部」においては $\text{£}101-0-0 \sim \text{£}150-0-0$ のジェントリ層との境界にあるのに対して、「東部」ではそれが $\text{£}81-0-0 \sim \text{£}90-0-0$ のヨーマン上層にあること。

第三に、 $\text{£}150-0-0$ 以上のジェントリ層が「西部」

〔第33表〕 ウィリアム・レイノルドの遺産内容

	(£)	(%)
羊	430	29
他の家畜	355	24
穀物	326	22
債権	118	8
残余	252	17
計	1481	100

〔第34表〕 フィリップ・ペディンフィールド (ディチングム)

	(£)	(%)
羊	18	1
他の家畜	123	7
穀物	53	3
債権	141	8
残余	1430	81
計	1765	100

〔第35表〕 個人総資産統計 (1589~98年)

(£)	〔羊=穀物地帯〕 (%)	〔森林=酪農地帯〕 (%)
1—10	7 (7.4)	5 (10)
11—20	9 (9.5)	4 (8)
21—30	5 (5.3)	5 (10)
31—40	9 (9.5)	6 (12)
41—50	7 (7.4)	3 (6)
51—60	13 (13.7)	6 (12)
61—70	4 (4.2)	2 (4)
71—80	4 (4.2)	2 (4)
81—90	5 (5.3)	6 (12)
91—100	2 (2.1)	
101—150	13 (13.7)	5 (10)
151—200	4 (4.2)	1 (2)
201—300	5 (5.3)	1 (2)
301—400	4 (4.2)	2 (4)
401—500	2 (2.1)	2 (4)
501—600	1 (1.0)	
601—700		
701—以上	1 (1.0)	
計	95 (101)	50 (100)

においては一〇%ほど高いこと。すなわち、標準保有農層の低い割合の分だけがこの層の比重を「東部」に比較して重くしている。

これらはいずれも「東部」と比較して「西部」において富農の土地集中がより一層進んでいた、という今まで繰返して強調してきた結論を確認するものであるといえよう。

(1) W. G. Hoskins, *Essays in Leicestershire History*, 1950, 巻に第五章。

(2) *Ibid.*, p. 126.

(3) C. M. Hoare, *History of East Anglian Soke*, pp. 294~5.

(4) 拙稿『『大叛乱』(Great Rebellion) 市民革命か』四四一頁以下参照。

(5) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, p. 127.

(6) F. W. Davenport, *History of a Norfolk*

manor, lxxiii~lxxiv.

- (7) K. J. Allison, op. cit., p. 124.
- (8) F. Blomefield, *History of Norfolk* Vol. X, p. 102
- (9) K. J. Allison, op. cit., p. 116.
- (10) H. L. Gray, *English Field Systems*, p. 318 ff..
- (11) *Ibid.*, p. 318, N. 1.
- (12) *Ibid.*
- (13) K. J. Allison, op. cit., p. 115.
- (14) F. Blomefield, op. cit., Vol. VI, p. 109.
- (15) *Ibid.*, Vol. V, p. 56.
- (16) K. J. Allison, *Lost Villages of Norfolk*, p. 154; F. Blomefield, Vol. VI, pp. 118~9.
- (17) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, p. 123
- (18) K. J. Allison, op. cit., p. 128.
- (19) *Ibid.*, App. XIII, Table 1.

(iii) 土地市場と社会的流動性

最後に土地市場と社会的流動性に関して述べておこう。この時期が異常なまでに土地の売買の盛んな時期であった

ことは既に故 R・H・トーニー教授以来の定説であり、この点でイースト・アングリアがとりわけ注目されてきたことも周知に属する。例えば富岡教授は「叛乱」の主謀者 W・ケットを対象にしてその土地所有ないし保有規模の増大を詳論された。⁽²⁾ 本稿で取りあげられた事例においても土地市場の展開は二・三の マナ法廷記録との関係においても、さらにフォンセット・マナでも触れられてきたのであるが、この点は一再ならず強調しておく必要がある。単に自己の経営拡大の土地売買ばかりでなく売買を目的として投機が盛んに行なわれ、年賦による土地購入とか一〇年間に少なくとも六回も売買の対象となった土地の記録さえ発見することが出来る。⁽³⁾ この移動が自由保有地よりコピーホウルドに顕著であることも注目に値しよう。ハモンドが土地売買が頻繁であったと記しているウェスト・ラダム (West Rudlamm) マナでは、コピーホウルドの保有者二名のうち一五名は明らかに一五二六年以降にその土地保有権を手に入れたものであったし、既述のカーズルエイカ・マナにおいても事態は大差ない。⁽⁴⁾

一例としてストックトンの一農民のウィリアム・フラー (William Fuller) の土地売買記録を次頁に掲げておこう。⁽⁵⁾

ところでこのような活発な土地市場から結果するものが農民の⁽⁶⁾ 地域的 (Ⅱ水平的) 流動性であるといえらるればそれは同時に社会的 (Ⅱ垂直的) 流動性を伴うものであった。この点に関連した古典的な問題提起が故 R・H・トーニー教授の「ジェントリの勃興」であることは周知である。⁽⁶⁾ ただこの際念のため付言すれば、彼の場合最大の論点はジェントリ層内部における富裕化であり、新参ジェントリが問題になった際にもそれは専ら富裕な商人からジェントリへの転化、つまり横滑りの流動性であったといえよう。教授の社会的流動性はそのような局面において捉えられ

〔第36表〕 ウィリアム・フラーの土地売買等

時期	理由	物件
1538	購入	3 r.
1539	購入 売却	2 a.
		コピー・ハウルド・フリー・ハウルド若干
1540	売却 購入	前述の2 ユーカ
		若干の土地
不明	売却 売却	10 地片
		10 a.
不明	購入	6 $\frac{1}{2}$ a.
1541	売却 購入	若干の養魚地
		マナ屋敷の一部
1544	売却 賃借	3 a. の砂利地
		21 a.
1547	共同相続 交換	養魚地
1549	過去 12 年実績のため贈与	16 a. と 30 a. のインクロージャ

「ケットの叛乱」(Kets Rebellion) きめんりつ

ていたのである。

ところでここでわれわれが問題にしたいのは、むしろヨーマンからジェントリへの上昇である。この社会層間の流動性の検出は必ずしも容易ではない。これはマナ史料の綿密な検討を必要とするからである。そこで小論では一例だけを提示する。一再ならず利用されたギミンガム・ソックの場合である。ホーア女史はギミンガム・ソックのジェントリ・ヨーマン家族の家系調査を行なっているので、その若干を整理して参考に供したい。⁽⁷⁾ 次頁によっても明らかかなように一五世紀の上層農民は市民革命期にはジェントリとなり、地主として上昇していったのである。小商品生産者には経営拡大の好機が充分に存在したであろう。そしてこの社会的上昇が前記の史料のようにジェントルマンの牧羊業の拡大を結果した限り、それはケットの「叛乱」の成熟条件として大きな役割を演じたであろうことはまず大過ないであろう。小商品生産者層にとり、ジェントルマンの行為

[第37表] ギミンガム・ソックのヨーマン・ジェントリ層
(16-17C.)

(I)	J. and T. Blofeld	1483	ギミンガム農奴
	T. Blofeld	1618	ジェントリ
(II)	T. Brafield	1332	地税 (subsidy) 支払いの記録あり
	E. Bradfield	1663	ジェントリ・マンデズレイにマナ保有
(III)	W. Browning	1486	'可成な土地所有者'
	R. Browning	6C. 初頭	トランチに1マナ保有
(IV)	W. Clarke	1586	ヨーマン・共有権の侵害者・18C. に零落
(V)	the Grimes	16C.	農奴として賦役に従事
	G. Grime	1620~'28	ジェントリ・ギミンガムホールの貸借人、 1マナの地主
	W. Grime	1613	ヨーマン・1マナの地主
(VI)	J. Gogle	1462	ギミンガム直営地の貸借農
	J. Gogle	1597	ジェントリ
	R. Gogle	1620~1	ジェントリ
	T. Gogle	1638	ジェントリ
(VII)	J. Matchett	1577	ギミンガムの教区牧師
	S. Matchett	1652	ジェントリ
	J. Matchett	1662	ジェントリ
(VIII)	N. Rugge	1391~2	2a. に対し3シルの地代支払い
	R. Rugge	1545	ノースレプスの土地の大部分の保有者
	W. Rugge	1572	ノースレプスの地主 (lord)
	T. Rugge	1663	ジェントリ
(IX)	W. Worts	1462	トランチの直営地の貸借農。
	T. Worts	1547	ヨーマン
	C. Worts (=T. Worts の娘)	1632	トランチのマナ地主 T. B. との婚姻を通じ 同マナの所有者となる

は彼の好機を奪うばかりかその
権利をも奪うものとして映った
と考えられる。

- (1) R. H. Tawney, *The Agrarian problem in the Sixteenth Century, passim.*
- (2) 富岡次郎『イギリス農
民一揆の研究』五五八—九頁。
L. M. Kett, *The Ketts of Norfolk*, pp. 5~59.
- (3) R. J. Hammond, *op. cit.*, p. 34.
- (4) *Ibid.*, pp. 27~8.
- (5) *Ibid.*, pp. 30~31.
- (6) Conf. R. H. Tawney, *The Rise of the Gentry*, 1958. (浜林正夫訳「イ・エ・

〔勃興〕。

(7) C. M. Hoare, op. cit., p. 378 ff. 同様な調査が同女史の作品『A History of a Village: Sudestrand』に記録されている。

結 語

第一部で得られた諸結論は既に明瞭であると思われるが、これを要約して結びとしよう。

まず、領主の封建的諸権利については、農奴身分は一五・六世紀を通じて尚完全に消滅することはなかった。とりわけ国王直轄地にそれが強固に残存したというケースは注目に価する。しかし、これは着実に減少し最後に一五七五年の「解放令状」により幾許かの金額と交換しえるほどの意味しか持たなくなつた。

マナの収入はコビー・ホルダの支払う地代の割合の高い「森林地帯」のマナと直営地の賃貸料が多額である。「平野地帯」の対照が目立ち、比較的には「保有登記金」の騰貴にもかかわらず「東部」領主の収入が押えられる傾向にあったのに対して、「西部」領主の収入は顕著に増大した。マナ法廷収入は両地帯を通じて大きな意味を持たなかつた。

次にマナ法廷記録は、「東部」において既に一四世紀から小規模インクロウジャを中心に共同体規制の浸蝕が明瞭であるが、「西部」ではこの現象は全く見られずむしろ領主は法廷を無視して領主権を乱用し法廷が農民の権利を主張する場となる。そして牧羊区の新設・拡大を廻り地主的土地所有者と農民の対立が尖鋭化する。

この場合、前者の行為は一方において確かに穀作に従事する借地農業経営者の合理的農業経営に対する阻止的要因として働いたことは認めなければならない。しかし、忘れてはならないことは、彼らの行為こそが同時に資本主義的

借地経営を創り出す起動力であったという点であろう。ここで重要なことは、領主によるインクロウジャと同様に、彼らの土地清掃者としての機能である。彼らが市民革命以後直接経営から手を引く時、ノーフォーク農法が展開する。このように考えれば、それは必要な通過点として評価されなければならない。

さらに農民経済の発展を観察すると、「森林地帯」では梳毛工業の発展と同時に「小規模インクロウジャ」が着実に進行し、保有規模では中産的生産者層が多数生み出される。これに対して「平野地帯」では直営地の借地農が極めて有利な立場に立ち、一六世紀の小農民の土地を併合して経営面積を増大し、数百エイカを保有する借地農と日雇労働者の農民への農民層の分解が急速に進行するのである。「マナ法廷記録」、「土地調査書」が示すこれらの諸動向は、当時の「遺産目録」の分析によって検証されるものである。くり返すことになるが、領主の牧羊経営が、この分解を促進した。牧羊経営が梳毛工業への対応であり、かつ牧羊区の新設・拡大が共同体規制の破壊につながる限りにおいて、これにより領主は近代的地主へと変態の過程にあったと考えられるのである。

第二部 「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)

「叛乱」の理解を廻って

第一部において絶対王制期における農業の実態について論及した筆者は、続いて絶対王制の最盛期に各地方に激発

した農民一揆のうちでもその詳細な「綱領」により有名な「ケットの叛乱」(以下単に「叛乱」と呼称する)を対象にして分析の筆を進めたいと思う。

この「ケットの叛乱」に関するわが国の代表的研究成果としては、贅言するまでもなく大著『イギリス農民一揆の研究』に収録された富岡次郎教授の手になる「ケットの叛乱」(第七章)がある。教授はこの精緻な実証研究の結論を次のように要約された。

絶対王政確立期の先進地帯における農民闘争は、(一)、封建制再編を行なう封建領主と、(二)、上から近代化をすすめる地主という二つの攻撃対象をもつ。この二つの攻撃対象は常に密接にからみあいながら、絶対王政権力と結合して、農民の抵抗を圧殺する方向に向う。それに対して、抵抗の主体は村落共同体全体であり、内部に階層分化をはらみつつも、富農層が主導し、それに都市の小ブルジョアが参加した。富農層は下から農民的近代化の道を進めるため村落共同体を一つに結集して抵抗の基盤とし、さらに都市小ブルジョアと同盟して、上からの圧力に対抗したわけである。それゆえ、この「村落共同体を守れ」という農民闘争も後向きの闘争として把握すべきではなく、真に革命的な道を進む農民層および都市ブルジョアの(一)、反封建闘争、(二)、地主的近代化への抵抗として理解されるべきである。⁽¹⁾

富岡教授の農民一揆論の基底には、教授自身が明瞭に論及しているように「農民闘争の敗北によって、市民革命の民主的発展は阻止され、地主的土地所有権を確立した時点で、市民革命は停止した。イギリス市民革命がハーフ・ストップのブルジョア革命であったといわれる所以は、ここにある」⁽²⁾というユニークな市民革命論が据えられているのであるが、別稿で簡潔に論及したように、⁽³⁾筆者はイギリス市民革命をこのような視角で把握し評価することには、遺

憾乍ら荷担することは出来ない。それと同時に教授の主張のもうひとつのユニークな点は絶対王制期の村落共同体についての既述の理解であろう。この見解に対しては吉岡昭彦教授が「その（共同体）内部に如何なる階級関係をも含まないユートピア的自治共同体を設立するという方法的誤謬をおかしている」として批判⁽⁴⁾しておられる。果してそうであるのか、これも重要なポイントであろう。

富岡教授の見解と筆者のそれとがどの程度異なるものかは行論のうちに自ずと明らかになるであろうが、いずれにせよ、教授のそれはとりわけ政治過程の叙述に関する限りまことに精緻なものであるから、筆者は屋上屋を架するの愚をあえて行なうことはしない。残された仕事はその社会経済的背景との関連を更に深く追求した上で、「叛乱」をあらゆる意味で立体的・複眼的に理解することであると考える。

叙述の順序としては、まず当「叛乱」が持つ意味を理解する前提として、一六世紀前期イングランドにおける政治経済風土が、特に当時白熱した論議の対象となったインクローウジャ問題を中心にして論じられ（第一章）、次に「叛乱」の持つ個性的性質を理解するために、その舞台となったノーフォークの状況が同一の視点から追求される。といっても、これは勿論第一部において充分果たされた課題であるから、当節では特にそれをノーフォークにおけるインクローウジャの進行と、「叛乱」に先立つ一揆的症状及び当州の政治風土という観点から一瞥するのがその主な狙いである（第二章）。

以上の二章において当時の諸状況について認識を深めたわれわれは、次章において「叛乱」の具体的叙述に入り、続いて「綱領」が当時の社会経済的史料を利用しつつ分析される（第三・四章）。そして最後に結語として「ケットの

叛乱」の資本主義社会の成立史上に持つ意味が、特に十四世紀の「一揆」及び当「叛乱」のほぼ一世紀後に訪れる「大叛乱」との関連において簡潔に触れられよう。

(1) 富岡次郎著「イギリス農民一揆の研究」五六四頁。

(2) 同書、二五六頁。

(3) 拙稿『大叛乱』(Great Rebellion)は市民革命か(『イギリス封建社会の研究』収録)。

(4) 吉岡昭彦稿「イギリス絶対王制下の村落共同体」、『社会経済史大系IV』、三〇頁参照。

〔一〕 インクローウジャ政策とインクローウジャの実態

一五〇〇〜一六五〇年は全ヨーロッパ的規模において「農民一揆の最後の盛期」(トニー)と言われるのであるが、特にイングランドにおいては一五三六年、かの有名な「恩寵の巡礼」(The Pilgrimage of Grace)一揆から同四九年の本稿の対象たる「ケットの叛乱」を経て五〇年代におけるケント、エセックス、バッキンガムシャにおける一揆など、一五三〇〜六〇年の三〇年間に特に注目される時期である。⁽²⁾そしてこれらの諸地方に起った一揆或いは叛乱は、その地盤となった諸地方の社会経済的發展を反映して、夫々を比較すると顕著な対照を読み取ることも可能である。例えば、その最も良い例として、ヨークシャを中心とした「恩寵の巡礼」一揆はその後進的經濟發展を如実に反映して、一揆の主体は貴族、ジェントリ、農民が合体しており、その性格もまた直接動機が修道院の解散に端を發したことからも窺われるように、純粹に經濟的要因では律しきれない複雑な様相を提示している。⁽³⁾これに対し「ケット

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion)をめぐって

の叛乱」はその直接的契機がインクロウジャ反対であり、それが「宗教的動機と関係がなかった」(ピンドフ)というのが通説なのである。⁽⁴⁾

以上は同じ絶対王制期の殆ど同一の時点に勃発した二つの地域の叛乱に見られる差異に注目し、その因って来る理由に言及したのであるが、それにもかかわらず一六世紀前半に生じた多数の一揆或いは叛乱が持つ普遍的原因が存在したことは言うまでもないことであり、その最大公約数が「インクロウジャ・土地買占 (enclosure and engrossing) 反対」であったことは、まず否定し得ない事実であろう。両者については、一方が必ずしも他方を相伴なつたわけではないが、往々にして同時に進行したのである。⁽⁵⁾そこで筆者は、次に最新の研究成果に基づいてインクロウジャの年代記とその地域的偏差を叙述し、加うるにそれに対する絶対王制の態度について全イングランドの視野から一瞥することにしよう。

アシュレイ説以降のインクロウジャの進行を廻って行なわれた長い論争史について、筆者がこの小論で繰り返す必要はあるまい。⁽⁶⁾小論では最近いわれる「廃村」(lost villages)の研究により一躍脚光を浴びたベレズファド教授の成果を提示することにより戦後の研究水準を示したい。彼は航空写真をはじめとした関連諸科学を十分に駆使し廃村の全イングランドの規模での調査を行なった。勿論廃村とインクロウジャは必ずしも同一ではない。部分的にインクロウジャが進行した所では「過疎村落」(shrunk villages)が出現したし、いわゆる小インクロウジャ (piecemeal enclosure) では如何にそれ行なわれても廃村は結果しなかった。にもかかわらず廃村の規模と年代記を調査することにより、インクロウジャ進行の時代と地域差を充分に明らかに出来ることは、廃村自体がその典型的な

結果として現象した、すなわち、インクロウジャを原因としない廃村は少なくとも絶対王制期には極めて例外である

ことから当然であろう。教授は全国を足で歩いた調査の結果として、端的に言って次の諸結論を導いたのであった。

〔第1表〕 1334年の課税後廢村となつた村落の百分率

ウォリックシャ	13
レスタシャ	11
ノーサンプトンシャ	13
オックスフォードシャ	11
バッキンガムシャ	10
ノッティンガムシャ	5
ラトランドシャ	9
ハンティンドンシャ	2
ケンプリッジシャ	5
ワイト島	22
リンカンシャ	9
ヨークシャ	
イーストライディング	13
ウェストライディング	6
ノースライディング	8
ノーフォク	9

〔第2表〕

(1) 激しい人口減少を伴つた州(一五一七年調査の対象となつた州)

- ノーサンプトンシャ
- オックスフォードシャ
- ウォリックシャ
- バッキンガムシャ
- レスタシャ

(2) (1)に続く人口減少をみた州(一五一七年調査の州)

- ミドルセックス
- ハーフォドシャ

「ケットの叛乱」(Kets Rebellion)をめぐって

〔I〕 地域別に見ると一三三四年の特別税の際に記録され、その後廢村となつた村落の占める割合は第1表の如きものであり、廢村の多少について、それに順位をつけて州別に示したのが第2表である。

- (3) 同(一五一七年調査の対象にならなかつた州)
- ベッドフォードシャ
 - バークシャ
 - ケンブリッジシャ
 - ラトランドシャ
 - ハンティンドンシャ
 - スタフォードシャ
 - グロスタシャ
 - ハンブシャ
 - ダービーシャ

ノーサンバランド

ダラム

- (4) 中位の人口減少を伴った州(一五一七年調査の対象となつた州)

ノーフォーク

リンカンシャ

ヨークシャ(ノース・イースト・ウエスト各ライディング)

サフォーク北部

- (5) 影響の軽微な州(一五一七年調査の対象となつた州)

シュロップシャ

ヘリフォードシャ

サマセットシャ

ウースタシャ

- (6) 影響の軽微な州(一五一七年調査の対象にならなかつた州)

デボン

コーンウォール

ドーセット

ウイルト・シャ

サセックス

サリー

ケント

サフォーク南部

ウエストモランド

カンバーランド

ランカシャ

チェンシャ

〔II〕 次にそれが行なわれた時代の考察であるが、教授は慎重な考慮の結果、それが一五世紀後半から一六世紀初頭

にかけて達成されたものであると断定した。そしてこれに対する例外として、一四―五世紀に耕作放棄の行なわれたリンカンシャ、イースト・ライディング及びノーフォークの南西部ブレックランド(Breckland)地域と、ミドランドより逆に約一世紀遅れてインクローウジャが行なわれた北部のノーサンバランド、ダラムの二州、この数地域を指定している。⁽¹⁹⁾

〔III〕 最後にその動機であるが、これらはすべて牧草地への転換であつた。そしてこの転換は両者の相対的な価格の

比較により正当化される。すなわち、ボウデン教授の羊毛価格の統計によれば、一四九〇年以降、まず一五五二年まではただ二度の例外を別として、羊毛は常に小麦よりもその上昇率が相対的に高くなっていたのであり、五二年以降相対価格は小麦に有利になり、一五八一年以後になるとその傾向は動かし難くなる⁽¹¹⁾。

以上でインクローウジャの進行状態がかなり明らかになった。周知のようにペリズファド教授の成果は結果的には一四七〇〜一五三〇年にその進行を推定したアシュレイ説と一致する点が多いのであって、これより「アシュレイ説の再興」が言及されるのも頷けるのである⁽¹³⁾。ともあれ、その実態を幾分なりとも明らかにしたわれわれは、これに対する国家権力の政策について一瞥しなくてはなるまい。

一四八八年に最初の「反インクローウジャ法」が議会を通過してから、一六五六年共和制時代に法案が庶民院に提出されたが否決の憂き目に会うまで、その約一世紀半の間に実に七回の「王立委員会」(Royal Commission)で十二の法案およびかなりの数の「付令」(Proclamation)がインクローウジャ阻止のために設立或いは通過したのであった⁽¹⁴⁾。当時におけるインクローウジャの主体が本来絶対王制の基盤であるべき土地所有者階級であったことは一般的事実としては否定し得ないが、これに対して国家権力がインクローウジャ阻止の態度を終始変えることがなかったのは何故であろうか。この素朴な疑問から叙述は始められなければならない。

第一に政治的理由がある。あらゆる体制の最も現実的かつ最大の要求は、保守、すなわち、現状維持である。それが個々の支配者にとり如何に利益になるうとも、体制の意志としては現秩序を脅かすあらゆる行為に対して敏感でなければならぬのである。そしてインクローウジャにより引き起される農民追放が現秩序にとり最大の危惧の念をもつ

て迎えられたことはそれが農民達にとつては飢えを意味し、彼らを必然的に一揆に荷担させるものである以上当然のことであつた。¹⁵⁾ それほどではない。インクロウジャが農民をして叛乱に駆り立たせるものであるとするならば、他方においてそれを放置することは領主が近代的地主化することを黙認することによって絶対王制自身の基盤を危くすることでもあつた。土地所有者層が牧羊業に専業することは彼の存立基盤が毛織物工業に移行することを意味してゐた。絶対王制期の農業優先政策 (Pro-agrarian policy) は¹⁶⁾ まずもつて穀作を対象としたものであつたといえよう。

第二に財政的理由がある。チューダ時代の租税として、例えば特別税を見れば分るように、それは一定の動産、不動産に対して課せられたものであり、これより國家の財政的見地からして社會の總生産高 (gross products) を増加することが租税対策の基本と考えられたのである。そして現實の問題としてこれらの租税の負担はヨーマンを中心とした土地保有農であつた。ヨーマンは「特別税のリストの全行を占める者」(T. フラー)¹⁷⁾ である。しかるに、インクロウジャの進行はこれらの中堅農民の追放を意味するばかりで、その減額分が地主によって支払われることは保証の限りではない。というのは、最高の總生産額は必ずしも土地所有者にとり最高の利潤を意味しないからである。彼は後者を取得するために前者を犠牲にするであらう。

第三に軍事的理由がある。これはここで詳論する必要もあるまい。職業軍人を保持する近代國家と異なり「民兵制度」(militia system) に依存する絶対王制期においては、特にその主体である土地保有農の没落は体制そのものの存立を危くするものであつた。¹⁸⁾

第四に農業対策がある。一六世紀から一七世紀にかけて「穀物不足」(shortage of corn)が続発することは周知の事実であるが、これは当時の、一地域の穀物不足を他地域からの輸入で補なうことの出来ない——全国的統一市場の未成立——という社会的分業の発達における制約が、その基軸的要因であった。そして、この穀物不足が直ちに一揆・叛乱に連なることも歴史の証明するところであるとするならば、一方インクロウジャが耕地の牧草地への転換により穀物生産高の減少を結果することも同時代人の眼には明らかであった。⁽¹⁹⁾

以上のような理由から政府は、一四八九年の最初の「反インクロウジャ法」以来一七世紀前半を通じて反インクロウジャ政策を続けたのであるが、その期間内に視界を限定して各々の時点で為政者の採用した政策を見ると、その間にはまた見逃し得ない微妙なニュアンスの差を読み取ることが出来るのであり、激発した一揆や叛乱を理解するための前提として当時の状況を叙述する場合には逸することが出来ないのである。ただし、小論ではその意図において必要な限りでの叙述に留まらねばならない。すなわち、問題になっている約一世紀半ほどの期間においても、とりわけ政府が土地問題の対策に精力的であった三つの時期があった。一五三六〜四九、一六〇七〜一八、一六三〇〜三六の三期間がそれである。その原因としては前二者は農民の叛乱、後者は穀物価格の騰貴が考えられているのであるが、⁽²⁰⁾このうち対象となる「ケットの叛乱」が相当する一五三六〜四九年の時期のみについて国家の対策をより具体的に考察してみよう。

一五二九年ウルジ(Wolsey)の失脚によって文字通りイングランドという彼の「帝国」の専制君主となったヘンリ八世は、G・R・エルトン教授の説くいわゆる「行政革命」(administrative revolution)を断行した。⁽²¹⁾枢機官

(Vice-Chancellor) として世俗のクロムウェル (Thomas Cromwell) が任命され、通称「宗教改革議會」(Reformation Parliaments) と呼ばれる議會が一五二九〜三六年の間開催された。その過程で、まず一五三二年の「初収入法令」(Act of Annates) から一五三三年の「召喚法令」(Act of Appeals)⁽²¹⁾、そして一五三四年には「最高権法令」(Act of Supremacy) と次々に「教会への攻撃」(マッキー) が加えられたのである。しかし当時の民衆の世俗生活に直接大きな影響を与えたのは、當議會の末期である一五三六年三月に通過した「修道院解散法令」(Act of March 1536) による二〇〇ポンド以下の小修道院の解散と一五三九年の大修道院への適用であった。これにより当時全国保有地の約二〇—二五%ノーフォクのみでも一〇〇を越す所領を占めていたといわれる聖界所領はすべて国王の手に帰し、⁽²²⁾ 国王がこれを売却することにより、封建領主から小農民をも含めた熱狂的な土地市場を出現せしめられたことは、既に小論においても触れるところがあつた。⁽²³⁾ さらに、この解散は今まで修道院の喜捨の対象となつていた多くの貧民を路頭に投げ出す結果となつたので、世間に与えた影響は深刻であつた。⁽²⁴⁾ 一五三六年「恩寵の巡礼」一揆が修道院の解散を契機として勃発しているのは偶然ではないし、反インクローウジャ法が再び一五三六、一五四八兩年に通過しているのは解散により想起された社会不安の反映したものであつた。⁽²⁵⁾ 一五四四年三月に設定された羊頭税は政府の考案した苦肉の策と言えよう。⁽²⁶⁾

一五四七年、ヘンリ八世が去つた後王位についたエドワード六世は、僅か十才であり、しかも病弱の身であつたから、摂政の位を襲つた後のサマセット公たるエドワード・セイモア (Edward Seymour) が実権を握り、かつてのウーゾレの政策を継いでインクローウジャ委員会を組織した。後にそれを強いたものは何といつても直接的にはハーフォ

ドシャに勃発した一揆であった。けだし、政府がこれに介入することがなかったなら、農民一揆が統発することは明らかであった。一五四八年六月一日に指名されたこの王立委員会 (Royal Commission) は施行されているインクロージャ法案の徹底履行を目指し、イングランドを若干の部分に分割して夫々が作業に入るはずであったが、実際に活動したのは僅かにヘイルズ (J. Hales) 以下六名による、インクロージャの嵐の中心であったミッドランド地帯を対象とした地方委員会だけであった。彼らは六、八月に続けて活動した後中断し、翌年夏にまた活動を始めたが、既にこの時迄に彼らの活動に反対する土地所有者階級の憤怒と、さらには委員会の怠慢に対する農民の反感までも加わり、情報の収集以上のことは不可能となっていた。この他、サマセット公は枢密院、或は庶民院・貴族院においても反インクロージャ法案、食料買占防止法案、牧畜奨励法案などを提出したが、⁽²⁷⁾ いずれも地主層の妨害にあい法案の通過を妨げられた。かくて委員会の裏切りを契機として「ケットの叛乱」が勃発し、その謀者の処罰を渡ったことがサマセットに反対する資産階級の激怒を買い、皮肉にも彼の政策を実施して来たその「請求裁判所」(Court of Requests)において彼自身が弾劾され、遂に「善き公爵」(Good Duke) サマセットはロンドン塔に投ぜられて一五五二年の年が明けた頃叛逆罪の名において死刑に処せられたのである。⁽²⁸⁾

彼の失脚の後、彼を追求した首謀者ウォリック伯―後のノーサンバランド公―が摂政の地位を襲うや、彼は地主化への可能性を求めつつある領主層の支持を頼りにした寡頭専制政治を露に遂行し、農民を保護(＝現状維持)する意図を持った枢密院の介入は押えられ、インクロージャを正当化する一二三五年のメルトン法 (Statute of Merton) が「充分に共有地を農民に残す」という重要な条件が削除されて復活さえもされたのあった。しかし R・H・トニー

に言わせれば、ウォリックの支配した一五四九—五三年が「一六世紀農民の状態における最低点」であつた。⁽²⁹⁾イリザベスから一七世紀前半の政府の一般的政策は、サマセット的或いはウォリック的として理解することは出来ない。まずもって重要なことは、一六世紀後半に入り経済状況に変化の兆が見られたことにある。羊毛と穀物の新しい需給のバランスはほぼ達成され、インクロウジャの進行は一段落を遂げていた。「一六世紀の中葉まで牧羊からの利益が(インクロウジャの)主要な動機と見做されていた。今やそれは牧畜からの利益であつた」。⁽³⁰⁾一五六三年から七一年にかけて行なわれた穀物輸出の制限付再開も、耕作にはたとえ一時にもせよ恰好の刺激を与えるものであつた。確かにウォリック以来の弾圧政策が効を奏したと見做されないこともないが、それよりもまず、以上の如き状況の変化が第一のモメントと考えられるべきであらう。

(1) R. H. Tawney, *Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, p. 318.

(2) *Ibid.*, p. 318 ff., p. 333.

(3) 「悪龍の巡礼」一巻に關して R. H. Tawney, *op. cit.*, pp. 318~9; S. T. Bindoff, *Tudor England*, pp. 107~8; J. D. Mackie, *The Earlier Tudors 1485~1558*, p. 385 ff. 最新の所説としては註(9)にあげた J・サースク女史のそれ

(同註二一九頁)をまゝ。その他邦語文献としては何よりもまず宮岡「前掲書」第五章参照。

(4) F. W. Russell, *Ket's Rebellion in Norfolk, 1859*, p. 3 (n. 3); S. T. Bindoff, *Ket's Rebellion*, p. 11.

(5) 贅言するまでもなく、'engrossing'とは通常「買占」の一般を指すが、その中に土地の買占が含まれてゐたことに注意を喚起したい。いわゆる土地投機である。

(6) 学説史的展望を得るためには何よりもまず小松芳喬著『インクロウジャの研究』を参照。別に戦後のインクロウジャ

研究の最終の總結として J. Thirsk, *Enclosing and Engrossing in the Agrarian History of England and Wales 1500-1640*, 1967 を参照せよ。

- (7) M. Beresford, *Last Villages in England*, 1954.
- (8) *Ibid.*, p. 220.
- (9) *Ibid.*, p. 219.
- (10) *Ibid.*, pp. 150~1.
- (11) *Ibid.*, p. 183. 本編二二—二四参照。
- (12) W. J. Ashley, *An Introduction to the Economic History and Theory*, Vol. II, p. 286.
- (13) 小松芳喬稿「英国の農村と第一次インフレ」(『封建制と資本制』収録論文) 六九〇頁。
- (14) R. H. Tawney, *op. cit.*, p. 315; J. Thirsk, *op. cit.*, p. 213 ff. 後者は一般に「反インフレ法」案を一括されるもの内容が時代の推移に如何に變化したかを明らかにしよう。
- (15) *Ibid.*, p. 317 ff., p. 340.
- (16) 絶対王制期の農業優先政策に関しては何れも岡田与好著『ヘキリス初期労働立法の歴史的展開』を参照。
- (17) T. Fuller, *The Holy and Profane States*.
- (18) R. H. Tawney, *op. cit.*, pp. 342~4.
- (19) J. Thirsk, *op. cit.*, p. 221. 本稿が時代の史料はインフレと穀物不足を共に関連させて論じている点に注意。
Conf. R. H. Tawney, *op. cit.*, pp. 416~7; N. S. B. Gras, *The Evolution of The English Corn Market*, 1915, Ch. V, VII.
- (20) J. Thirsk, *op. cit.*, p. 214 ff.; R. H. Tawney, p. 358.

- (12) G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government*, 1953, p. 415ff.; J. D. Mackie, op. cit., p. 349 ff.. 邦語文献への
 下は河村の越前武臣著『近代英国の起源』を参照。
- (13) C. Williams, Landlord in England in *Agrarian History of England and Wales*, p. 307.
- (14) 本誌一九三—五頁。Conf. Hammond, The Social and Economic Circumstances of Ket's Rebellion, M. A.
 Thesis, 1935, p. 18 ff.
- (15) J. Thirsk, op. cit., pp. 218~9; F. W. Russell, op. cit., pp. 2~3.
- (16) Statute, 27 Henry VIII, C. 22. 特に出五箇〇年代は貨幣悪鑄と穀物不作の続いた年であった。Conf. J. Thirsk, op.
 cit., p. 221.
- (17) M. Beresford, Poll Tax and Census of Sheep, 1549, *Ag. Hist. Rev.*, Vol. I, II. (1953~4); J. Thirsk, op. cit.,
 pp. 221~3.
- (18) F. W. Russell, op. cit., pp. 14~5; R. H. Tawney, op. cit., p. 367.
- (19) J. D. Mackie, op. cit., p. 491 ff..
- (20) R. H. Tawney, op. cit., p. 372.
- (21) J. Thirsk, op. cit., p. 227.

〔一〕 ノーフォークのインクロージャと政治・経済風土

前章において「叛乱」の時期における国家の政策が、研究対象と関係のある限りにおいて触られたのであるが、

〔第3表〕 1334年特別税 (lay subsidy) を基準とした廃村の数

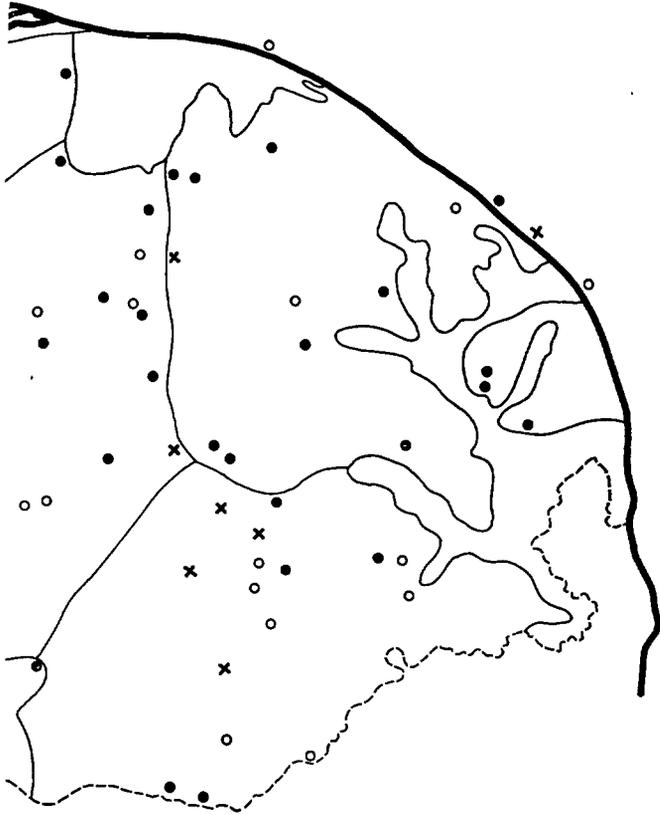
ハンドレッド	全村落	廃村	%		全村落	廃村	%
Grimshoe	16	5	31	S. Erppingham	39	3	8
S. Greenhoe	24	5	21	Wayland	15	1	7
Smithdon	21	4	20	Holt	28	2	7
Gallow	20	4	20	Mitferd	17	1	6
Shropham	21	4	19	N. Erppingham	32	2	6
N. Greenshoe	16	3	18	Happing	17	1	6
Guiltcross	13	2	15	Blofield	19	1	5
W. Flegg	24	2	14	Tunsfead	27	1	4
Brothercross	23	3	13	Taverham	18	—	—
Diss	15	2	13	Walsham	14	—	—
Humbleyard	26	3	12	Loddon	20	—	—
E. Flegg	9	1	11	Kravering	20	—	—
Eynesford	29	4	10	Depwade	19	—	—
Clacklose	29	3	10	Hensfead	18	—	—
Launditch	34	3	9	Earsham	10	—	—
Freebridge	36	3	8				
Ferehoe	25	2	8	合計	684	65	9

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

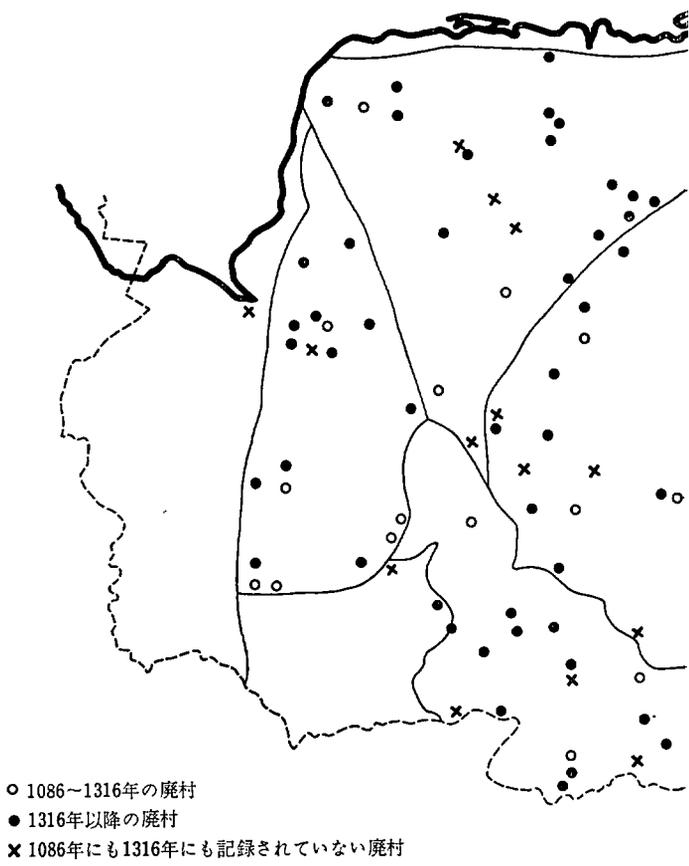
次に同一の視点からさらに対象を限定しノーフォークが叙述される。すなわち、ここではまず当州におけるインクロウジャの進行について関説された後、当州に関係する政治経済風土が簡潔に述べられ、「叛乱」の前哨戦としての一連の農民の反抗が「叛乱」との関連において叙述される。

ノーフォークのインクロウジャについて最も統計的かつ信憑性に富む成果は、ベリズフォード教授のもとで研究に従事したK・J・アリソン博士による詳細な「ノーフォークの廃村」と題する研究であり、これにより読者はノーフォークにおける一般的動向を明瞭に読みとることが出来るのである。第一に廃村の程度であるが、これが各地域について顕著に異なる。第3表ならびに第9図を一見して直ちに気付くことは、廃村の占める割合が高いハンドレッドは殆どが「平野地帯」に属している点で、これが何よりも重要である。第二に時期についてである。第

フォクの廢村



「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって



3表は一三三四年の特別税記録と現在の村落とを比較して得られたものであるが、第9図が示すように一〇八六年のドゥムズデイ・ブックに記載され、一四世紀の前記史料には既に姿を消している村落が三四も数えられる。⁽³⁾これは特に「Breckland」地域に著しいのであるが、一四世紀の人口減少の際に放棄された耕作限界地であったと推定される。とすれば、当面問題になるのは第3表のうち六五村落である。

第一の結論を確認するために、一五一七年の第一次のインクロウジャ委員会の報告を比較検討すると全く同一の結論に達することが出来よう(第4表)⁽⁴⁾。ここでもまた「平野地帯」と「森林地帯」の対照は顕著であるが、それにもかかわらず「平野地帯」においてもそれはミドランドと比較して決して大規模なものではなかった。それは何故か。

それは既に小論において余すところなく明らかにされたはずである。すなわち、一口でいえば、ノーフォーク「平野地帯」(および一部「森林地帯」)は牧羊区の存在によって領主階級はインクロウジャを行なうことなく旧来の封建的権利の上に立って牧羊を独占的に行ない、或いはその牧羊権を共同的規制に違反して拡大し、さらには新しい牧羊区を村民の犠牲において設定することが出来たのであった。⁽⁵⁾すなわち、当州では牧羊業の拡大は必ずしもインクロウジャに繋がらずその前に別の方法が存在したのである。

次に、「森林地帯」において廢村が稀であることが、必ずしもインクロウジャが稀であったことを意味しないこと、これも既に読者には充分に理解出来るはずである。つまり、当

〔第4表〕 上位の4ハンドレッド
(いずれも「平野地帯」)

	インクロウジャ面積	%
Freebridge	2,395 エイカ	3.03
Launditch	1,447	2.41
Smithdon	1,036	2.27
N. Greenhoe	892	2.47

「森林地帯」のインクロウジャは農民による小インクロウジャ (piecemeal enclosure) として進められたのであり、
時期的には梳毛工業の発展と密接に関連して一四世紀末より徐々に行なわれ、共同耕地に關していえば一七世紀前期
にはほぼそれが達成されていたのである。⁽⁶⁾ すなわち、ノーフォクにおいては特に廢村とインクロウジャの年代記は全
然一致しないことに注意すべきである。最後に、これらインクロウジャの対象となった土地は、その七〇パーセント
以上が共有地であつた。⁽⁷⁾ これらの諸事實は「叛乱」を理解する上において重要な意味をもつはずである。

かようにインクロウジャと同じく、或いはそれ以上に牧羊区の存在、さらには不当な拡大がノーフォクの農民の苦
情の種であつた。一五一七年のインクロウジャ委員会の調査に従えば、その遂行者としての古いノーフォクの貴族た
ち、すなわちコリバット家 (the Colybutts)、タウンゼント家 (the Townshends)、チェインバレイン家 (the
Chainberleynes)、ハワード家 (the Howards)、ボレイン家 (the Boleyns) などの家名が見られるが、彼らはまず
多数のマナの所有者であり、⁽⁸⁾ 多数の牧羊区を独り占めしていたことを念頭に置く必要がある。例えば、一六世紀当州
の大土地所有者は五〇〇〇—一〇〇〇〇頭もの羊群を保持していたのであり、⁽⁹⁾ 叛乱軍の対象はとりもなおさず將に彼
ら上層ジェントリ階級であつた。

ところで貴族或いはジェントリ階級は、彼らの間でまた赤裸々な私闘を演じていたのであり、「叛乱」の過程を
理解する上でもそれについて多少触れておく必要があるように思われる。当州は元来多数のジェントリの存在をもつ
て世に知られていたのであるが、⁽¹⁰⁾ 貴族としてはノーフォク伯の肩書を有するハワード家がその名に相応しく当州を代
表する唯一の封建的貴族として強大な權威を保持しており、一五三六年隣州での「恩寵の巡礼」一揆の当州への伝播

を防いだのは彼の軍事的勢力によるとも云えるのであった。その後一五四五年、彼は近隣諸州をも含めた軍司令官 (Lord Lieutenant) となり「叛乱」においては先ず第一に召集されるべき要人であった。

そのため一五四六年の反逆罪による彼の失脚は、全ノーフォークを「地方政治の真空地帯」(a vacuum in local politics)⁽¹¹⁾ とするものであった。この事件が与えた影響はとりあえず二つの点で指摘するに価するものであろう。

第一に、ノーフォーク伯の没落後ジェントリの群雄割拠は当州の治安保持にとっては著しい障害となった。ルストラング (L'Estrange) 対タウンゼント (Townshend) およびクニヴェット (Knyvet) 、ドゥルリ (Drury) 対ウッドハウス (Woodhouse) 、バーストン (Paston) 対クレア (Clere) など支配階級内部の対立が形成され、「ノーフォークのジェントリはその階層が分裂したままで一五四九年に巻き込まれた」のである。⁽¹²⁾

第二に、ハワード家は修道院の解散により獅子の分け前を得ており、約四〇ほどのマナを当州に所有していたのであるが、それが市場に投ぜられたことは修道院解散の時と同様に、その分け前を廻って大・中土地所有者層の間に紛争を生むことになった。しかし、それよりもさらに重要なことは、結局これらの所領が多く「新来者」(New-comer) の手に落ちたことである。⁽¹³⁾ かくして伯の没落により、事態の改善に対する好展望が現状に不満をもつ諸階層自身の中にも意識せられたのである。この事件は支配階級の分裂と追いつめられた民衆の結集および両者夫々の立場における不満の累積という二重の影響を与えたといえようか。

以上修道院所領、ノーフォーク公所領の売却がノーフォークの政治・経済風土に巻き起した波紋を考察したのであるが、最後に今までケットの叛乱と関連しては全く触れられたことのない価格史からのアプロウチに注目したい。

一五三〇年代末からの悪貨鑄造がインフレを招来したことは既述のとおりであるが、一六世紀に入るとノーフォーク梳毛工業の停滞をよそに当州の羊毛に対する需要が周辺諸州における毛織物工業の発達につれて拡大した。のちに詳述するイリザベス期の小農民の手になると思われる請願書⁽¹⁴⁾は、地主の牧羊区の乱用が「羊肉、牛肉、小羊肉、原毛、毛織物製品、その他、従ってあらゆる他の物価の騰貴の原因である」と主張しているが、言うまでもなくこれは彼らの眼には如何に映じようとも原因と結果の転倒である。

ともあれ、アリンソン博士の収集した史料に基づくと当州の羊毛・穀物価格は⁽¹⁵⁾極めて注目に値する数字を示しているのである(注(13)第I表参照)。つまり羊毛は「叛乱」の前年から、小麦は「叛乱」の起った年から前年に比べ約二倍に急上昇している。若しこの数字に信憑性があるとすれば、それは第一に、牧羊、とりわけ販売のために牧羊業に従事するマナ所有者に対し事業を拡大する強いインセンティブを与えたであろうし、次に、穀物を市場から購入しなければならぬ日雇い農、ノリッジの手工業者などには重い負担となっていたのである。

- (1) K. J. Allison, *Lost Villages in Norfolk, Norfolk Arch.* Vol. XXXI, 1951, pp. 116~62.
- (2) *Ibid.*, p. 125, Table 1.
- (3) *Ibid.*, p. 122.
- (4) I. S. Leadam, *The Inquisition of 1517, T. R. H. S., New Ser.*, Vol. VI; K. J. Allison, *Lost Villages*, p. 133.
- (5) Conf. K. J. Allison, *Sheep-Corn Husbandry in the Sixteenth Century.*
- (6) *Norfolk Archaeology* Vol. XX, p. 15 ff.; 拙稿『『大叛乱』(Great Rebellion)は市民革命か』四四〇頁以下参照。

「ネットの叛乱」(Kot's Rebellion) をめぐって

- (7) I. S. Leadam, *The Domesday of Inclosure* (1897) の記録より算出。
- (8) R. J. Hammond, *op. cit.*, p. 69.
- (9) K. J. Allison, *Flock Management of Norfolk, Ec. H. R.*, Vol. XI, p. 100.
- (10) それに比較して貴族の所領は比較的少なかったのである。
- (11) S. T. Bindoff, *op. cit.*, p. 15.
- (12) *Ibid.*
- (13) 前記ハンキンドの学位論文はこの点に関し豊富な史料を提供してゐるが、一例だけを掲げよう。サーズベ家 (The Thursbys) は一五世紀にキングズミンの市長であったが彼の土地投資・改良は次のような記録を残してゐる。
トマス・サーズベ、一五〇二年リン市長。……ホルト (Holt) バンジー (Bassey) ヒリントン (Hillington) その他ピン
ンクロウジヤ遂行。
二代目トマス、一五四〇年……以前リン修道院に所属したハベレス・マナ (Haveles Manor) に居住。隣村ヒドムン
村民に共有地侵害の訴訟を起さる。一五四九年まで延々と続き遂にヒドムンの借地人が勝訴。Conf. R. J. Hammond,
pp. 85~8.
- (14) 本稿二四一頁以下参照。
- (15) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, App. Lxxxv-viii. ちなみにホウデン教授のダラム地方における同年の価格をアリソン
博士の採用した指標に合わせて算出してみると次の第II表を得る。価格動向が驚くほど一致してゐるのが印象的である。
Conf. P. J. Bowden, *Movements in Wool Prices, 1490—1610, Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research*,
Vol. IV, pp. 112~6.

〔第I表〕

年	羊毛価格指数 1482年=100		穀物価格指数 1482年=100
	牧羊経営記録より作成	遺産目録より作成	
1482	100		100
1483			70
1484			52
1485	92		44
1486	89		52
1487	89		52
1488	108		53
1489	86		57
1490	76		48
1491			64
1492	54		41
1493	65		40
1494			47
1495	76		40
1496—1500			
1501	54		81
1502—1508			
1509	86		29
1510—1518			
1519	89		69
1520	105		91
1521—1534			
1535	113		100
1536—1543			
1544	121		87
1545	108		151
1546	108		81
1547	108		48
1548	227		78
1549			158
1550	293		174
1551			197
1552			102
1553			115
1554	119	151	181

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

年	羊毛価格指数 1482年=100		穀物価格指数 1482年=100
	牧羊経営記録より作成	遺産目録より作成	
1555			214
1556	227		276
1557	227	211	81
1558	108	162	90
1559		162	107
1560		140	138
1561	216	216	152
1562		173	106
1563		162	192
1564		197	106
1565	216	200	102
1566		216	159
1567	227	203	107
1568		218	110
1569		200	114
1570		195	95

一橋大学研究年報 人文科学研究 12

〔第Ⅱ表〕

年	羊毛価格指数 1482年=100	穀物価格指数 1482年=100	年	羊毛価格指数 1482年=100	穀物価格指数 1482年=100	年	羊毛価格指数 1482年=100	穀物価格指数 1482年=100
1490	76	48	1536-1543			1558	155	91
1491		65	1544	142	88	1559		109
1492	92	41	1545	185	153	1560		140
1493	105	40	1546	158	81	1561	195	154
1494		47	1547	121	48	1562	162	107
1495	101	40	1548	—	80	1563	187	195
1496-1500			1549		160	1564	186	107
1501	95	83	1550	271	177	1565	186	104
1502-1508			1551		200	1566		162
1509	106	29	1552		104	1567		109
1510-1518			1553		98	1568	232	111
1519	134	70	1554	168		1569	235	116
1520	116	92	1555		217	1570	207	96
1521-1534			1556	231	280			
1535	134	101	1557	276	82			

二二二

(三) 反インクロージャ一揆・示威行進・叛乱

前章或いはさらに第一章において叙述したように、一四世紀の「一揆」に引き続いて農民の抵抗運動は様々な形態において持続されており、「叛乱」もこれらの運動の結節点として正当に評価される必要がある。特に「叛乱」勃発直前の一〇年間は、ノーフォーク各地においてインクロージャの「打壊し一揆」(Tiot)が統発しているという事実がまず注目されねばならない。

「恩寵の巡礼」一揆は当ノーフォークでは大きな同情をもって迎えられていた。それは直ちにウォルシングム修道院の副司教によって指導された小一揆を呼び起した。⁽¹⁾四〇年には丁度「ケットの一揆」の際に狙われた有力なジェントリを襲撃しようとする計画が記録に残されているし、「一揆」の直前には前イブスウィチ市民W・P某が酩酊して「：今やジェントルマンや金持がすべての家畜その他を自己の掌中にし、貧乏人は罰せられている。しかし、一〇〇名もの者が何時かは決起するだろう。そして俺はその一人になる……」と放言し投獄されている。また、魚商J・O某は法廷で、最近三〇数年間牧羊に従事し、今や恐らく一〇〇〇頭以上の羊と二、三の農場を持っている者が陪審官として席についているが、彼らについては何も非難されていない、という侮辱的な発言をしたため牢につなされた。⁽²⁾「ケットの叛乱」の背後に存在したこのような政治風土をまずわれければ念頭におかねばならない。

ケットによる一揆も最初はウォルシングムの打壊しと何の相異もなかった。それにもかかわらずそれはビンドフの適切な表現を借用すれば「一揆」(Tiot)→「民衆の示威運動」(popular demonstration)→「叛乱」(rebellion)へ

「ケットの叛乱」(Kets' Rebellion)をめぐって

の独自の運動を展開した。⁽³⁾ あらゆる運動はそれの負う社会経済状況に規定されているのであるが、にもかかわらず運動の直接的契機自身が経済的なものであるという必然性はないし、一度激発した運動は、それ自身独自の展開の形態を持っており、そこには人間主体が躍動する舞台が開ける。そしてその主体とは当「叛乱」においてはますますってケットであった。ケットのカリスマ的指導力なくして打壊しが「叛乱」にまで発展することはまずなかったと断言しえるであろう。まさに、「主張が人を生み出したかも知れないが、また人が主張を生み出したのもあった」⁽⁴⁾。ともあれ、筆者はまず「叛乱」の叙述から筆を起しつつそれを解釈して行かねばならない。⁽⁵⁾

一五四九年六月二〇日、すなわち、かの一四世紀の「一揆」が激発した将に同じ月に、市場町アトルバラ (Atleborough) とその周辺エクルズ (Eccles) およびウィルビ (Wilby) の村民がウィルビのベックホール (Beckhall) マナ領主ジョン・グリーン (John Green) により設置された「囲ふ」(fences) を打壊した上で、目的を達して解散した。彼ら村民はハーサム (Harsham) とアトルバラの隣接共有地に共同放牧権 (intercommoning) を有していたが、その権利の一部がジョン・グリーンによって侵されたためであった。⁽⁶⁾ これは今までに度々観察された反インクロウジャー一揆であり、⁽⁷⁾ これだけなら殆ど後の世代の人々の注目するところとはならなかったであろう。ところが、その後二週間ほど経った七月六―八日の「大司教ベケットの昇天祭」に、既述の村民をも交えた多くの民衆が修道院の所在地ワイモンダム (Wymondham) に集まり、領主の共有地侵害、各地の一揆などにつき活発な情報の交換が行なわれた。⁽⁸⁾

しかし、彼らの話題は恐らくアトルバラの打壊し六日前に出されたサマセット伯の「御付令」(Proclamation) に

あったらう。それは他人の囲い込みを解いたものに対する特赦を謳⁽⁹⁾っていた。不法な土地所有者の囲い込みを取り払ったとして一体何の罰があるだろうか？ われわれの手でノーフォークのインクロウジャを自発的に解こうではないか？ これは「御付令」に逆らわないだろうか？ 否、これこそ「御付令」に沿ったことになるのだ。そうじゃないか？

かくして民衆はまずワインダム (Whindam) から一マイル離れた散村 (hamlet) モーレイ (Morley) のインクロウジャを取り壊しにかかった。このワインダムという村落には周辺の数散村を含めて実に一二のマナが存在しており、これが恐らくは共有地の利用権の紛争の種であったと考えられる。最初の攻撃対象となったものは「新参者」のジェントリたる当州土地没収官 (escheter) ジョン・フラワーデュー (John Flowerdew) である。彼は一五四六年にワインダムの多数のマナのうちクロムウェルズ・マナ (Cromwell's manor) という最大級のマナと解散前からワインダム修道院に所属したダウナムホール・マナ (Downham Hall manor) を賃借していた。

数あるインクロウジャのうち自己のその一部が取り壊されたことを知ったフラワーデューは大きな不満を抱き、一揆に対して四〇ペンスの銭を与えてワインダムの鞣皮業者ウィリアム・ケットのインクロウジャの取り壊しを唆した。このウィリアム・ケットは一五四五年にワインダムのショセルズ・マナ (Chosell's manor) の所有者であった。このマナは総面積一二〇エイカという小マナで元来ワインダムの付属礼拝堂に所属するマナであった。それをケットは購入したのである。両者の間に「私的怨恨」(a private feud) が存在したと言われるが、より重要なことはこの「森林地帯」の錯綜した所有・支配関係と修道院解散による土地所有の変動、の二点である。

一揆はフラワーデュの言葉に従ってケットのマナのインクロウジャを取り除いた。⁽¹⁴⁾ これを知った気性の激しいケットは激怒して、翌日今度は自ら先頭に立ってクロムウエル・マナの一部が位置する隣村ヘザセット (Hetherete) に行き、⁽¹⁵⁾ フラワーデュのインクロウジャ破壊に加わった。両者の間に激しい言葉の応酬があったが、最後にそのインクロウジャは見る影もなく取り壊された。若しオーブレイ (J. Aubrey) の説くやうに、「森林地帯」の住民が「何人も意に介せず、何人にも依存せず御し難い人物」であるとしたら彼こそ將にこれに該当する人であった。⁽¹⁶⁾ ワイモンダムに集った人々はR・ケットの中にカリスマをみた。そして彼の提唱に従って民衆は自発的に一種の「示威運動」を起すに至った。彼らにとり牧羊区の拡大、地主のインクロウジャ強行は、サマセット公の政策を待つまでもなく阻止せらるべき悪であり、彼ら自身は「叛逆者」たる意識は毛頭持っていなかったのである。むしろサマセットの行なった政策を直截に行動によって達成しようとしたのであった。

かような偶発的な「打壊し」が「示威運動」にまで発展し得たのは、農民の潜在的エネルギーと有能な指導者という二要因が結合し得たが為であった。⁽¹⁷⁾ 「この瞬間運動は最初の交態 (metamorphosis) を経験した。一揆は過ぎ去り大規模な示威運動が始まっていた」。⁽¹⁸⁾

かくしてケットをかしらに頂いた民衆の示威行進がノリッジに向って進められた。途中で州知事ワインダム (Windham) の彼らに対する「叛逆者宣言」に耳を貸す者もなく、秩序整然たる行進は続けられ、漸次膨れ上った参加者は一二日にノリッジの傍を通りマウスホルド荒地 (Mousehold Heath) に到着した。この間五〇名を越す当州の治安判事はさしたる動きらしい動きを示さなかった。この点も「示威行進」を理解する上で看過することが出来ない。

この後六週間（七月二日～八月二六日）の間、ケットは彼の「大露營隊」(the Great Camp)を当地に置いたのである。これに対してノリッジ市長は最初露な反感を示したが、行軍と共謀する市内の「第五列」―プロムフィールドの表現を借りれば「奉公人や浪人の一団」―の存在に脅かされて「示威運動」に対して専ら懐柔策により対抗したのであった。⁽¹⁹⁾ さらにこのワイモンダムからの行進とは別に、西部のカースル・ライジング (Castle Rising) に起った一団―「小部隊」(the lesser camp)と呼ばれた―はリン↓ダウナム↓セットフォードを通過して南下し、サフォク境界に達した後、方向を東北に転じマウスホルド荒地でケットの一行に合流した。⁽²⁰⁾ かくして「ケットの大露營隊」はその数一六〇〇〇、最高潮の時は二〇〇〇〇と言われた。⁽²¹⁾ その他、サフォク東部から当州に侵入した一団もヤーマスに攻撃を加えた後その攻略に失敗して「大露營隊」に合流したのであった。⁽²²⁾

かくて喩え一時的でもあれ法と秩序の破壊がノーフォク全土を支配したのであったが、これを喚起した遠因としてノーフォク伯の失脚が影響していることは前章で既に触れたところであった。にもかかわらず、この法と秩序の崩壊は必ずしもケットによる示威運動の無法と無秩序を意味しない。⁽²³⁾ 事態は全く逆であった。ケットは彼の露營隊を「国王の露營隊」(the King's Camp)と呼び、法律家ジョン・ゴドサルプ (John Godsalve) の息子を彼の國務大臣に登用して記録を保存せしめた。さらに、各ハンドレッドより二名の地元の有力者を代表として選出させ、これで「州議會」(the county council)を構成したのである。⁽²⁴⁾

彼らは決して叛乱を意図していたわけではなく、ただサマセットの政策の文字通りの施行を志していたのだった。もちろん、かような行動をサマセットが放置したはずがないのであるが、それにもかかわらず最初露骨な弾圧政策に

出ることにより二の足を踏ませていた。恐らくそれは彼の個人的感情というよりも一揆自身の要求たるインクローウジャ反
 対、共有地擁護が政府の政策と原則的には一致していたからとみるべきであろう。しかし、この態度は今までサマセ
 ットの政策を快からず思っていた一部大土地所有者に絶好の攻撃の口実を与え、その告発の前にサマセッとはあえな
 く敗北を喫したのであった。七月八日地方有力者のもとに叛乱鎮圧の指令が乱れ飛んでいるのは政府の態度の変化を
 示している。この日はいみじくもワイモンダムで「大司教ベケットの昇天祭」が開かれていた最中であつた。⁽²⁵⁾

ノーフォークの「示威運動」を「叛乱」に転化したのは、将にこの政変であつた。というのは、これにより運動がそ
 の上に立っていた二つの前提が、つまり、運動の目的は政府のそれと一致し、次に、その目的達成に当り政府が彼ら
 の行動を少なくとも大目に見るであろうという前提があえなく崩れ去つたからである。それはベケットとその協力者た
 ちにとり大きなショックであつたに違いない。彼らもまた一四世紀の「一揆」の時と同様に彼らの究極の敵を最後の
 段階まで見破ることが出来なかつたのである。

かくして局面は新しい段階——「叛乱」——に入った。七月二一日ロンドンから武器を捨て解散することを条件に特赦
 の使者が来た。舞台はノーフォークの地方的事件から国家全体の関心事となつた。この時には若し国王の特赦が得ら
 れたら、武器を捨ててその場を去ろうと考へていた者が多数存在してたと記録されている。特赦の使いに対して
 大多数の者が「王の身に幸いあれ」と跪いて特赦に従おうとした。しかし、ベケットは決然立ってそれに反対した。

「……特赦とは罪を犯した者に対する赦しである……自分は真の国民の義務であること以外には何もして来なかつた
 ……」武装した兵が彼を重罪人と呼び捕縛しようとした。そこで新たな混乱が起つた。カリスマとしてのベケットに

心酔していた民衆は彼に従った。しかし禁足状態にあったノリッジ市長、ワインダムのマナ所有者アップルヤード兄弟 (the Appleyards)、国王の命に喜んで従ったヨーマンたちは「大露営隊」から去り、「国王の友たる者はわれと共に来たれ」という使者の号令に従った。

以上はプロムフィールドの記録の要旨であり、⁽²⁶⁾この時の模様を詳しく再録したのにはそれなりの理由がある。S・T・ビンДФ教授は特に触れていないが、筆者はこれを一揆の分裂として捉えたい。若し隊を離れた人たちが真に軟禁状態にあったなら、またケット一味がそれを欲したら彼らはそれをするのが出来たであろう。ノリッジ市長以下ヨーマン層がこの際妨害されることなく隊を離れたということは、自分の意に反した行動をとっていた者もあったにせよ、多くの者が半信半疑でこの一揆に参加していたと考えるのが自然であろう。政府の政策を自ら実行に移すというのが彼らの出発点であったのだからこの推定には無理はない。既に七月八日付の反乱鎮圧の指令は彼らの耳に入っていたであろう。国王の使いを眼の前にして彼らは躊躇することなく隊を去って行ったのである。これは全くの推量になるが、彼らの中には既述のハンドレッド代表も恐らく含まれていたであろう。翌朝叛乱軍はノリッジの必死の自衛にもかかわらず激戦の末当市を攻略し、市長以下の要人は捕われの身となった。ロンドンに次ぐ第二の都市が叛乱軍により占領されたという報に驚愕した政府は、ノーサンプトン侯の指揮の下に一二〇〇名の軍勢を鎮圧に差し向けた。彼は一度抵抗なくノリッジ市に入城したが、続いて「露営隊」から派遣された農民軍と血戦の末意気を喪失し、市を放棄して退却した。この時シェフィールド卿が戦場の露と消えた。⁽²⁷⁾こうしてノリッジは完全にケットの軍勢の支配下に置かれたのである。このようなことはイギリス史上全く前代未聞のことといえよう。「ワット・タイラの一揆」

を経ること一世紀半にして、民衆の反抗もまたここまで組織されてはいた。

ノーサンプトンの敗北を聞いたロンドンでは軍隊の召集を要求する伝令がイースト・アングリア全土に飛んだ。この機に元來指揮をとるべき摂政サマセットはウォリックに取って代られ、彼は迅速と決断を以って事に當った。すなわち、八月二三日ノリッジから三哩のイントウッド (Intwood) に一二〇〇〇名の軍勢と共に到着した彼は、ケットを除いた全員に対する特赦の申し入れに使者を送った。しかし、この三度目の呼びかけも以前と同様に殆ど応ずる者はおらず、両者の決戦は避けられなかった。遂に二六日壮烈な市街戦の後ウォリックはノリッジを攻略したが、同夜叛乱軍により放たれた火は市中を焦土と化し、当局にとってその日は「暗黒の日曜日」(Black Sunday)であったと言われる。ノリッジを敵中に奪回されたケット勢は食糧の補給路を絶たれ、やむなくマウスホウルの露营地からダッシンディル (Dussindale) に向かって撤退を開始したのであるが、これは後に到着していた一〇〇〇名ほどのドイツ人騎兵隊の恰好の目標となり、最後の特赦が一揆により拒否された後、彼らは叛乱軍の中に突入して三〇〇〇以上もの叛徒を斬殺したと伝えられる。そしてケット自身も四九名⁽²⁸⁾の首謀者と共に捕われの身となり、ロンドンで十一月二六日反逆罪を宣告され、一二月七日ノリッジ城において斬首された。

(1) J. R. Hammond, *The Social and Economic Circumstances*, p. 102.

(2) *Ibid.*, p. 104.

(3) S. T. Bindoff, p. 7.

(4) *Ibid.*, p. 13.

- (5) 「叛乱」の最も詳密な記述は、F・ブロムフィールド著『ノーフォーク史』(第三卷二二〇頁以下)であろう。學術書としての古典は既述のF・ラッセルの書物であり、戦後の成果としては小論が負うところの大きいビンドフ教授のものがあ
る。豊富な史実の記録という点では戦前のJ・R・ハモンド、さらに最近のK・J・ブリソンの學位論文が最も役に立つ。
それに対して、V・C・H・ノーフォク第一巻収録のR・ロイの政治史の「叛乱」についての記録は、大半がラッセルとブ
ロムフィールドに依存しており得るところは少ない。別に簡単に「叛乱」に触れたものとしては左記のようなものがあるが、
R・H・トニーの労作を別として「叛乱」の分析に役立つものはなう。E. Nasse, *On the Agricultural Community of
the Middle Ages and Inclosures of the Sixteenth Century in England*, p. 80: A. F. Pollard, *The Political History
of England*, Vol. VI, pp. 32~6: R. E. Prothero, *English Farming, Past and Present* p. 72: T. E. Scrutton, *Commons
and Common Fields*, pp. 89~90.
- (6) F. Blomefield, Vol. III, p. 23.
- (7) これは通説に従ったのであるが、「囲ふ」(fences)を打壊したところだけで、直ちにインクローウジヤ反対と言えるか疑
問が残るであろう。何故なら牧羊区の場合も牧羊期(shack time)には何らかの「囲ふ」がつくられたと考えざるを得な
うからである。
- (8) ラッセルは最初の打壊しから次の祝日まで二週間に亘って決起の準備が極秘に進められ、祝日がその実行の日として当
初から計画されたと考えさる。F. W. Russell, op. cit. p. 25.
- (9) S. T. Bindoff, op. cit., p. 22.
- (10) F. Blomefield, Vol. II, pp. 498~507.
- (11) このケナは周辺の四散村に拡がり、リートの1/2を所有していた。F. Blomefield, p. 500.

- (12) Ibid., p. 505.
- (13) S. T. Bindoff, op. cit., p. 3.
- (14) F. Blomfield op. Vol. III, p. 223. ノロマンシーはキヤットを田舎にひきこもるたとは記してゐる。
- (15) Ibid., Vol. V, p. 24.
- (16) J. Thirsk, *The Farming Regions of England in Agrarian History of England and Wales*, p. 112.
- (17) S. T. Bindoff, *Keat's Rebellion*, p. 3.
- (18) Ibid., p. 13.
- (19) F. Blomfield, Vol. III, p. 224.
- (20) Ibid., p. 226; F. W. Russell, op. cit., pp. 40~41.
- (21) F. Blomfield, op. cit., Vol. III, p. 227, 230, 233; F. W. Russell, op. cit., p. 61.
- (22) F. Blomfield, op. cit., p. 226; F. W. Russell, op. cit., p. 46~7.
- (23) ヘンリーは「叛乱」の特徴としてまず第一に秩序 (orderliness) をあげ第二に詳細な綱領、第三に、宗教との無関係を説く。前記論文六頁その他ノロマンシー二二七頁などを参照。
- (24) F. Blomfield, p. 227; F. W. Russell, op. cit., p. 47, pp. 203~4.
- (25) S. T. Bindoff, op. cit., p. 22.
- (26) F. Blomfield, Vol. III, pp. 234~5.
- (27) Ibid., p. 242.
- (28) Ibid., pp. 256~7.

(四) 「叛乱」の分析

一六世紀の絶対王制期における民衆の運動は、一四世紀におけるそれよりも遙かに複雑な形態で展開されるのであり、かつその評価に関しても単純化は厳に慎まなければならない。

一四世紀においては小商品生産の展開は未だ端的な段階に留まり、商品生産者間には相互に分裂が見られず封建的権力＝領主層に対して小商品生産者たる直接生産者が生産物販売の自由を要求して露に衝突した。これに対して、一六世紀に至ると、体制側の間にも封建的諸権利を放棄することなく、しかも資本主義的経済の波に便乗せんとする一派とか、或いは自ら封建的秩序を破壊して資本主義的発展に適応せんとする一派が派生し、さらに直接生産者の中にも分解が進行して、競争に敗れてプロレタリア化したつつある小農民は、他方では封建的秩序に反抗しながら、同時に、かつての同志に向っても敵対の姿勢をとらざるをえない。彼らは結果的には、共同体の維持は自己のよりどころを見い出そうとする。「イギリスの農民は最早同質的な階級であることを止めていた」(C・ヒル)のである。⁽¹⁾

以上、支配・被支配の各階級がさらに自己の間で分裂をはらみながら、そして互いに他を牽制しながら運動に参加し、彼らの要求を貫徹しようとする。絶対王制期の諸一揆・叛乱が複雑な局面を提示するのはこのためである。とすれば、ケットの叛乱において彼らの利害はどのように反映しているのだろうか。既に小論の前半において、当時代におけるノーフォークの経済・社会構造が農業部門を中心として詳細に論及された。われわれはそれより叛乱軍の要求を推量することが出来よう。その結果と彼らの「綱領」内容との相互関連を以下において追求する中で「叛乱」の位置

づけが行なわれねばならない。さらに叛徒の経済主体としての側面も既述の分析の上に立って進められねばならない。筆者はこれらを「叛乱」の主体、運動の形態、「綱領」の分析という三視角から整理することによつて。

第一に叛乱軍の主体であるが、ここでは同時に叛乱軍の攻撃対象に対しても分析が行なわれる。

叛乱軍の構成をまず職業別にみると、「綱領」に署名された各ハンドレット代表の中にもケット兄弟 (William and Robert Kett) とかトマス・クラーク (Thomas Clarke) などのように製革業者が見られるし、多くの手工業者が兵卒として参加している。つまり、当「叛乱」は「全く農村の運動」(an exclusively agrarian movement) ではなく「かなりな都市的要素」を持っていたことに注目しなくてはならない。⁽³⁾ ワイモンドム、ワインダム、アトルバラ或いはカースル・ライジングは当州でも屈指の市場町であった。これは一四世紀「一揆」との類似点であり、広範な小商品生産者の叛乱であったことが分る。

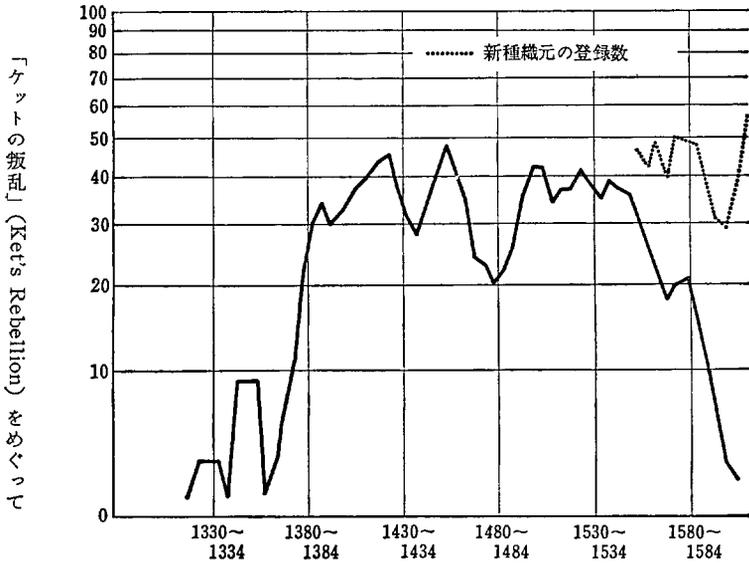
ところが、一つ見逃し得ない相違点がある。つまり、「一揆」の場合その激発地は梳毛工業の立地に中心があり、指導者リスター (Lyster) 以下当工業の関係者が小商品生産者のチャンピオンとして「一揆」に参加したのであった。この南部にあり、後述するように梳毛工業の立地から判断される限り、関連諸工業に従事する手工業者層ないし経営者の参加が唯一の見当たらないという点である。⁽⁵⁾

〔第5表〕 若千の民衆の職業の内分け

農民	17
牧畜業者 = 肉屋	7
仕立屋	4
日雇労働者	2
革柔皮業者	2
漁夫	2
粉屋	2
桶屋	2
靴屋	2
宿屋	1
石工	1
パン焼工	1
船頭	1
帽子製造業	1
反物商	1
ねずみ取り	1
計	47

が、⁽⁴⁾ 当「叛乱」の場合、中心地はむしろ「森林地帯」の南部にあり、後述するように梳毛工業の立地から判断される限り、関連諸工業に従事する手工業者層ないし経営者の参加が唯一の見当たらないという点である。⁽⁵⁾

第10図 梳毛織布業者の登録数(ノリッジ市)



「ケットの叛乱」(Kets' Rebellion) をめぐって

ここで、両時代における梳毛工業の状況にも注意しなくてはならない。「一揆」の際には梳毛工業は第一次最盛期にあったのに対し、「叛乱」の際にはそれは長期に亘る停滞から脱しきれないでいた。しかしそれは第10図の示す記録から判断する限り、織布工の登録が急減する以前のことであり、梳毛工業関係の手工業者は多数存在していたはずである。また「農村地域の梳毛工業が同様に衰退したかどうかは疑わしい」(R・ハモンド)という指摘も考慮しておかねばなるまい。彼らに参加しえなかったのは運動の弱い一環として考慮に価するものであろう。否、この点こそ「ケットの叛乱」の鍵を解く決定的な視角であるというのが以下述べるように小論の主張である。

これは「綱領」と関連することになるが、一見不可解なことは、「綱領」には梳毛関係者の要求は全く

見られないにもかかわらず、国王が回答書の中で「羊毛価格に関する苦情に関しては、予は今後委員たちが織元たちに羊毛を買わせ、昨年一般に売られた価格の三分の二を支払わせ、残り三分の一に関しては所有主と買主は議会が定めるような命令を守るべきである。また議会で予は土地所有者はある限度を越えて織元や借地農であるべきではない……と命じたい」と答えている点である。⁽⁸⁾ 国王がかような返答をしている点より、これは羊毛の騰貴、領主の農業経営、或いは梳毛経営に反対した織元・手工業者の声に対するものであり、当州にこの種の不満が存在し、それが（或いは叛乱軍と関係して）王に提出されていたことが想像されるかも知れない。にもかかわらず、それが叛乱軍の中で正当に取り上げられていないのは何故か。

再び問う。梳毛工業の關係者が積極的に参加していないのは何故か。筆者にはここに「ケットの一撥」を規定する決定的ともいえる一要因が存在するように思われてならない。ノーフォクの梳毛工業の原毛は専ら当州の牧羊業者¹¹土地所有者によって供給された。両者の間に羊毛商人が入り込んで梳毛業者に高い原毛を売りつけているか否かは別として、いずれにせよ梳毛業者の立場から安い原毛を確保する最大の条件が牧羊業の拡大―牧羊区であれインクロウジャであれ―であったことは否定出来ないであろう。⁽⁹⁾ 少なくとも既述スプリングの様に大量の原毛を購入に依存する大織元にとっては牧羊業の拡大は重大な関心の的であった。

裏を返せばこの一見「綱領」と関係ないと思われる回答も実は決して無関係ではなく、梳毛業者に向けられたものでもないであろう。羊毛価格の騰貴が牧羊区拡大・インクロウジャの原因である。故に羊毛価格の規制、ひいては梳毛工業の拡大（資本¹²賃労働關係の成立）の抑止こそインクロウジャの波に対する歯止めと考えられていたのではな

かるうか。「叛乱」の歴史的制約がここに存したとみるべきであろう。この点は叛乱地域との関係においてのちに再論する。

次に問題は「叛乱」参加者の階級性に移る。両陣營の階級構成はかなり明瞭である。叛乱軍で各ハンドレッド代表の「州議會」の成員に関しては、F・ブロムフィールドの『ノーフォク史』(一卷)に当ることにより、今迄明らかにされていなかった事実を発見することが出来た。すなわち、彼らのうち二名は確実にマナ領主ないし地主であり、他の三名に関してもその蓋然性が甚だ高いということである。⁽¹¹⁾その他に既に指摘されているようにケット自身がそれに所属したヨーマン上層もいれば、借地農や村落代表も検出される。⁽¹²⁾つまり彼らを一色に「富農」とか「ブルジョワ」とかいうカテゴリーで総括してしまふことは出来ないのである。いずれにせよその代表するハンドレッドで何がしかの影響力を持つ人物であったに違いない。代表の選ばれた「叛乱」以前の時期において、彼は地主の行なうインクロウジャ・共有地破壊に頭から反対する封建領主であったかも知れないのである。恐らく代表選出の時点においては反インクロウジャという以外には彼らの間に共通の経済的利益は存在しなかったとみた方が真実に近いであろう。

これに対して史料に残された決起した民衆から、彼らが小商品生産者を主力にしたものであることは既述のようにまず否定出来ない。「叛乱」の基盤は「森林地帯」であり、それが一六世紀において独立自営農民層の繁栄の地であったことは、小論の第一部における主要な結論の一つであった。⁽¹³⁾

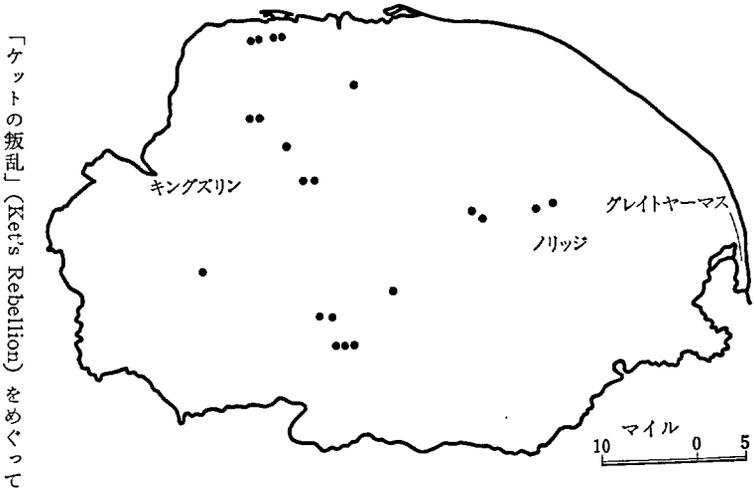
次に、没落しつつあった小農民であるが、彼らが参加していなかったとは到底考えられない。彼らもまたヨーマン層とは異なったヴィジョンを脳裏にもって運動に参加したと思われる。サフラン栽培地インクロウジャの許可に続い

て「……そして今後は何びとといえどもこれ以上囲込みをしないこと」という主張が織込まれているのは、両者の妥協ではなかったか。ともあれ両者とさらには借地農が共に彼らの古き共有地利用権の維持を当面の敵に対して主張したとしても、彼らが一致して「共同体擁護」を心底から希求していなかったことは明白で、地主の共同体圧殺に対しては「マナ慣習」で対抗するのが最も有利であったために他ならない。⁽¹⁴⁾ いずれにせよ、その主体は富裕な小商品生産者と解すべきで「叛乱」軍はその一貫した秩序のある行動から察し得るように、決してイギリスのジャックリーではなかった。⁽¹⁵⁾ 彼らには「一揆」に見られた残忍ささえも見る事が出来ないとも言われている。

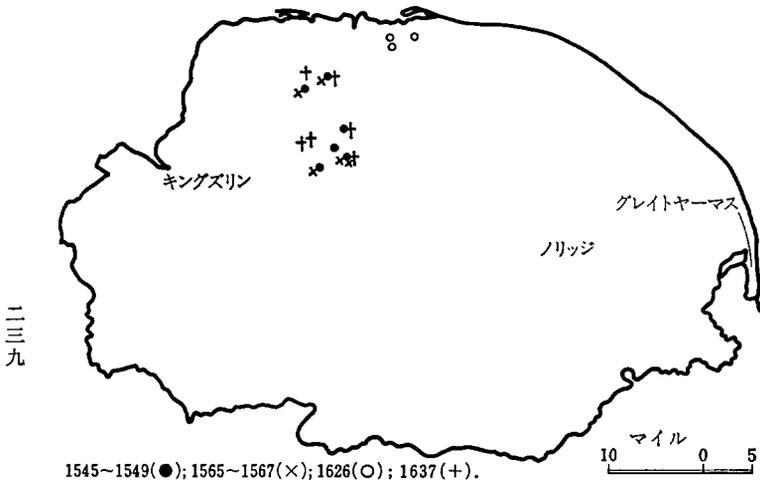
次に「叛乱」軍の攻撃対象である。これは現実に襲撃の対象になった者、⁽¹⁶⁾最後にウォリックの軍隊に馳せ参じた者、さらに、「綱領」の分析により果すことが出来よう。まず抽象的に語られる時、常に叛乱軍の苦情的となっていたのは「ジェントリ」或いは「ジェントルマン」であり、⁽¹⁷⁾これより最小限度彼らが明瞭に領主或いは地主層であることが分かる。しかし同時代人によるこれらの表現が繰返し使用されたということは決して看過すべきものではないにもかかわらず、そこから彼らがまず封建領主と考えられるものか、近代地主的性格を身に纏っていたものと解すべきかが判然としない。彼らが具体的に誰を脳裏に描き誰に鋒先を向けたかが問題となる。

そこで、攻撃の対象となった土地所有者或いはノサンプトンやウォリックの軍隊に参加した者を個々に検討してみよう。⁽¹⁸⁾すると、ノーフォークの歴史に僅かなりとも通じた者なら直ちに気付く一つの事実がある。それは彼らが多くノーフォークでも屈指の名家に属し、ジェントリ上層に位置することである。サウスウェル (Southwell)、タウンセント (Townshend)、パストン (Paston)、ルストランジ (Lestrangle)、クニヴェット (Knyvet)、ワインタム (Wind-

第11図 リチャード・サウズウェルの牧羊地 (1544~1562)



第12図 タウンゼント家の牧羊地 (1479~1637)



第6表 牧羊経営の規模

サウズウェル家		タウンゼント家	
(年度)	(羊数)	(年度)	(羊数)
1544	15.480	1479	7.911
1550	9.880	1489	9.335
1561	17.771	1546	3.960
		1566	4.563
		1637	5.433

arn)、『ウッドハウス (Woodhouse)』、『ドゥルリ (Drury)』、『コーベット (Corbett)』、『ベディンフィールド (Beddingfield)』など由緒ある名家で、上層ジェントリの多くが含まれていたように思われる。そしてさらに重要なことは、彼らが多数のマナの所有者、つまり牧羊区の所有者であり、彼らが何千頭という羊群の所有者であった点である。⁽¹⁹⁾

前記の中でも特に著名なサウズウェルとタウンゼントの両家柄とマナ所在地及び羊群数を記録したのが第11・12図と第6表である。⁽²⁰⁾ かれらは絶対王制期における大土地所有者層のシンボルともいえる層であった。無論、彼らが当時ある程度インクロウジャの遂行者であったことは、既述の通りであるが、当州においては牧羊区の持つ意味がより重要であったことは研究史の通説である。⁽²¹⁾ この場合、牧羊区そのものは封建的領主権に基礎をおくものであるにせよ、その拡大が村落共同体規制を打破しその賃貸が直営地の賃貸と同様に、近代的賃貸関係の起源として捉えられなければならない点は否定しえないであろう。

K・J・アリソン博士はその学位論文において、チューズダ期を中心にしてマナ所有者および牧羊業者が農民の上に加えた様々の圧力、および農民のその圧力に対する抵抗について驚くべく多数の史実を列挙することが出来た。これらはここに述べる「ケットの叛乱」の「綱領」を理解するために必須のものと見えよう。筆者は小論においてこの史実を必要限り整理して、農民の不満に関してさらに立ち入った考察を行なうと同時に、「綱領」を理解するための鍵としたい。

ノーフォークの名もなき一五名の農民から女王に差出されたイリザベス朝(年代不名)の請願書が残されているが、それによればノーフォークでは「通常あらゆる町や村には二、三ないしそれ以上のマナがあり、あらゆるマナに牧羊区が所屬している」のであり、これらの羊群はマナ所有者の直営地ばかりか一部は共有地と農民保有地の上に「夏期、收穫が行なわれるや否や、時には收穫の前に」放牧されるのである。そのため農民たちは彼らの受ける被害として次の諸点をあげている。

- (1) 羊群が共同耕地に侵入することにより農作物が受ける被害。
- (2) 牧羊期 (shack period) の延長によって作物が受ける被害。
- (3) 羊群の通過により農民の小インクローウジャが受ける被害。
- (4) マナ所有者が直営地をインクローウジャし、そこから農民の牧羊権を締出すことにより受ける被害。⁽²³⁾
- (5) 過大な羊群の投入によって受ける被害。
- (6) 牧羊区の不当な拡大によって受ける被害。
- (7) 新規に牧羊区を設定することにより受ける被害。⁽²⁴⁾
- (8) 牧羊区の中に農民の羊群を投ずることの出来ないことに由来する被害。⁽²⁵⁾ (マナ所有者の牧羊区内における農民の牧羊権 (culler right) は「当ノーフォーク州の慣行」であると主張された。)
- (9) 共有地での過大な数の牧羊と共有地インクローウジャの被害。
- (10) 住民の家屋を荒廃させることから受ける被害。

(11) コピーホウルド権の侵害による被害。

(12) ジェントルマンの飼育する兎と鳩の増大によってもたらされる被害。

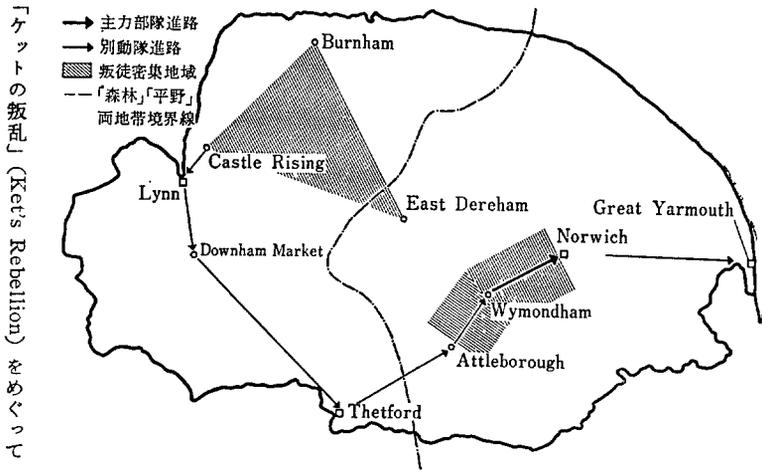
(13) 多くのジェントルマンが穀物商、家畜商、醸造業者、パン屋、魚商などになり貧しき人々が生活の糧を奪われたことによる被害。

前記の請願書に述べられているものは以上の通りであるが、ここからわれわれは農民の不平不満が単に牧羊区と直接関係するものだけではなかったことが分る。換言すれば、農民の慣行的権利の侵害には、実に多種多様な方法が存在したのである。そして最後に彼らは「この貧乏かつ惨めな生活をする位なら、われわれはスコットランドか、さもなくば別の地方に住んだ方がよい」と結んでいる。

このような農民の請願を慎重に検討すると、確かにマナ所有者のこのような諸行為は農業に穀作改良にとっては大きな障害であったことは認めねばならない。しかしそれは同時に「分解」の促進という重要な側面を持っていたことを見逃してはならない。既述のウェスト・レタム村落の場合に見られるように、その極端な例は廢村であった。このような例は他にもある。⁽²⁶⁾この点でそれは廢村インクロウジャと本質的に変わらない。

アリソン博士が主張したように、農民の土地改良と牧羊区の存在は両立せず、「大叛亂」以降漸次牧羊区はその道を讓るのであるが、この時点で地主の交渉相手となったものは小商品生産者というよりも借地農クラスが中心であり彼らの力が大きかったと考えられる。この点で、一六世紀におけるマナ所有者の共同的諸権利の侵害も資本主義農業への一つの通過点としての意味を有していたと思われるのである。⁽²⁷⁾ついでながら付記すれば、この種のマナ所有者は往往に

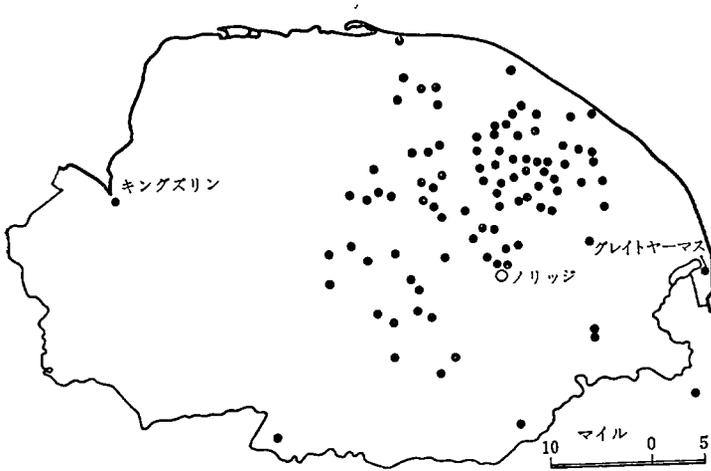
第13図 ケットの叛乱



してノリッジヤリンで産をなした商人といった類の新参の所有者であることが多かった。⁽²⁸⁾ また、この牧羊区は往往にして借地農に土地と共に賃貸されていた。⁽²⁹⁾

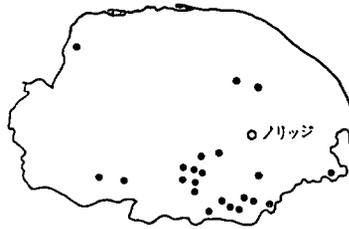
第二に運動の形態について。次に来るのは運動の外延・内包とそれが主張する意味である。ここでは運動形態と関連させて次の二点に注意したい。最初に「森林」「平野」の両地帯の民衆が統一運動に参加し得たということである。運動に参加した七〇名の出身村落を地図上に再現すると、特に、バーナムーリンーイースト・デアリアムの三角地帯とアトルバラーワイモンダムーノリッジの軸線上に集中しているが、⁽³⁰⁾ 前・後者とも夫々「平野」「森林」両地帯の経済構造を最もティピカルに代表している地帯であることに注意したい。ワイモンダムの決起と同時にカースル・ライジング(Castle Rising)に別動隊が立ち上っているのは、両地帯の民衆の統一行動を物語るものであろう。そしてこの背後には羊毛を中心とす

第 14 図 梳毛織布工程立地



一橋大学研究年報 人文科学研究 12

第 15 図 リネン織布工程立地



二四四

る両地帯の商品流通、統一的市場圏の成立が芽生えていることを忘れてはならない。両地帯の孤立性ゆえに全州的規模での結集が不可能であった「一三八一年一揆」との著しい対照に注意すべきである。⁽³¹⁾

しかしわれわれは運動の統合という側面ばかりを強調してはならないであろう。ケットの叛乱俯瞰図⁽³²⁾と次に掲げる織布工程分布図、牧羊区分布図⁽³³⁾を丹念に比較してみよう。第一に気付くことは、農村梳毛工業の立地

第16図 牧羊区の分布



「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) の分布

11 図 4

たるアイルサムとかウーステッドを中心とした当州東北部が仮令ハンドレッド代表は存在したにせよ叛乱の直接的影響を全く受けていないという点である。これは毛織物業関係者が当叛乱に参加していないということと符調を一致するものである。無論、「森林地帯」は一七世紀に―別稿で掲げた史料が語るように―梳毛工業と酪農地域と指摘されており工業が繁栄していたことは確かであるが、ノリッジ市以南はむしろ製麻工業の立地であった。決起の中心となつたアトルバラとかワイモンダムからはいづれも麻織布工の存在が指摘されている。⁽³⁵⁾

第二の点。周知のようにK・J・アリソンは史料から牧羊区の存在を全州の規模において渉獵することにより「羊・穀物地帯」(sheep-corn region)と「森林・牧畜地帯」(wood-pasture region)を確定した。⁽³⁴⁾しかし牧羊区の存在はその分布を一見すれば分かるように当州南東部を中心にした一部地域を除いてむしろ全域に分布しているように思われる。少なくともアリソンが「森林・牧畜地帯」とした地域には牧羊区が存在するマナが多くある。ワイモンダムもまたこれに入るが、デイブンポート女史の労作で周知のフォンセットにも牧羊区が存在した(アリソンはこの点を見落している⁽³⁶⁾)。しかしフォンセット・マナも「羊・穀物」地帯のマナと規定したらどのような経済構造を有するマナを森林・牧畜地帯のマナと称し得るであろうか。ただしこれは筆者の分析視角である。

つまり、このような類型造りはその分析視角と密接な関連をもつものであり、この類型造りを否定しない限り筆者の指摘にはアリソンの作業の有効性を否定しようとする意図は毛頭ない。筆者の言わんとするところは別のところにある。一七世紀において「梳毛・牧畜(cattle-grazing)地帯」と呼ばれた当州東部の広範な地域に亘つて牧羊区が検出出来るということは、この「森林地帯」において牧畜業と牧羊業との利害の衝突が、牧羊区が急速に重要性を帯

びるに至った一六世紀において激化しつつあったことを予想せしめるといふこと、この点である。この予想は次の事実、つまり、決起した民衆の中に農民の次に位置して七名という比較的見れば異常に多数の牧畜業¹¹肉屋が参加しており、また製皮業者が「叛乱」で重要な役割を果していることによりさらに強められる。極言すれば、マナ所有者と小商品生産者との争いは牧羊業の牧畜業への浸蝕によるものであったと言えよう。そして安い羊毛を必要とした梳毛業者はこの「叛乱」に参加することをしなかつたのである。

これに対して第13図の三角地帯は將に「平野地帯」のマナ経済構造を最もよく提示し得る地域であり、一六世紀を通じて農民層の分解が急速に進行していた地域であった。恐らくこの地域から参加した叛徒は耕地や共有地を奪われた零落しつつある小農民層が多数を占めていたことはまず間違いない。彼らはある時は富農層と共に村落共同体を拠所として既得権を守り通そうとしていたのである。

ところでかような州内における統一運動は同時に他州に対する孤立した運動という点においてもまた著しい対照をなしているのである。すなわち、ノーフォークの示威運動は他州に拡大を志向することなく、ビンドフの表現によれば「求心的傾向」(centripetal tendency)を示したのである。⁽⁸⁷⁾さらに、「叛乱」と同時にエセックス、ケンブリッジシャーなどで暴動が起つたが発展することもなかつた。⁽⁸⁸⁾これには二つの理由が考えられる。第一には、ノーフォークが西方は沼沢地、北・東方が海で遮られており、南方のサフォーク州を経て運動が拡大される以外には道がなかつたのであるが、この地帯がまた多くいわれる「Neckland」地帯に属しており、人口密度が低く運動が最も弱い場所であった。この地域がハンドレッド代表さえ出していないのはこのためである。とすれば、運動は始めから閉鎖性を示す以外にあ

り得ないではないか。

次に、かような外的（地理的）論理よりも、さらに核心をついているのは、それがむしろ指導者の「内的論理」（inner logic）から必然的に発生したものであるという見解であろう。⁽³⁹⁾これは以前にも触れたところであるが、叛徒が彼らの真の壁である国家権力を見破ることが出来なかったという点にある。叛乱軍は政府を同盟軍だと信じていた。そしてそれが彼らの作戦を誤ませたのである。「西部」で起った一軍がセフトフォードより反転してノリッジに向わず、小ウーズ河（the little Ouse）の地点で政府を迎え撃っていたら、それを防ぐことも出来たかも知れなかったとはピンドフの仮定である。⁽⁴⁰⁾しかし、最終的段階に達するまでロンドンの国王は依然として彼らの国王であり、ノーフォクのジェントルマンこそ彼らの敵であった。「網領」の第二八条にみられる彼らの要求は、彼らの行動目的と思想をわすしンボリックな意味合いを持っているといえよう。「ねがわくば、陛下と庶民に対し罪を犯した役人たちは、貧しい庶民の訴えによってここ（州議会・引用者）に集まった庶民に対し、彼らがここに留まる限り一日四ペンスを支払うように定めること」。⁽⁴¹⁾

第三に「網領」の分析。叛乱軍の作成した「網領」は全部で三九条からなり（但しこれは羅列しただけであって第何条と明記してある訳ではない）、当「叛乱」をして一躍有名にさせたのはこの細目に亘る「網領」にあると言えよう。始めに代表を送った二三のハンドレッドの代表者の署名があり、ノーフォクの殆ど全土を代表する統一意見だということが出来る。従ってこの「網領」には両地帯の要求が混合しており、これを前提に分析を進める必要があるであろう。

既に一部は引用済みであるが、先ず「網領」の全文を富岡教授の名訳をお借りして左記に掲げよう。⁽⁴²⁾

第一条 ねがわくは、サフラン地を囲込んだ人びとは、高い費用をかけているから、囲込み立法でかれらに損害をあたえないこと。今後は何びとといえども、これ以上囲込みをしないこと。

第二条 ねがわくは、マナ領主たちは、一定の自由地代 (Tree rent) を課せられていたのであるが、その同じ領主たちが(今、度は) 同じ地代をフリーホルダが支払うべく義務づける手段を探し求めているのは、(フリーホルダの) 権利に反するものである。

第三条 ねがわくは、いかなるマナ領主も、共有地を(われらと) 共有しないこと、

第四条 ねがわくは、僧侶は今後、自由保有地であろうと、農奴保有地であろうと、とにかく土地を購入しないこと。また彼らが所有している土地はヘンリー七世第一年におけるように世俗人に貸出されるべきである。

第五条 ねがわくは、芦荻地および採草地はヘンリー七世第一年におけると同じ価格で(貸出される) べきこと。

第六条 ねがわくは、自由な地代やその他によって、国王陛下から保有をうけている沼沢地は、すべてヘンリー七世第一年におけるのと同じの価格であるべきこと。

第七条 ねがわくは、王国内のすべてのブッシュェルを、一定の基準つまり八ガロンにしてほしい。

第八条 ねがわくは、教区民に神の言葉を説教したり、のべたりすることのできない司祭たちは、その僧祿をとりあげられるべきである。そして、教区民は、その町の別の守護聖人あるいは主を、えらぶべきである。

第九条 ねがわくは、castleward rent, silver rent, office land の地代は、その保有地から集められる慣習になっているが、われら思うに、それらをベイリーフに支払うのは保有農ではなくて、領主であるべきこと。

第一〇条 ねがわくは、騎士またはエスクワイアに属するものは、いかなるものも、昔からの慣習以外に鳩舎をつくるべきではない。

第一条 すべてのフリーホウルダおよびコビーホウルダはすべての共有地の利益にあずかり、かつ共有権をもつこと。これに反し、領主は共有権をもつべきではなく、共有地の利益を享受すべきでないこと。

第二条 ねがわくは、その州内の *foetary* (後見裁判所の州代表) は、彼が国王陛下に仕えているその職を利用して、誰かの相談相手になるべきではない。それゆえ、良心ある人が、毎年その州の庶民によって、その職に選出されるべきである。

第三条 ねがわくは、国王陛下自らの手に、リート法廷の一切の自由を保持されんことを。それにより、すべての人は、完全に共有地とそのすべての利益を享受することができるからである。

第十四条 ねがわくは、不当に高率な地代を課せられているコビーホウルドは、ヘンリー七世第一年に行われていた地代に準拠すべきこと。かつ、保有農の死亡やコビーホウルドの売買にさいしては、記念のために、去勢鶏一羽または適正額の貨幣といったような楽に支払える一時金が課せられるべきこと。

第十五条 ねがわくは、司祭は礼拝堂付司祭 (*chaplain*) になるべきではない。また、人々に羨望されている官職のお抱えにもなるべきではない。教区民が神のおきてで決めた寺領に住むべきである。

第十六条 ねがわくは、すべての隷属民は自由にされるべきこと。何故ならば、神は高価な血の贖いをもって万人を自由にしたもうたからである。

第十七条 ねがわくは、漁撈や航行をいとなむすべての者にたいして、河川は自由かつ共有であるべきこと。

第十八条 ねがわくは、その人が年一〇ポンド以上の国王陛下の封土を保有しない限り、いかなる人といえども、土地没収官や *feodary* (後見裁判所の州代表) の職につくべきではない。

第十九条 ねがわくは、貧しい漁夫や水夫は、いるか、しゃち、鯨などの漁獲の利益を、すべて自己の手に入れうることを。それは陛下に不利益にならないであらう。

第二〇条 年一〇ポンド以上の僧祿をもつすべての教区司祭あるいは僧侶は、自らかあるいは代理によって教区の貧しい庶民の子供たちに、公教要理と小祈禱書を教えるべきである。

第二一条 ねがわくは、いかなるマナの領主たちといえども、フリーホルドを購入し、その土地を再び裁判所記録のコピーによって貸出し、そのため領主に利益をもたらし、貧しい臣民を零落させることは法に反する。

第二二条 ねがわくは、富裕な教区司祭は十分の一税取立てのときに、教区民との間に起る悶著や訴訟を避けることを考え、今後は、現在徴収しているすべての十分の一税についてその内容を十分考慮すべきである。

第二三条 ねがわくは、(騎士あるいはエスクワイア)に属する者は、人に害を与えないように柵をめぐらすのでなければ、自分の自由保有地やコビーホルドにおいても、兎を飼うべきではない。

第二四条 ねがわくは、いかなる階級、いかなる状態の者でも、今後は児童の後見権を売却すべきではない。しかし児童が成年に達したならば、国王の被後見人以外は、結婚については本人の選択にまかせるべきである。

第二五条 ねがわくは、自分のマナをもっている人は自分以外の他の領主のベイリーフになるべきではない。

第二六条 ねがわくは、いかなる領主も騎士もジェントルメンも聖界財産を定額地代で保有すべきではない。

第二七条 ねがわくは、ヘンリー七世第一年以降、治安判事、州長官、土地没収官、その他の役人によって、今まで貧しい庶民にかくされていた立派な法律、法令、布告、その他の令状を補正し、改革するために、貧しい庶民がえらんだ委員、または陛下と陛下の顧問官が任命した委員に対して、陛下の光荣ある封印の下に恵深い使命によって、特許状と権威をあたえるべきである。

第二八条 ねがわくは、陛下と庶民に対し罪を犯した役人たちは、貧しい庶民の訴えによって、ここ(議會)に集まった庶民に對し彼らがそこにとどまるかぎり、一日四ペンスを支払うように定めること。

第二九条 ねがわくは、いかなる領主、騎士、エスクワイア、ジェントルマンといえどもその所有する土地の収入によって年四

ポンドを費すことができるならば、自家消費費用以外の牡牛や羊を飼育すべきでないこと。

これに対して王は次のように回答したと伝えられている。⁽⁴³⁾

予は国民〔叛徒〕のどんな不平なりとも穏やかなものであれば常に喜んで聞き入れ救済して来たが、〔今回は〕それ自体威圧的な或いは不正な意見に基づくもので、予に反対する徒党としてます武力に訴え、次に大胆な請願を申し出たのには大変驚いている。特に予は他の多くの問題を全く改善して、最近は度を越した食糧価格に対する布令を出し、またインクローウジャ、人口減少、共有地の減少、その他の〔諸悪の〕改善のために充分な権威をもった委員会をも指名した。そして確かにそのうちの幾つかは若しこのような無秩序が、これらの計画〔の達成〕に一般に妨げになるようなことがなかったら、今迄に是正されていたであろう。国民が正しい改革の機構を通じてあらゆる問題を解決する予の関心と努力を十分に認識した時、予の名誉も高まれば国民の保障も確保されるのである。しかしそれにもかかわらず彼らはしきりに予を暴力をもって自己の掌中にしたがっている……。

農場と土地〔の地代〕を昔の地代にまで減じて欲しいという苦情に關しては、これを議會〔の承認〕なくして予の平常の權威によって行なうことは出来ないことである。それにもかかわらず、予の主としての權威を強めて四〇年以前に土地が質貸された〔was farmed〕と同じ地代にその土地〔の地代〕を引き下げるために〔叛徒の〕州のあらゆる人々と骨を折るように委員に對して責任を負わせるつもりである。そして次の支払い日にその割合に応じて地代が支払われること、そしてその是正のために直ちに委員たちに従わないような者は次に召集される議會で〔その權威を〕奪われることにする。羊毛價格に關する苦情に關しては、予は今後委員たちが織元たちに羊毛を買わせ、昨年一般に売られた價格の三分の二を支払わせ、残り三分の一に關しては所有主と買主は議會が定めるような命令を守るべきである。また議會で予は土地所有者はある限度を越えて織元や借地農であるべきではない、さらに、同一人が様々の職業に従事すべきではないし多数の聖職祿を持つべきではないと命じたい。次に予は国民

が平隠に留まるだけでなく、予のために祈り命を賭けて仕えるために正しい主張であるような国民の請願の残りのあらゆるものを支持するよう命じたい。この議会は次の一〇月の初めに始まることを予は約束する。その時のために国民は彼らの希望の明細書を示すために当州の〔者〕四―六名を指名し、その間收穫その他各家庭で平和な仕事に専心し、自らの威厳と世間の平隠を維持するために予に激しい手段に頼ることを余儀なくせるべきではない（そのようなことはあるとすれば歎かわしいことである）。

エドワード六世

撰政サマセット

一読して受ける強い印象は、その多くの項目が領主権の廃棄或いは再編強化に反対する内容のものであるという点。コビーホウルド、沼沢地、荳菽地の地代増加・一時金増加などに対する反対（第五・六・一四条）、フリーホウルドのコビーホウルド化反対（第二条）、農奴の解放（第一六条）、上級地代の保有農への負担転化反対（第二・九条）などがこれに属そう。これらはいずれも絶対王制期に於ける経済環境において、領主層が領主権を体制維持的方向に強化せんとしたものに他ならない。

第二に問題のインク로우ジャについてである。これが僅か冒頭の第一条に要求としてただ一度出て来るだけなのである。ところでこの問題の第一条を解して富岡教授は「領主およびジェントリの地主的インク로우ジャには反対であるが、農民自身の手による小農インク로우ジャはよいとしている」と説いておられるが、全文を素直に読めばこの解釈はポイントを失しているように思われる。重要な点は次のことである。過去の農民のインク로우ジャは認める（つ

まり放置してよい)。しかし、今後は、あらゆるインクローウジャは認められるべきでない。すなわち、この時既に全面的に深化発展していた小商品生産者の発展に関しては追求しないが、今後のインクローウジャは教授の言葉で表現すれば、領主的であれ富農層によるものであれ禁止を要求しているのである。簡潔に言えば、小商品生産は黙認するが資本⁽⁴⁶⁾賃労働への分解は阻止しようとする意向を示すものと言えよう。付言すれば故R・H・トニー教授の解釈も筆者と同一である。「これらの諸要求の最も顕著な点は彼らの保守性である」という教授の結論がこの点を端的に物語っている⁽⁴⁶⁾。

当州の経済構造を念頭に置いた場合、最も重要な意味を帯びてくるのは領主の共有地侵害に関するものである。

第三・一一条などがその端的な表現であり、さらに土地より年四〇ポンド以上の収入がある者の羊・牝牛の飼育を禁止した第二九条が問題にされるべきであろう。これはいわば駄目押しということが出来よう。そして、領主権の乱用⁽⁴⁶⁾ 共同規制の破壊が自己の掌中にあったリート法廷により合法化されていたことは、リート法廷は国王の手中に返すべしという第三条より推定することが出来るのである⁽⁴⁶⁾。

第三に、河川の航行の自由(第一七条)と度量衡の統一要求(第七条)は小商品生産者としての叛乱軍の積極的要求であり、この二項目はとくに「平野地帯」の穀物輸出に従事する農民にとっては火急の問題であった。これは既に別稿で余すところなく明らかにされた⁽⁴⁷⁾。

(1) C. Hill, *Reformation to Industrial Revolution*, 1967, p. 52.

(2) S. T. Bindoff, *op. cit.*, p. 20.

(3) Ibid., p. 20.

(4) 拙稿、「一四世紀イングランド一撥の社会的背景」、六六頁参照。

(5) 富岡教授はウィリアム・ケットの兼職たる 'mercet' を「織元」と訳され、彼を農村織元と規定しておられるが、'draper' ならともかくとして——この場合でも問題は残るが——'mercet' を織元と訳すのはいささか強引であろう。プリソンの研究成果によっても明らかのように当州では織元は 'weaver' として記録されている。さらに教授は 'two shops with a place' を「そのなかの一軒は作業場であった。」と解しておられるが、これもどうであろうか。小論の主張と重要な関係があるのであえて付記しておきたらう。富岡前掲書「五三二—三頁、五四六頁。L. M. Kett, *The Kett's of Norfolk*, pp. 56~7.

(6) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, Appendix.

(7) R. J. Hammond, op. cit., p. 52. なお後述の註(9)参照。

(8) F. W. Russell, op. cit., p. 59.

(9) この点は複雑な問題が関係して来るので今一歩立ち入った説明を加えておく。ノーフォーク産の原毛は次第に周辺の諸州からの需要が増大した。であるから牧羊業の拡大は必ずしも当州の梳毛工業の発展の結果であったとはいえない。しかし当州の梳毛業者、就中、大量の原毛を消費する資本家的梳毛業者にとっては、当州の牧羊業の発展、特に大牧羊業の発展は原料確保の上から必要なものであった。自己が少数の羊を飼育して原毛の自給が可能である零細な小商品生産者にはこれは要当しなかったであろう。Conf. R. J. Hammond, op. cit., p. 108. 総じてハモンドの学位論文は「叛乱」と梳毛工業との関連を、当時梳毛工業が衰微していたことを指摘するだけで、それ以上追求しようとしていないという点で、不十分なところが残されているように思われる。

(10) ハンドレンドの代表者名簿に関しては富岡次郎、前掲書、五三〇頁に収録されているので参照されたい。

「ケットの叛乱」(Kett's Rebellion) をめぐって

- (11) 確實にマナ所有者と見做される者はエドモンド・フランミンガム (Edmond Framingham) とロバート・センダール (Robert Sendaal) の両者。その可能性が考えられるものがリチャード・ワード (Richard Ward) サットリント・トナマン (William Browne) アルク・チチナタ (Thomas Tudenham) の三名。Conf. F. Blomefield. *op. cit.*, Vol. V, p. 167; Vol. VI, p. 144, 486; Vol. VIII, p. 59; Vol. X, p. 106.
- (12) S. T. Bindoff, pp. 19~20.
- (13) 本稿一九二頁その他参照。
- (14) この点で富岡教授の村落共同体という場で富農と中・小農が地主に対して抵抗するという説は充分傾聴に値する。小論においてもその例証をあげておいた。ただ問題となるのは教授の好まれる「富農」という表現の内容である。この中に資本主義的借地農が含まれるなら筆者は必ずしも教授の説を支持出来ない。上層の小商品生産者と解したい。
- (15) J. R. Hammond, *op. cit.*, p. 6.
- (16) この点に關しては富岡『前掲書』五三七頁に註したのと参照せられた。
- (17) F. Blomefield, Vol. III, p. 239, 245; F. W. Pussell, *op. cit.*, pp. 21~3, p. 24, p. 61, etc.
- (18) ノーサンマン伯に從ったノーフォークのジェントリのうち判明しているものは次の十一名である。
- Sir Anthony Denny. Sir Henry Bedingfield. Ralph Seidler. John Sulard. Sir Richard Southwell.
 William Walgrave. John Gates. John Cuttiss. Sir Thomas Paston. Thomas Cornwallles. Sir Richard Lee
- ウァリントン伯に從ったノーフォークのジェントリのうち判明しているものは次の十名である。
- Henry Willoughby Esq.. Sir Thomas Palmer. Sir Thomas Gresham. Andrew Flammock. Marina-

duke Constable. Henry Wilby Esq. William Dereux. Gyles Foster Esq. Sir Edmund Knyvett.
Thomas Lusye of Chalcot Esq.

その他ノーンキタ以外に住むシホント。

Edward Ward. John Woods Gent.. Sir John Clere. Will Heydon Gent.. Rice Griffiths Esq.
Lord Sheffield.

Conf. F. W. Russell, op. cit., pp. 87~8, p. 92, 121, 149 etc.

(9) K. J. Allison, Flock Management in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, *Ea. R. II*, Vol. VI, passim.

(10) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, pp. 214~5, 255~6; Flock Management, p. 100.

(11) K. J. Allison, The-SheepCorn Husbandry of Norfolk in the Sixteenth and Seventeenth; A Shimpson.
The East Anglian Foldcourse: Some Queries, *Agr. Hist. Rev.* Vol. VI 1958.

(12) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, p. 155 ff.

(13) Ibid., pp. 166~72.

(14) Conf. R. J. Hammond, op. cit., pp. 41~2.

(15) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, pp. 99~140.

(16) Ibid., pp. 164~5. ノンシットランドに位置するキルトムーネマン村の例。

(17) 簡単には次のように記せよう。一六世紀前半までは、牧羊区の新設・拡大↓「分解」の促進⇨大借地農の出現。一六世紀後半以降に至ると、借地農との交渉にもとづく牧羊区の消滅、或いは借地農の牧羊区の賃借。一般に早期に牧羊区の消滅した場合は、その交渉相手は複数の小保有農であったように思われる。本稿一三二頁以下参照。

「ケットの叛乱」(Ket's Rebellion) をめぐって

(28) 本稿一四三—四の例。その他K・J・マリソン, R・J・ハモンドの学位論文にはこれに該当する多数の史実が見られる。「苦情の対象となったものは非常にしばしば新参者であった」(前記ハモンド論文九一頁)。

(29) R. J. Hammond, op. cit., p. 89 etc.

(30) T. S. Bindoff, op. cit., pp. 17~8.

(31) 拙稿「一四世紀イントラムト一撥の社会経済的背景」六五—六頁。

(32) モンテノ教授の記述をよみに筆者が作成した。

(33) K. J. Allison, Ph. D. Thesis, App. ix, xcvi.

(34) Ibid.

(35) K. J. Allison, The Sheep Corn Husbandry, passim.

(36) Davenport, *History of a Norfolk Manor*, pp. 37~43, p. 46, 47. 前記註(32)「付録」には『ノーフォーク史』その他の史料に依拠して牧羊区の記録のある全村落が列記されている。

(37) S. T. Bindoff, p. 18.

(38) F. W. Russell, op. cit., pp. 41~6, p. 113.

(39) S. T. Bindoff, pp. 18~9.

(40) Ibid., p. 4.

(41) F. W. Russell, op. cit., p. 56.

(42) 富岡、前掲書、五四五—八頁。ただし小論との訳語の統一のため若干の手を加えた。また箇条番号は請願書自体には付されていない。Conf. *English Economic History: Select Documents*, 1914, p. 247~50.

(43) F. W. Russell, op. cit., 30~31.

(44) 富岡、前掲書、五四九頁。

(45) R. H. Tawney, op. cit., p. 337.

(46) 一村落到複数のマナが存在する場合、村落共同体の規制はリート法廷で施行された。この際リート法廷を所有するものは当村落の「第一マナ」(principal manor)の領主であった。既述したようにプロムフィールド著『ノーフォーク史』にはこの点に関する豊富な史料が収録されている。

(47) 拙稿『「大叛乱」(Great Rebellion)は市民革命か』四四〇頁以下参照。

結 語

「ケットの叛乱」において主導的役割を演じた叛徒は小商品生産者であったと考えられる。この点で「一三八一年一揆」と本質的に変りはない。唯、恐らくは叛徒の中には一四世紀の一揆には見られなかったような零落しつつある農民・職人層が参加していたと推定される。

変化したのは攻撃の対象自体である。一四世紀の一揆は反封建闘争であり、かくて一七世紀の「大叛乱」に継承される。一四世紀の小商品生産者の担った役割は一七世紀においてはブルジョワに引継がれる。ところが「ケットの叛乱」においては叛徒の攻撃目標となったものは封建領主と同時に、否、それ以上に社会的分業の発達に自己を適応させつつある旧封建領主或いは新参の地主であった。彼らは工業の発達が自己の利益に一致することを知っており、一世紀後の「大叛乱」には大局的に議会側に走ったのである。こう考えてみると、われわれは「一四世紀一揆」と

「大叛乱」を結ぶ直線上において「ケットの叛乱」を位置づけることに疑問を感じないではいられない。このような性格の「叛乱」が梳毛工業の中心的立地を席卷出来なかつたのは当然であつたとすれば、ピンドフ教授が叛徒の要求を「実にラディカルな綱領であり、それは（若し実現したら）農村における資本主義の翼を摘みとつたであろう」と評したのは、⁽¹⁾ 的を失していない。

ただ事態を余りに単純化しないために以上のような基本的理解に際して、残された問題を筆者自身で提起し一応の回答を与えておきたいと思う。第一に問題となるのは、かく解した場合借地農が「叛乱」に対しどのような姿勢で参加していたかという点である。筆者の回答は借地農不在であるがこれは既述の農業経営の分析から納得出来ないという疑問が提起されよう。

しかし、借地農の名が残された史料に全く見られないわけではない。最も看過出来ないのがロバート・クロウリの「叛乱」の原因についての記述である。⁽²⁾ 彼は「大借地農、大牧畜業者、富める屠殺業者、法律家、商人、ジェントルマン、騎士、領主・地主 (lords) ……」これらの者どもこそ叛乱の原因なのだ」と断定している。つまり彼らの中には領主も近代的地主も借地農（＝農業資本家）も入っているのである。

ケットの叛乱の中で借地農が余り前面に登場してこない理由は、経済主体としての概念の産物たる借地農業資本家をひとまず差置いて、現にあったノーフォークの借地農を想起してみればそれなりに理解することが出来よう。一再ならず例示したように、借地農はその経営規模を拡大すると何らかの程度において必ず領主権―それが如何に形骸化していたかは別として―に関与したのであり、最後に借地農自身マナ所有者となつたのである。国王はその解答の中で

「土地所有者は或る限度を越えて織元や借地農であるべきではない」と回答しているが、これは勿論、土地所有者が織元や借地農になつたのではなく、歴史的には織元や借地農が土地所有者になつたのである。今更われわれはこのよ
うな例をあげる必要もあるまい。ラヴェナムのスプリング家だけでも想起すれば充分である。ケット自身一七世紀に
はジェントリになつて⁽³⁾いる。富岡教授の主張されているような意味における「農民的近代化コース」は市民革命にお
いては本来存在しないのではあるまいか。そのようなコースのチャンピオンが若し存在したとしたら、それは彼自身
未だ資本家として一人前でなかつたことを意味している。そしてこのようなコースの市民革命があつたとしても、少
くともそれは市民革命としては甚だ奇形的というほかないのではあるまいか。だからといって筆者は「地主的近代化
コース」を主張するつもりもない。つまり「地主的」或いは「農民的」というような系譜論は、筆者には余り意味が
あるとは思われ⁽⁴⁾ない。

第二の予想される質問。ケットの叛乱で徹底的に小商品生産者と対立した地主層が、何故「大叛乱」において自営
農民や小農民と手を結び封建的国家権力に対抗したのであるうか。勿論、叛徒が攻撃目標としたのは地主層のみでな
く封建的権力があり、だからこそ彼らを最終的に弾圧したのは封建諸侯の軍隊であつたのだが、それはともかくとし
て、実は「大叛乱」の主導層は商工業ブルジョワと工業的小商品生産者であつて、決して地主階級ではなかつた。イ
ースト・アングリアの繁栄は織物業の繁栄にかかつていた。その繁栄を脅かすロード体制はノーフォクの地主にと
つても好ましいものではなかつた。最早この時点において彼らには封建国家はなくもがな⁽⁵⁾の存在であつた。彼らは時
の流れに順応していつたのである。皮肉にもチューダー期の行政革命（＝集権的権力機構）の確立は彼らに国家権力の

存在と同時にその無用性を意識させることになったのである。

一般に絶対王制期に入り隸農制が衰退してマナ法廷の機能が弱体化すると、封建的秩序を維持するための諸機能は次第に中央政府に吸収される。エルトン教授の説くチューダ期の行政革命とは、この時代の行政機構が形式的には近代の官僚的統治機構に引き継がれる側面があったにせよ、この時点では実質的に封建制の維持¹¹再編以上のものではなかったと考えられる。⁽⁶⁾それは市民革命を契機に変態¹¹機能転化を必要としたのである。

前述の本来領主（¹¹農奴）制のもとでマナ法廷が果すべき諸規制を中央の国家権力が吸引してゆく過程について、われわれは既に賦役地代が全面的に開花した時点の一三七五年における「労働者法令」(Statute of Laborers)にその端緒を見出すことが出来るであろう。地域史研究という枠組の中で問題を設定した小論においてはこの絶対王制期の支配機構に論及することは出来ないが、行論のなかにおいても村落共同体を廻る抗争において上級裁判所、星法院の果した重要な役割については一再ならず触れるところがあった。最後に問題の重要性に鑑みノーフォークの一所領との関連においてこの点をさらに立ち入って明らかにすることにより絶対王制の政策基調を明確にしておきたい。

ギミングム・ソックはこのために恰好な例である。何故なら既述したように当ソックはウォレン家没落以後ランカスタ所領つまり王領直轄地であり、ランカスタ公法廷 (Duchy Court) は最高裁判所として機能していたからである。当ソック法廷は一六世紀に入ると詳述したように既にその機能を殆ど失なってしまっていたのであり、住民間の「慣行」を廻る紛争を処理することは全く不可能であった。そこで一五八〇年使節団が結成され二年後「ギミングムの住民と(マナの賃借人) フランシス・サウズウェル間の訴訟判決」として改めて次の諸点が確認されたのである。⁽⁶⁾

- I 王の賃借人（＝借地農（*tenant*））は旧直營地でのみ兎を飼育することが出来る。
- II 農民（*tenant*）は押しつけられた年五三シル四ペンスの地代を免除される。
- III 農民は旧直營地以外で兎を捕えてもよい。
- IV 賃借人は農民の土地で兎を飼ってはならない。
- V 賃借人の牧羊区の制限（具体的に地域指示）。
- VI 賃借人の羊数は四〇〇頭とする。
- VII 牧羊区内に土地のある農民は一エイカにつき一頭の割合で牧羊区を利用出来る。それ以上の羊は除かれねばならない。
- VIII 賃借者その他の農民の許可なく牧羊区内のインクロウジャを行なってはならない。
- IX 今までのインクロウジャは取除く必要はない。
- X 賃借者により要求される賦役の確定。
- XI 農民は彼の賦役義務を果すべきであるが一部の追徴労役の義務は負うべきであろう。
- XII 村民代表、村法監視人、荘官は慣行通り農民としての義務を免除される。
- XIII 放牧期における放牧数違反のための一時金は賃借者ではなく国庫に帰属する。

この判決の中にわれわれは絶対王制の対農業政策を典型的に読みとることが出来る。第一に、「農奴身分廢

止」を遂行したこの時点においてもなおランカスタ法廷は賃借農による賦役強制が以前のランカスタ裁判所判決により生きていることを基本的に確認した上でその一部の廃止を認めた。第二に、共同体に関しては現在の小農インクロウジャを認め、賃借農の共同体の破壊を極力押えようとした意図がありありと窺える。第三に、規制違反による一時金を賃借農に与えずに国王の財源として国庫に納入させようとしたところにこの時期の財政的集権化をみる事が出来る。

要するに、中世都市において小商品生産の展開をその是非にかかわらず追認しなければならなかったように、絶対王制期の農業政策は現状以上の、つまり資本¹¹賃労働関係の成立・発展をこそ阻止しようとしたのであって小商品生産そのものは最早これを圧殺することは出来なかった。そしてこの時点においてはそれは賃借農に対して農民を擁護するという態度でほぼ一貫しているのであり、これはマナが賃貸されていない場合でも妥当するものであったといえよう。言うまでもなくこれはサマセット公の農民保護政策の一環として理解されなければならない。

- (1) S. T. Bindoff, *op. cit.*, p. .
- (2) R. H. Tawney & E. Power (ed.), *Tudor Economic Documents*, Vol. III, p. 57.
- (3) L. M. Kett, *Ketils of Norfolk*, p. 116.
- (4) このような発想との関連において、若し有益な分析用語があるとしたら外圧により封建的国家権力自身自己が生き残るためにはブルジョワ化せざるを得ない結果として生まれたプロシア・帝政ロシア的「上からの」改革であろう。
- (5) この点は、富岡氏も前掲書第四章で強調されておられる。

(6) C. M. Hoare, *History of an East Anglian Soke*, p. 330 ff..

(7) この点に関しては田中豊治著『イギリス絶対王政期の産業構造』第二章を参照。

付言 小論を執筆するに当り富岡次郎教授から史料上の御教示を得たことを記して感謝の言葉とします。

(昭和四五年三月二日 受理)